

# 総務文教常任委員会

日 時 令和2年3月11日（水）午前10時から  
場 所 全員協議会室

## 議 題

### 1 付託案件（8件）

- （1）議案第13号 射水市職員の給与に関する条例の一部改正について
- （2）議案第14号 射水市行政不服審査法施行条例の一部改正について
- （3）議案第15号 射水市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- （4）議案第16号 射水市債権管理条例の一部改正について
- （5）議案第25号 射水市監査委員条例の一部改正について
- （6）議案第27号 動産の取得について（（仮称）複合交流施設什器（厨房機器））
- （7）議案第28号 海竜スポーツランド熱源更新工事請負契約について
- （8）議案第30号 字の区域の変更について

### 2 報告事項（9件）

- （1）射水市バリアフリーマスタープラン（案）について  
（企画管理部 政策推進課 資料1）
- （2）とやま呉西圏域都市圏ビジョンの進捗状況について  
（企画管理部 政策推進課 資料2）
- （3）射水市定員適正化計画について  
（企画管理部 人事課 資料1）
- （4）射水市公共施設再編方針について  
（企画管理部 人事課 資料2）
- （5）RPAを活用した実証事業の結果について  
（財務管理部 総務課 資料1）

- (6) 令和2年度地方税制改正(案)の要旨について(市町村関係部分)  
(財務管理部 課税課 資料1)
- (7) 電子マネーを利用した市税のスマホ決済の拡充について  
(財務管理部 収納対策課 資料1)
- (8) 小・中学校ICT教育環境整備事業について  
(教育委員会 学校教育課 資料1)
- (9) 射水市小杉体育館ネーミングライツパートナーについて  
(教育委員会 生涯学習・スポーツ課 資料1)

### 3 その他

企画管理部政策推進課 資料1  
3月定例会 総務文教常任委員会  
令和2年3月11日

# 射水市バリアフリーマスタープラン (案)

令和2年2月

射 水 市



# 目次

---

<b>第1章</b>	<b>策定の背景及び位置付け</b> .....	<b>1</b>
1-1	策定の背景及び目的.....	1
1-2	バリアフリーマスタープランの期間.....	1
1-3	バリアフリーマスタープランの位置付け.....	1
<b>第2章</b>	<b>射水市の概況</b> .....	<b>2</b>
2-1	射水市の概況.....	2
2-2	生活関連施設及び交通網の状況.....	4
<b>第3章</b>	<b>バリアフリー化の現状と課題</b> .....	<b>9</b>
3-1	関係者ヒアリング調査及びまち歩き点検.....	9
3-2	バリアフリー化の課題.....	10
<b>第4章</b>	<b>移動等円滑化促進地区等の設定</b> .....	<b>11</b>
4-1	設定の考え方.....	11
4-2	移動等円滑化促進地区等の設定.....	13
<b>第5章</b>	<b>移動等円滑化促進に関する基本的な方針</b> .....	<b>19</b>
5-1	基本理念.....	19
5-2	基本目標・基本方針.....	19
<b>第6章</b>	<b>移動等円滑化の促進に向けた取組</b> .....	<b>20</b>
6-1	移動等円滑化の促進に向けた取組.....	20
6-2	心のバリアフリーに関する取組.....	22
6-3	届出制度.....	23
<b>第7章</b>	<b>マスタープランの評価・見直し</b> .....	<b>24</b>



# 第1章 策定の背景及び位置付け

## 1-1 策定の背景及び目的

国においては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」という。）」を一部改正し、市町村がバリアフリーに関するマスタープランを策定する制度を創設し、バリアフリーのまちづくりに対する取組を強化しています。

このことから、地域における高齢者や障がい者等が日常生活や社会生活を確保する上で生活の支障となる物理的障害や精神的障害を取り除き、都市整備等と連携したバリアフリー化を推進するため、バリアフリーの基本方針（以下、「本マスタープラン」という。）を策定します。

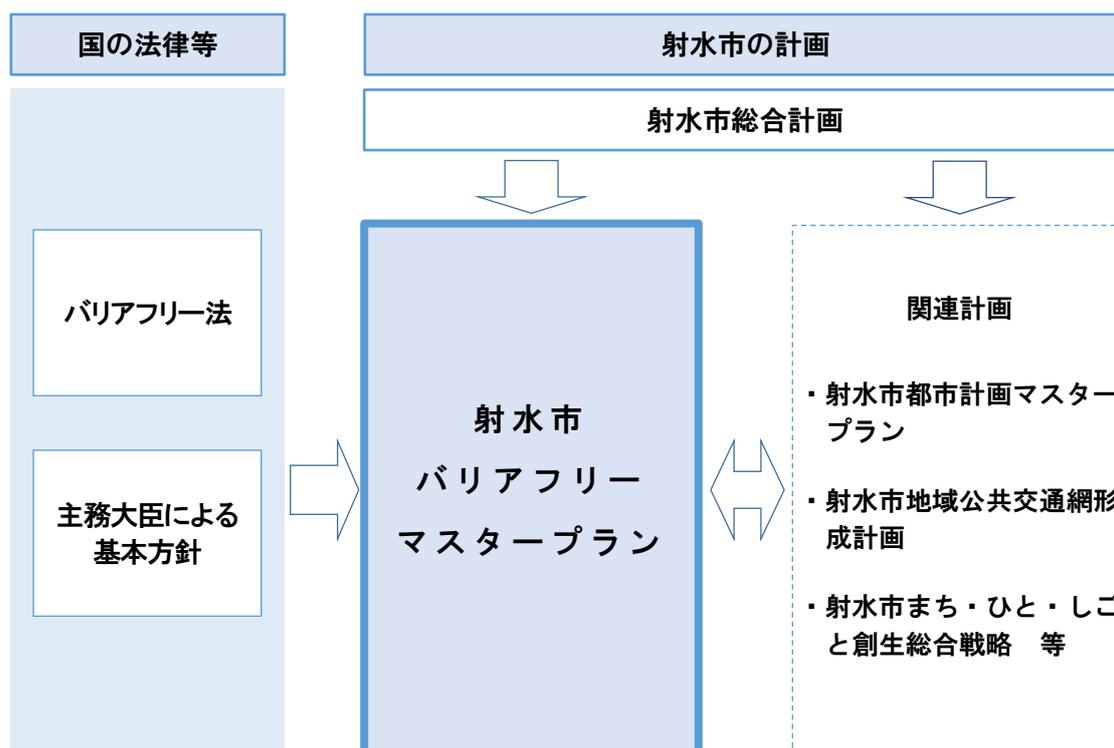
## 1-2 バリアフリーマスタープランの期間

本マスタープランの期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

なお、5年目の令和6年度（2024年度）を目処に、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に関する措置の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努め、必要があると認めるときは、本マスタープランを見直すものとします。

## 1-3 バリアフリーマスタープランの位置付け

本マスタープランは、バリアフリー法及び基本方針に基づいて策定します。また、策定にあたっては、射水市総合計画をはじめとする上位・関連計画の考え方を踏襲し、整合性について十分に考慮します。



## 第2章 射水市の概況

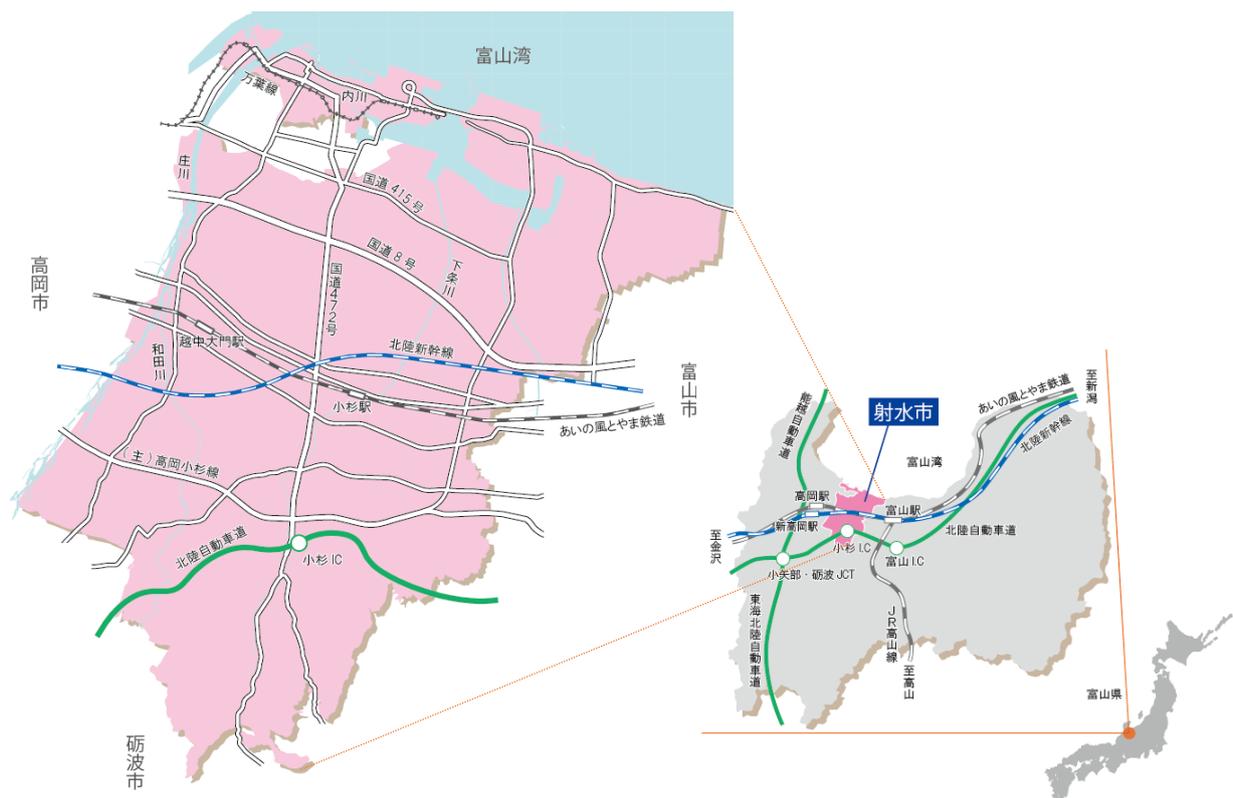
### 2-1 射水市の概況

#### (1) 位置及び地勢

本市は、富山県のほぼ中央に位置しており、北は富山湾に面し、東は富山市、西は高岡市に隣接しています。市域は、東西10.9 km、南北16.6 kmで、総面積は109.43 km<sup>2</sup>となっており、県土面積の約2.6%を占めています。

地形は庄川、神通川の土砂のたい積によって形成された三角州状の低平な平野部と南部の丘陵部で構成されています。標高は海拔0 mから140.2 mで、四季折々において彩り豊かな自然がみられます。

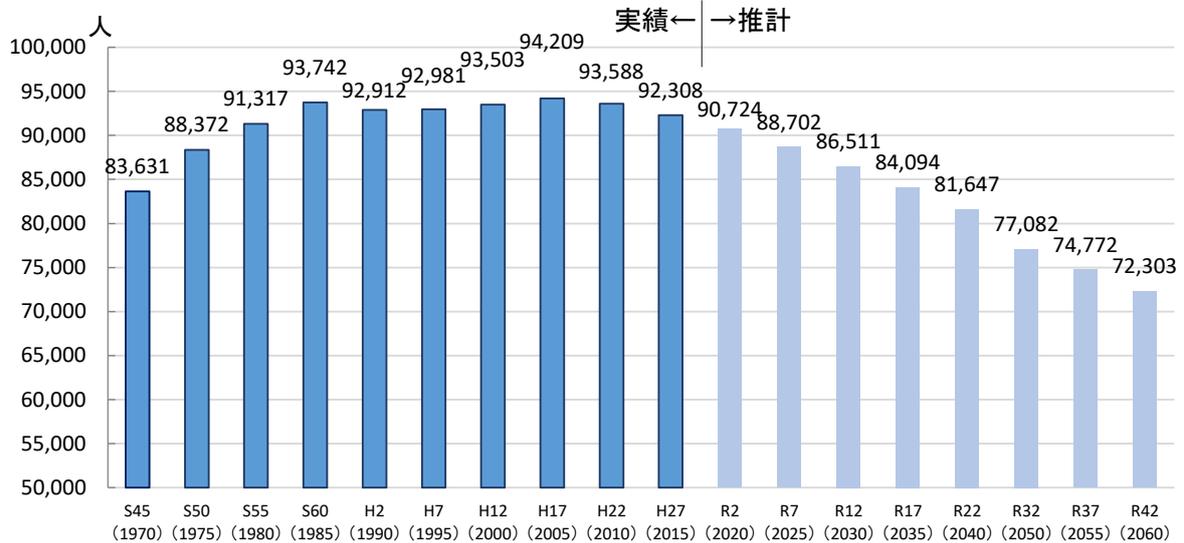
また、日本海側のほぼ中央に位置し、市内に国際拠点港湾伏木富山港（新湊地区）、その後背地に県内最大級の工業団地、さらに内陸部には北陸自動車道小杉インターチェンジを擁し、環日本海交流の拠点として、いわば360°の交流・連携を可能とする優位性を持っています。



## (2) 人口

平成27年（2015年）の人口は9.2万人で、平成17年（2005年）の9.4万人をピークに減少傾向にあります。なお、第2期射水市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、令和42年（2060年）の目標人口を72,000人としています。

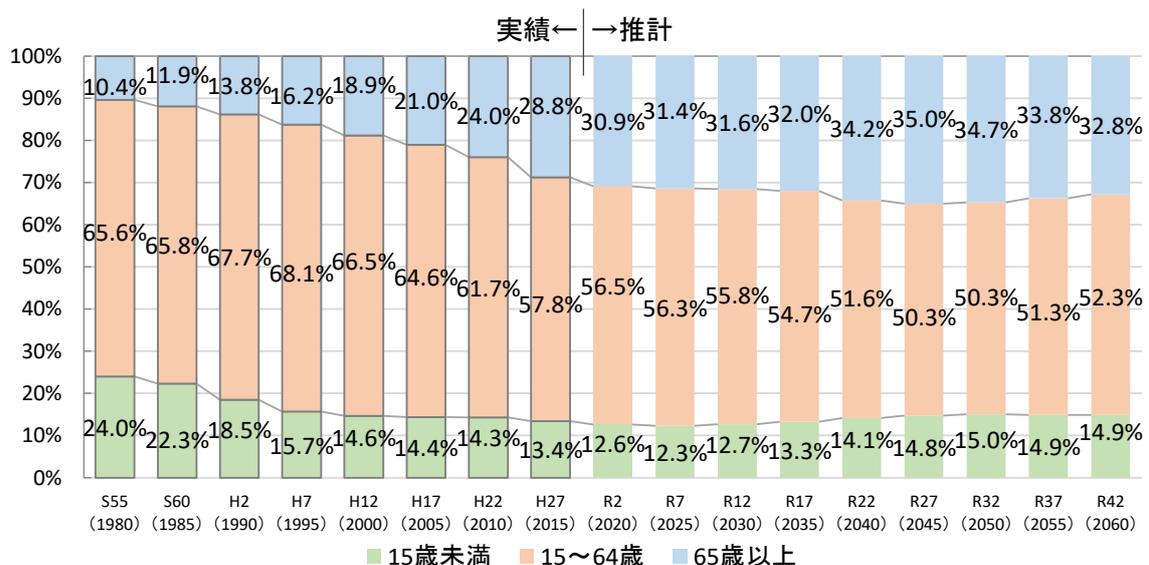
図 人口の実績値と目標（推計値）



資料) 総務省「国勢調査（昭和45年(1970年)～平成27年(2015年)）」  
 ※昭和45年(1970年)から平成17年(2005年)までの値は旧市町村の値を合算したもの  
 第2期射水市まち・ひと・しごと創生総合戦略 射水市人口ビジョン ※令和2年(2020年)以降は推計値

年齢3区分別の人口割合では、平成27年（2015年）時に高齢者人口（65歳以上）が28.8%を占め、年少人口（14歳以下）の13.4%の2倍以上となっています。今後の人口推計でも、高齢者人口は30%を超え、年少人口は同割合で推移するものと考えられます。

図 年齢3区分別 人口割合の実績値と目標値（推計値）



資料) 総務省「国勢調査（昭和55年(1980年)～平成27年(2015年)）」 ※割合は、分母から不詳を除いて算出  
 ※昭和55年(1980年)から平成17年(2005年)までの値は旧市町村の値を合算したもの  
 第2期射水市まち・ひと・しごと創生総合戦略 射水市人口ビジョン ※令和2年(2020年)以降は推計値

## 2-2 生活関連施設及び交通網の状況

### (1) 生活関連施設

生活関連施設（高齢者や障がい者等を含む多くの人が日常生活や社会生活において利用する施設）に該当すると考えられる施設の分布状況は下図のとおりです。

地区別にみると、人口構成比に対応し、新湊地区や小杉地区での立地が多い傾向がみられます。

図 施設類型別 生活施設分布

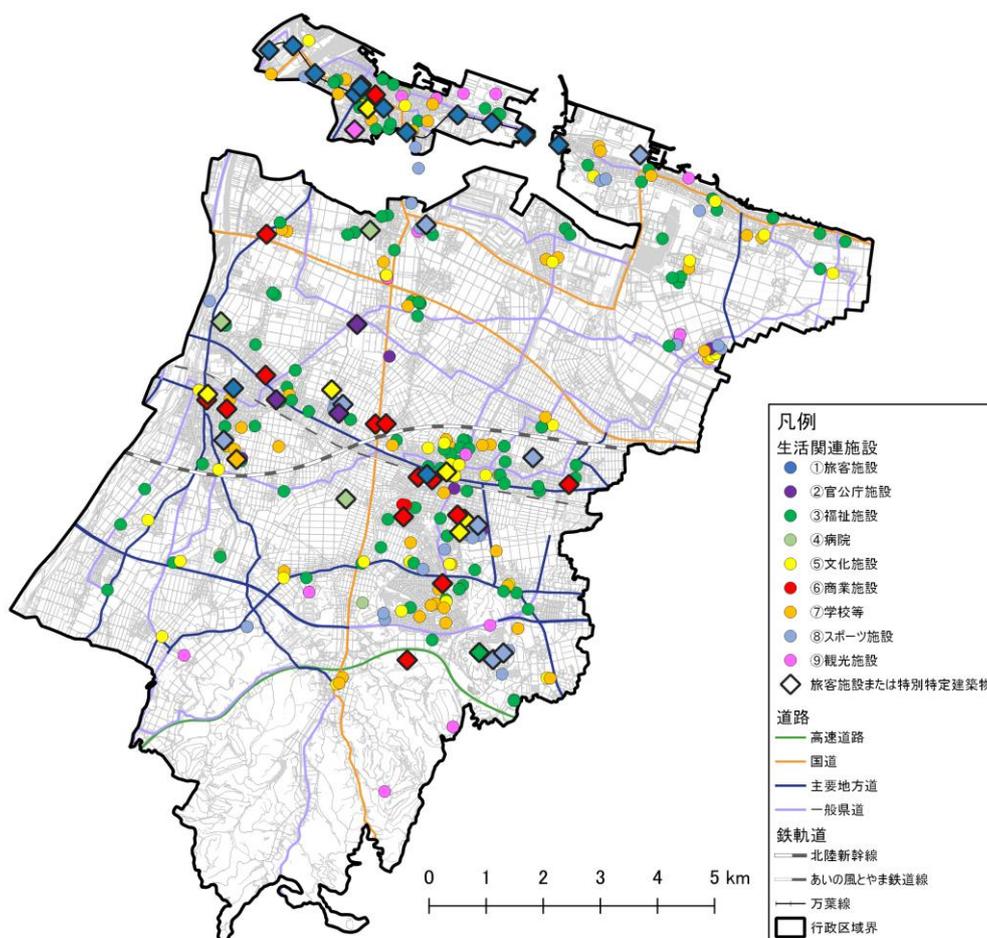


表 施設類型別 生活関連施設数

	生活関連施設数	うち 旅客施設または特別特定建築物数
旅客施設	14	14
官公庁施設	11	3
福祉施設	141	1
病院	6	3
文化施設	49	9
商業施設	16	14
学校等	60	1
スポーツ施設	40	8
観光施設	19	1
計	356	54

※ 特別特定建築物  
 ・バリアフリー法第2条第17号に規定された「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物」  
 ・2,000㎡以上（公衆便所については50㎡以上）の新築、増築、改築又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への適合義務  
 ・2,000㎡未満、及び既存建築物に対して建築物移動等円滑化基準への適合努力義務

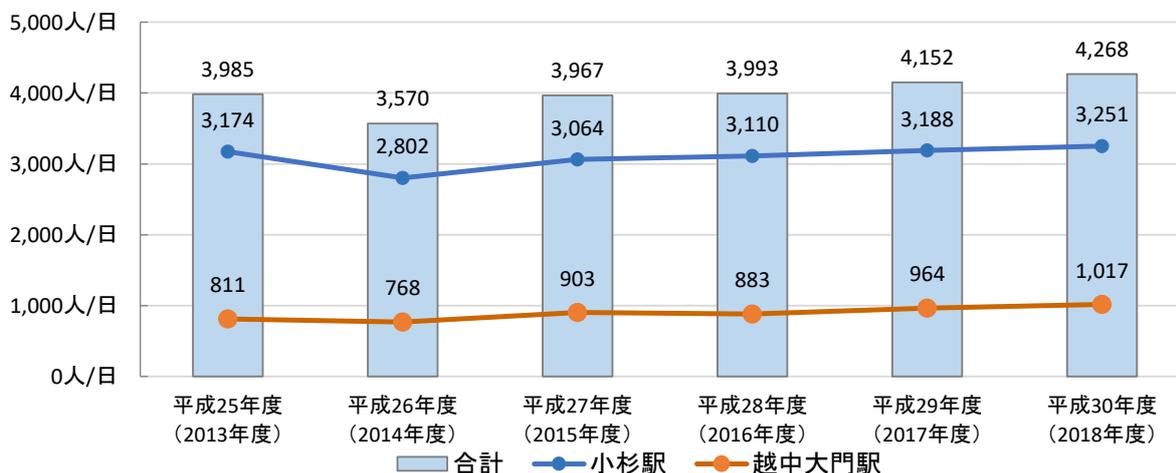
資料) 射水市資料を基に集計（射水市公共施設ガイド、射水市内介護保険サービス事業所一覧等）

## (2) 鉄道

### ① あいの風とやま鉄道

あいの風とやま鉄道の2つの駅（小杉駅・越中大門駅）があり、駅別一日当たり乗車人数は、小杉駅で約3,000人/日、越中大門駅で約900人/日で推移しています。

図 一日当たり乗車人数（あいの風とやま鉄道）

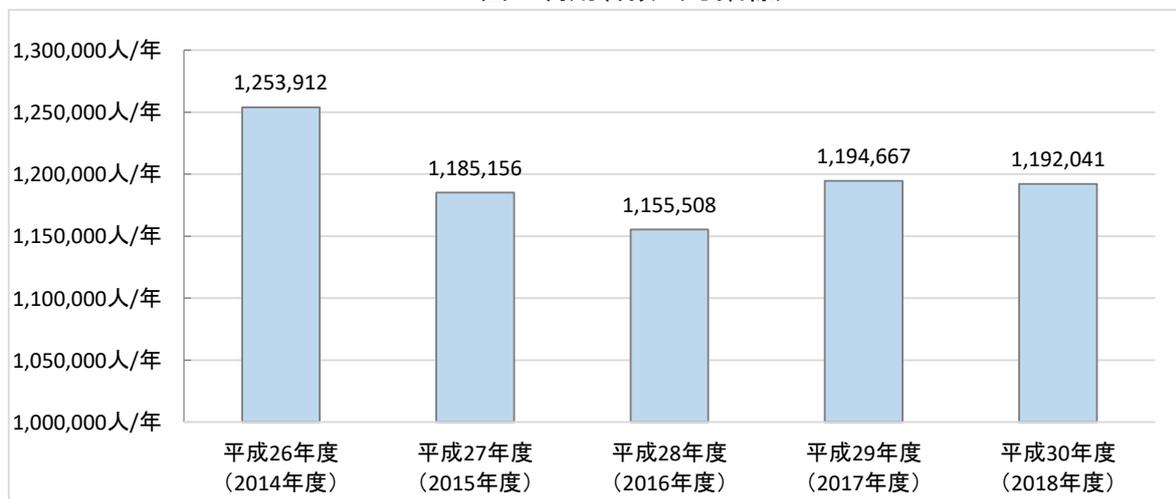


資料) あいの風とやま鉄道株式会社（平成27年3月14日まではJR西日本）

### ② 万葉線

万葉線の9つの駅があり、利用者数は、平成28年度（2016年度）までは減少傾向にありましたが、それ以降は増加し、約119万人以上で推移しています。

図 利用者数（万葉線）



資料) 万葉線株式会社

表 市内万葉線駅

駅	・ 中伏木	・ 六渡寺	・ 庄川口
	・ 西新湊	・ 新町口	・ 中新湊
	・ 東新湊	・ 海王丸	・ 越ノ潟

資料) 万葉線株式会社

### (3) バス

民間事業者による路線バスとコミュニティバスが運行されており、コミュニティバスの系統別の1日当たり乗車数をみると、各年とも概ね新湊・本江線が最も多く、次に新湊・小杉線、小杉駅・太閤山線、新湊・大門線等の順となっています。

表 系統別 年間利用者数（コミュニティバス）

単位：人/年

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
① 中央幹線			9,493	21,566	24,262
② 新湊・大門線	35,359	35,677	35,935	34,940	35,183
③ 新湊・本江線	71,930	66,196	74,535	70,827	69,283
④ 七美・作道経由庄西線	19,390	17,781	14,437	14,182	15,385
⑤ 塚原・作道循環線	4,049	3,122	2,288	1,884	1,896
⑥ 新湊・越中大門駅線	24,085	25,099	24,037	25,761	24,290
⑦ 新湊・呉羽駅線	15,088	14,743	13,504	15,031	14,369
⑧ 新湊・小杉線	61,444	64,389	74,019	73,389	71,130
⑨ 大島・小杉経由大門線	378	466	505	537	605
⑩ 浅井・大門経由小杉駅線	1,991	2,223	2,279	2,923	3,093
⑪ 櫛田・大門経由小杉駅線	356	509	531	646	296
⑫ 小杉駅・水戸田経由大門線	576	816	556	723	467
⑬ 小杉駅・金山線	16,438	16,814	15,506	13,794	12,862
⑭ 小杉地区循環線	24,522	24,087	24,754	24,965	24,332
⑮ 小杉駅・太閤山線	55,984	58,799	55,428	51,899	56,308
⑯ 小杉駅・白石経由足洗線	12,602	12,313	11,463	13,743	13,389
⑰ 小杉駅・大江経由足洗線	14,709	13,692	13,472	15,076	13,860
⑱ 海王丸パーク・ライトレール接続線	4,270	1,643	1,328	1,435	1,555
⑲ 堀岡・片口経由小杉駅線	17,940	16,449	18,517	18,924	21,824
計	381,111	374,818	392,587	402,245	404,389

資料) 射水市生活安全課

大門地区及び大島地区全域では、主要施設へデマンドタクシーが運行されています。

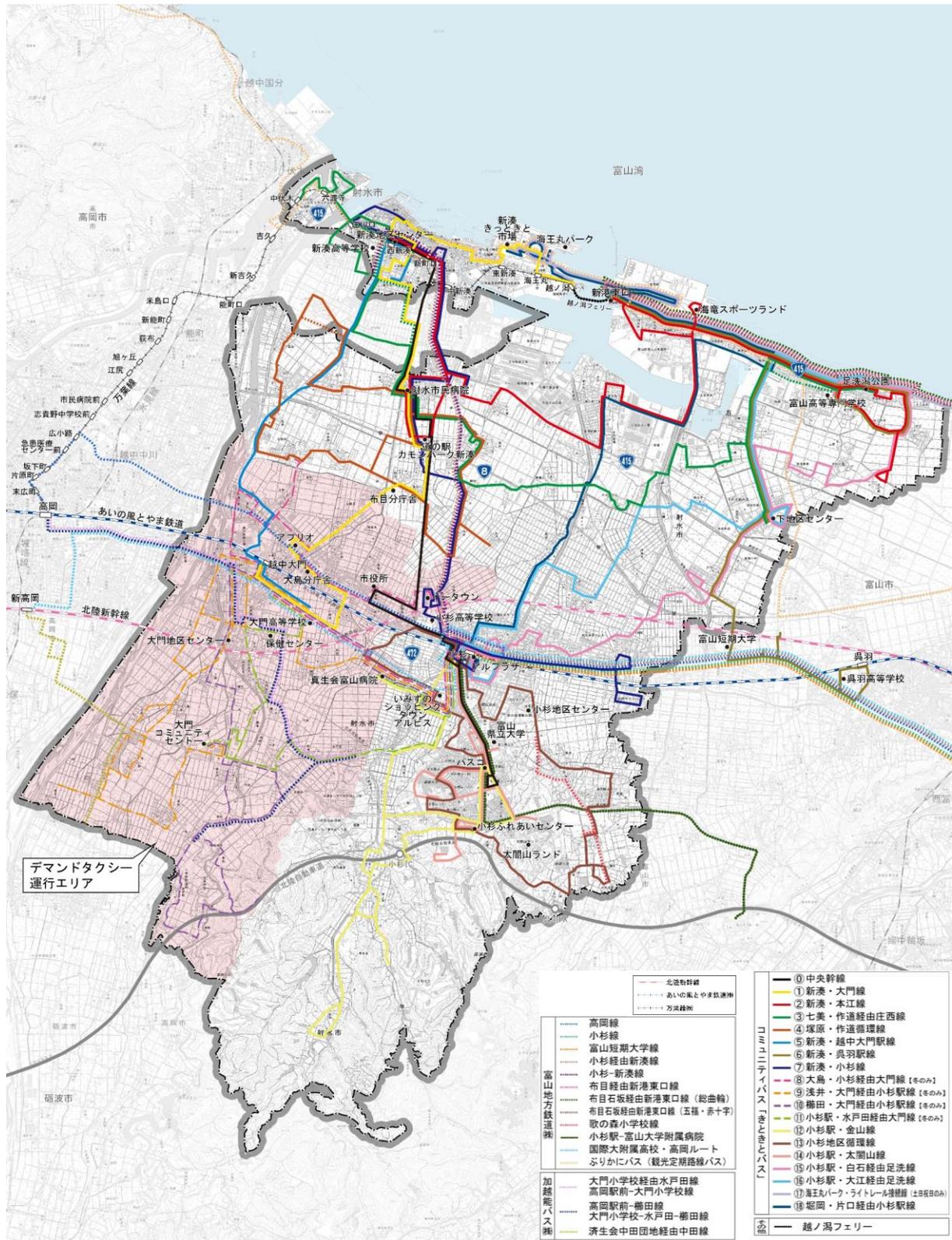
表 年間利用者数（デマンドタクシー）

単位：人/年

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
デマンドタクシー	13,191	14,264	14,505	14,118	14,183

資料) 射水市生活安全課

図 市内公共交通ネットワーク



資料) 射水市生活安全課 (平成 31 年 4 月現在)

#### (4) 道路

本市には、3路線の国道と22路線の県道、そして多くの市道に加え、北陸自動車道が整備されています。国道及び県道、市道の実延長は、平成30年度（2018年度）末で約1,010 kmとなっています。

図 主要幹線道路・鉄道

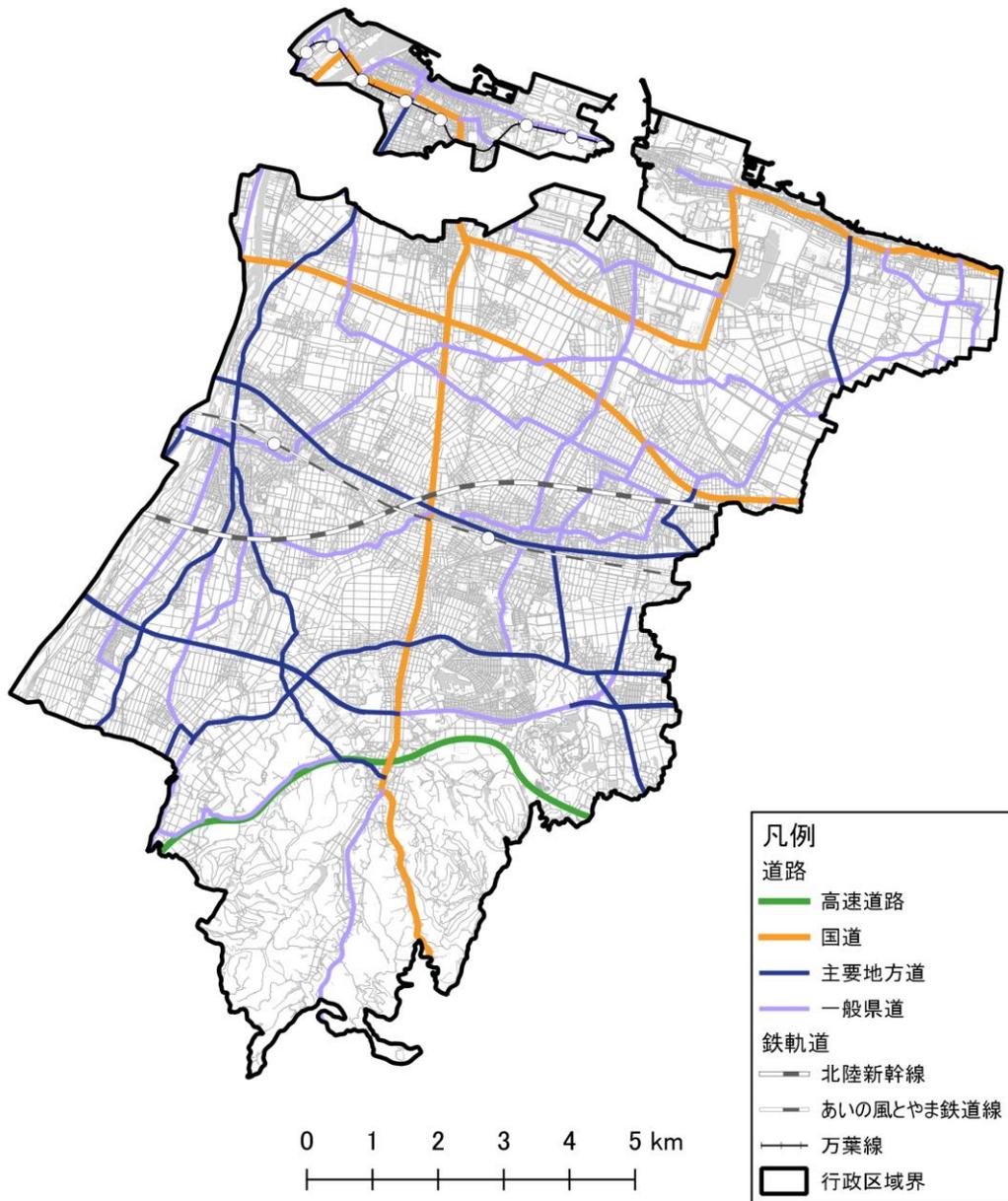


表 道路区分別 実延長

	国道	県道	市道	計
平成26年度（2014年度）	35,321m	128,359m	835,964m	999,644m
平成27年度（2015年度）	35,322m	128,330m	839,480m	1,003,132m
平成28年度（2016年度）	35,321m	128,331m	842,194m	1,005,846m
平成29年度（2017年度）	35,321m	128,340m	843,099m	1,006,760m
平成30年度（2018年度）	35,321m	129,114m	845,086m	1,009,521m

資料) 富山県道路課、射水市用地・河川管理課（各年度末）

## 第3章 バリアフリー化の現状と課題

### 3-1 関係者ヒアリング調査及びまち歩き点検

#### (1) 目的

本マスタープランの策定に際し、高齢者・障がい者等の移動制約者から、利用頻度の高い生活関連施設や生活関連経路に関する意見を聴取するとともに、生活関連施設及び生活関連経路の課題やバリアフリー化の現状を把握し、課題の共有化を図るため、まち歩き点検を実施しました。

#### (2) 概要

高齢者や障がい者関連団体、子育て関連団体などの9団体に個別ヒアリングを行うとともに、移動制約者や施設管理者など20名で生活関連施設や生活関連経路の現地踏査を実施しました。



まち歩き点検（小杉駅地下道）



まち歩き点検（新町口駅）



まち歩き点検（国道415号）



まち歩き点検（意見交換）

## 3-2 バリアフリー化の課題

主な生活関連施設及び交通網のバリアフリー状況や関係者ヒアリング及びまち歩き点検を踏まえ、本市におけるバリアフリー化の課題を以下に整理しました。

### (1) 歩道・地下道・踏切・駅前広場

- ・歩道の幅員の確保（狭小箇所の改善、側溝蓋の整備、植栽の適切な管理等）【歩道、踏切】
- ・路面の段差解消（損傷箇所の修繕、植栽の適切な管理）【歩道、地下道、踏切、駅前広場】
- ・歩行者動線や段差の明確化【横断歩道、地下道、踏切】
- ・視覚障がい者誘導用ブロック整備・改善の促進【歩道、地下道】
- ・音響式信号機や監視カメラの充実【横断歩道、地下道】

### (2) 建築物・駅施設・駐車場

- ・出入口の幅員の確保【建築物・駅施設】
- ・路面の段差解消・明示（損傷箇所の修繕、融雪設備の改善、施設・歩道間の段差解消、出入口や階段の段差の明示）【駅施設】
- ・車いす動線の確保（エレベーターの設置、スロープの設置・改善）【駅施設】
- ・視覚障がい者誘導用ブロック整備・改善の促進【駅施設】
- ・バリアフリー設備の充実（多目的トイレ、ベビーチェア等）【建築物・駅施設】
- ・注意喚起の充実【駐車場出入口】

### (3) 案内・情報提供

- ・施設案内の整備促進【地下道、公衆トイレ】
- ・分かりやすい公共交通案内の提供（誰もが見やすく分かりやすい時刻表やマップの改善等）
- ・券売機や窓口の車いす対応・視覚・聴覚障がい者対応の促進

### (4) 公共交通

- ・日常生活に必要な移動手段の確保
- ・誰もが利用しやすい車両の導入促進
- ・定期点検や適切な修繕の実施促進

### (5) 市民意識

- ・高齢者や障がい者等の特性やニーズの理解促進
- ・交通マナーや施設利用マナーの啓発

### (6) 人材

- ・交通事業者や施設管理者のバリアフリースキルの向上（筆談対応やバス停への正着等）
- ・心のバリアフリーの推進

## 第4章 移動等円滑化促進地区等の設定

### 4-1 設定の考え方

#### (1) 移動等円滑化促進地区

バリアフリー法に基づく移動等円滑化促進地区の要件を踏まえ、本マスタープランでは、以下のような考え方にに基づき、移動等円滑化促進地区を設定します。

- (A) 射水市都市計画マスタープラン又はバリアフリーや都市整備に関する関連計画に位置付けられている地区を考慮し、移動等円滑化促進地区を設定
  - (A-1) 射水市都市計画マスタープラン全体構想に位置付けられている都市中核拠点（複合交流施設周辺、小杉駅及び本庁舎周辺）
  - (A-2) 小杉駅周辺地区バリアフリー整備基本構想に位置付けられている重点整備地区
  - (A-3) 都市再生整備計画に位置付けられている地区（小杉地区、新湊地区、（大門・大島地区））
- (B) 生活関連施設の徒歩圏内にある地区を、移動等円滑化促進地区に設定
  - (B-1) 重点整備地区の設定がある地区は、重点整備地区を包含
  - (B-2) 重点整備地区の設定がない地区は、主要旅客施設から概ね半径500m圏内の地区を選定
- (C) 地区面積は、概ね400ha未満に設定（境界は、道路等の地形地物により区分）
- (D) 生活関連施設の立地・集積状況を踏まえ、移動等円滑化促進地区を設定
  - (D-1) 生活関連施設のうち、旅客施設又は特別特定建築物に該当するものが概ね3施設以上所在する地区を選定
  - (D-2) (D-1)の施設のうち、高齢者や障がい者等の利用頻度が高く、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる施設を含む地区（既往アンケート調査や関係者ヒアリング調査の結果を反映）
- (E) 高齢者人口の集積状況（人口密度）やまちづくりの状況を踏まえ、移動等円滑化促進地区を設定

## (2) 生活関連施設

バリアフリー法に基づく生活関連施設の定義や関係者ヒアリング調査結果等を踏まえ、本マスタープランでは、移動等円滑化促進地区内にある以下の施設を、生活関連施設として設定します。

- (A) 旅客施設、(B) 官公庁施設、(C) 福祉施設、(D) 病院、
- (E) 文化・交流施設、(F) 商業施設、(G) 学校等、(H) 公園・運動施設、
- (I) その他施設

## (3) 生活関連経路

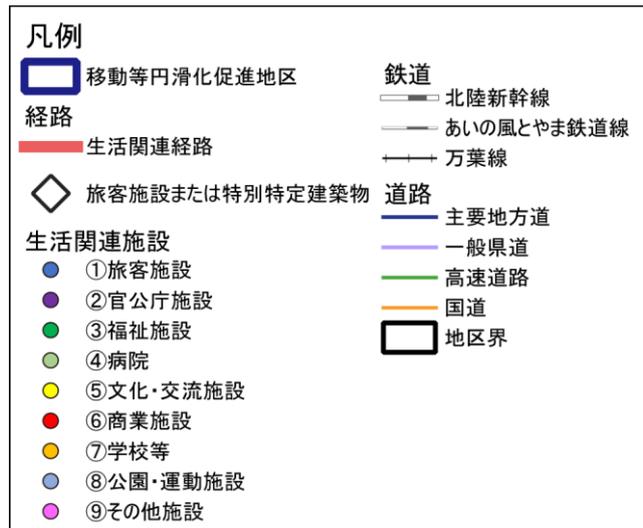
バリアフリー法に基づく生活関連経路の定義を踏まえ、本マスタープランでは、以下のような考え方にに基づき、生活関連経路を設定します。

- (A) より多くの人が利用する経路を設定
  - 関係者ヒアリング調査等を踏まえ、生活関連施設間を徒歩により移動する頻度が高いと想定される経路を設定
- (B) 生活関連施設相互のネットワークを確保できる経路を設定
  - 原則として、旅客施設から概ね半径500m以内にある生活関連施設を結ぶ経路を設定
- (C) 商店街（商店等が連担する商業集積地）を経路に設定
- (D) 関連計画と整合した経路を設定
  - 特定道路（小杉駅周辺地区バリアフリー整備基本構想）と整合した経路を設定

## 4-2 移動等円滑化促進地区等の設定

### (1) 小杉地区

#### ① 移動等円滑化促進地区及び生活関連経路（小杉地区）



## ② 移動等円滑化促進地区の特性

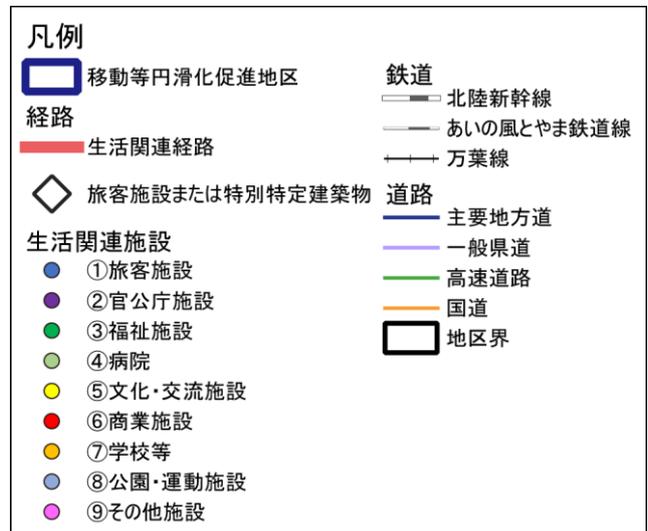
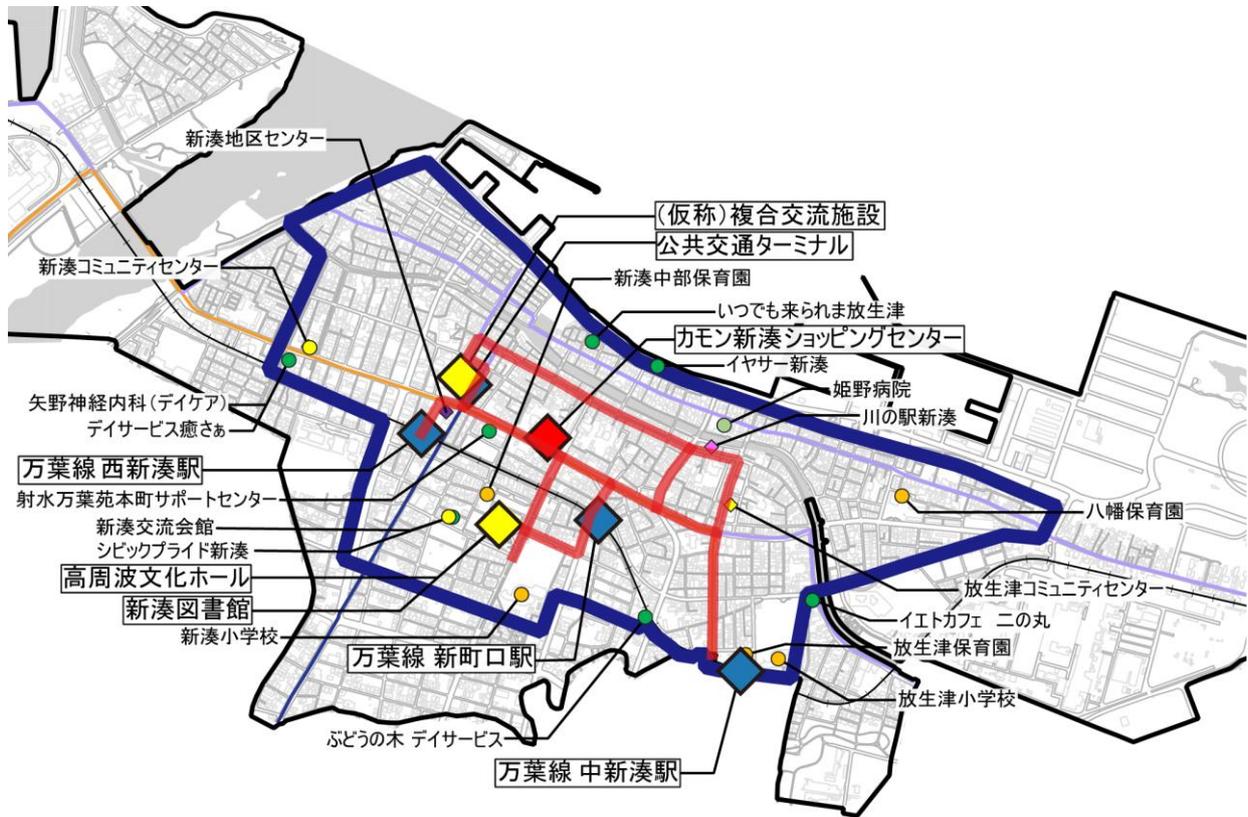
設定の考え方	移動等円滑化促進地区の特性
(A) 市の上位・関連計画への位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「都市中核拠点」（射水市都市計画マスタープラン全体構想）</li> <li>・重点整備地区（小杉駅周辺地区バリアフリー基本構想）</li> <li>・都市再生整備計画区域（小杉地区）</li> </ul>
(B) 生活関連施設の徒歩圏内にある地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重点整備地区を包含</li> </ul>
(C) 地区面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・約200ha</li> </ul>
(D) 生活関連施設の立地・集積状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計34施設の生活関連施設が集積</li> <li>・生活関連施設のうち、旅客施設又は特別特定建築物に該当するものが計8施設所在</li> <li>・上記の8施設は、相当数の高齢者や障がい者等が近接する施設間を徒歩で移動することが見込まれる施設</li> </ul>
(E) 高齢者人口の集積状況やまちづくりの状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者人口密度が高い地区を網羅</li> <li>・小杉駅周辺地区では、地区の再生に向けたまちづくりが活発化</li> </ul>

## ③ 生活関連施設（小杉地区）

区分	施設類型	施設名称
旅客施設		<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいの風とやま鉄道 小杉駅</li> </ul>
特別特定建築物	文化・交流施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アイザック小杉文化ホール</li> <li>・救急薬品市民交流プラザ</li> <li>・中央図書館</li> </ul>
	商業施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アルビス歌の森店</li> <li>・アル・プラザ小杉</li> <li>・ドラッグコスモス小杉駅店</li> </ul>
	公園・運動施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小杉体育館</li> </ul>
特別特定建築物以外	官公庁施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小杉地区センター</li> <li>・高岡厚生センター射水支所</li> </ul>
	福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デイサービス雅 小杉</li> <li>・山田医院（デイケア）</li> <li>・山田医院併設介護療養型老人保健施設</li> <li>・グループホームさんが</li> <li>・射水市シルバー人材センター（本所）</li> <li>・ワークホーム悠々</li> <li>・ガチョック</li> <li>・いみず苑（やんばいはうす三ヶ）</li> <li>・いみず苑（きずな）</li> <li>・地域活動支援センター つどい</li> <li>・フレンズ</li> <li>・ほっとスマイル</li> </ul>
	文化・交流施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三ヶコミュニティセンター</li> <li>・戸破コミュニティセンター</li> <li>・小杉展示館</li> <li>・竹内源造記念館</li> </ul>
	商業施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジョイフルシマヤ小杉店</li> <li>・ファッションセンターしまむら</li> </ul>
	学校等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富山福祉短期大学</li> <li>・富山情報ビジネス専門学校</li> <li>・小杉中学校</li> <li>・片山学園初等科</li> <li>・小杉西部保育園</li> </ul>
	公園・運動施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歌の森運動公園</li> </ul>

## (2) 新湊地区

### ① 移動等円滑化促進地区及び生活関連経路（新湊地区）



## ② 移動等円滑化促進地区の特性（新湊地区）

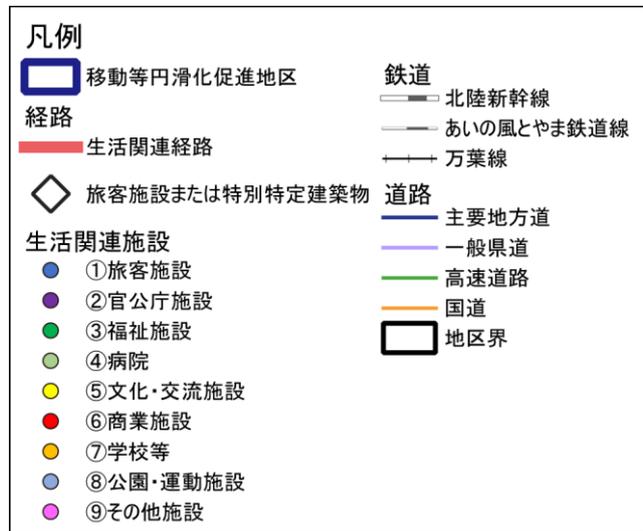
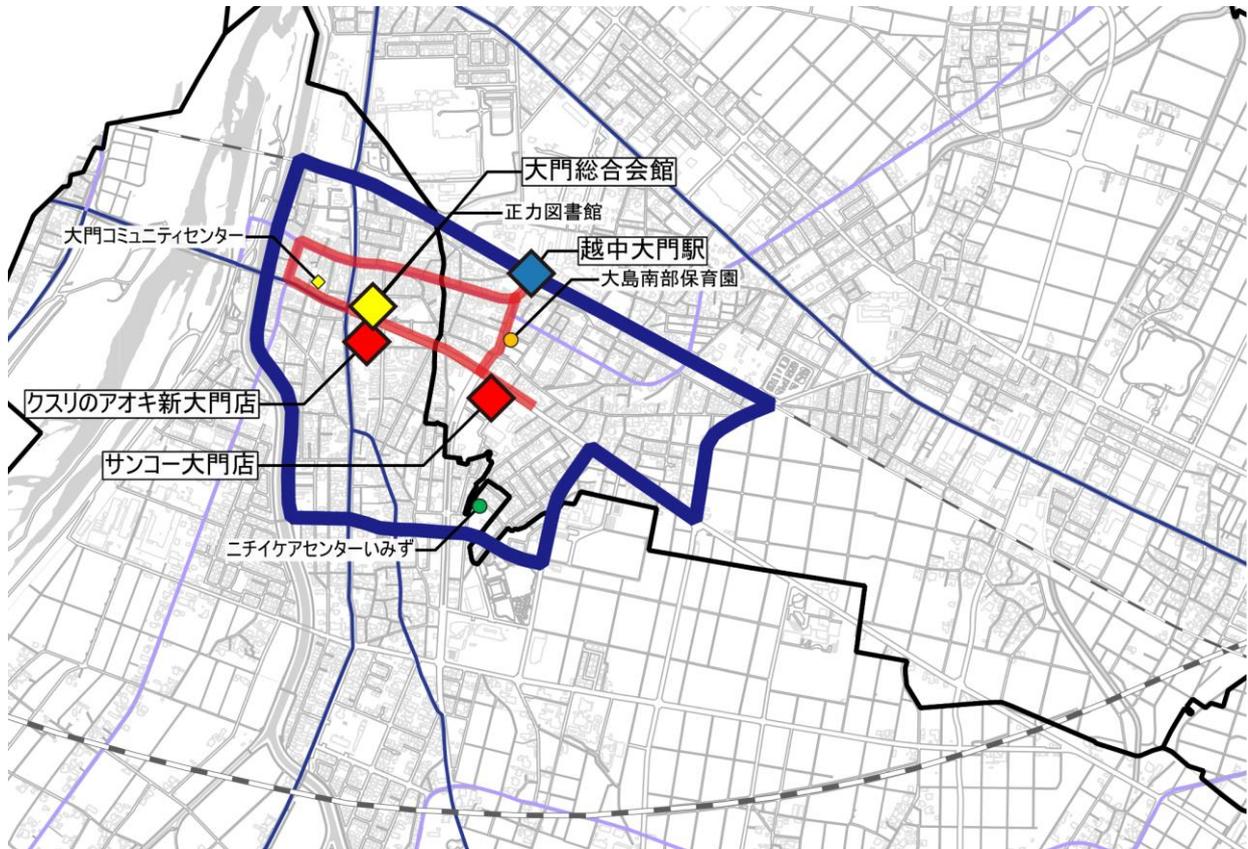
設定の考え方	移動等円滑化促進地区の特性
(A) 市の上位・関連計画への位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「都市中核拠点」（射水市都市計画マスタープラン全体構想）</li> <li>・都市再生整備計画区域（新湊地区）</li> </ul>
(B) 生活関連施設の徒歩圏内にある地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要旅客施設から概ね半径500m圏内の地区を選定</li> </ul>
(C) 地区面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・約146ha</li> </ul>
(D) 生活関連施設の立地・集積状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計27施設の生活関連施設が集積</li> <li>・生活関連施設のうち、旅客施設又は特別特定建築物に該当するものが計8施設所在</li> <li>・上記の8施設は、相当数の高齢者や障がい者等が近接する施設間を徒歩で移動することが見込まれる施設</li> </ul>
(E) 高齢者人口の集積状況やまちづくりの状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者人口密度が高い地区を網羅</li> <li>・旧新湊庁舎跡地では、賑わい創出や地域活性化に向け、複合交流施設や公共交通ターミナル等を整備</li> </ul>

## ③ 生活関連施設（新湊地区）

区分	施設類型	施設名称
旅客施設		<ul style="list-style-type: none"> <li>・万葉線 西新湊駅</li> <li>・万葉線 新町口駅</li> <li>・万葉線 中新湊駅</li> <li>・公共交通ターミナル</li> </ul>
特別特定建築物	文化・交流施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高周波文化ホール</li> <li>・新湊図書館</li> <li>・（仮称）複合交流施設</li> </ul>
	商業施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カモン新湊ショッピングセンター</li> </ul>
特別特定建築物以外	官公庁施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新湊地区センター</li> </ul>
	福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ぶどうの木 デイサービス</li> <li>・デイサービス癒さあ</li> <li>・イヤサー新湊</li> <li>・イェトカフェ 二の丸</li> <li>・矢野神経内科（デイケア）</li> <li>・射水万葉苑本町サポートセンター</li> <li>・いつでも来られま放生津</li> <li>・シビックプライド新湊</li> </ul>
	病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・姫野病院</li> </ul>
	文化・交流施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放生津コミュニティセンター</li> <li>・新湊コミュニティセンター</li> <li>・新湊交流会館</li> </ul>
	学校等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放生津小学校</li> <li>・新湊小学校</li> <li>・放生津保育園</li> <li>・八幡保育園</li> <li>・新湊中部保育園</li> </ul>
	その他施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川の駅新湊</li> </ul>

### (3) 大門・大島地区

#### ① 移動等円滑化促進地区及び生活関連経路（大門・大島地区）



② 移動等円滑化促進地区の特性（大門・大島地区）

設定の考え方	移動等円滑化促進地区の特性
(A) 市の上位・関連計画への位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域居住拠点」（射水市都市計画マスタープラン全体構想）</li> <li>・（都市再生整備計画区域（大門・大島地区））</li> </ul>
(B) 生活関連施設の徒歩圏内にある地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要旅客施設から概ね半径500m圏内の地区を選定</li> </ul>
(C) 地区面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・約91ha</li> </ul>
(D) 生活関連施設の立地・集積状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計8施設の生活関連施設が集積</li> <li>・生活関連施設のうち、旅客施設又は特別特定建築物に該当するものが計4施設所在</li> <li>・上記の4施設は、相当数の高齢者や障がい者等が近接する施設間を徒歩で移動することが見込まれる施設</li> </ul>
(E) 高齢者人口の集積状況やまちづくりの状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者人口密度が高い地区を網羅</li> <li>・越中大門駅周辺地区では、地区の交通拠点である駅前線を整備し、生活利便性の向上を促進</li> </ul>

③ 生活関連施設（大門・大島地区）

区分	施設類型	施設名称
旅客施設		<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいの風とやま鉄道 越中大門駅</li> </ul>
特別特定建築物	文化・交流施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大門総合会館</li> </ul>
	商業施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クスリのアオキ新大門口</li> <li>・サンコー大門口</li> </ul>
特別特定建築物以外	福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニチイケアセンターいみず</li> </ul>
	文化・交流施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大門コミュニティセンター</li> <li>・正力図書館</li> </ul>
	学校等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大島南部保育園</li> </ul>

## 第5章 移動等円滑化促進に関する基本的な方針

### 5-1 基本理念

# 「やさしさとともに歩むまち いみず」

～ 誰もが安全で快適に移動でき、楽しく暮らせるまちづくりを推進します ～

### 5-2 基本目標・基本方針

基本理念の実現に向け、3つの基本目標と6つの基本方針を掲げ、バリアフリー化に取り組んでいきます。

#### 基本目標（1）安全で快適に暮らせる都市環境の形成

物理的なバリアを解消することが重要であるため、旅客施設や建築物等の生活関連施設のより一層のバリアフリー化を進めるとともに、生活関連施設間の経路を含めた一体的なバリアフリー化に努め、高齢者や障がい者をはじめとするすべての人々が、安全で快適に暮らせる都市環境を形成することを目指します。

**基本方針① 快適な歩行ネットワークの形成**

**基本方針② 施設内の安全性・快適性の向上**

#### 基本目標（2）外出を促す都市環境の形成

外出時の移動手段や情報面でのバリアを解消することも重要であるため、多様な利用者の特性に応じた情報面でのバリアフリー化を進めるとともに、公共交通の利便性をさらに向上し、高齢者や障がい者をはじめとする市民の外出を促す都市環境を形成することを目指します。

**基本方針③ 情報提供方法の充実**

**基本方針④ 公共交通の充実**

#### 基本目標（3）思いやりの心の醸成

前述のハード面の取組に加え、市民や事業者、行政それぞれが、バリアを感じている人の立場で考え行動を起こすこと（心のバリアフリー）も重要となります。このため、啓発活動などを通じて高齢者や障がい者等の特性やニーズに関する市民や事業者等の理解を深めるとともに、それらの方々を支える人材を育成し、様々な人々の立場に応じた思いやりの心を醸成することを目指します。

**基本方針⑤ バリアフリー意識の醸成**

**基本方針⑥ 人材の育成**

## 第6章 移動等円滑化の促進に向けた取組

### 6-1 移動等円滑化の促進に向けた取組

関係者間の意識共有のもとに以下のような取組を進め、旅客施設や道路、商業施設等を含め、一体的・計画的にバリアフリー化に向けた整備・維持を推進します。

#### ○ 道路

- ・ 既設歩道の拡幅
- ・ 歩道のない道路における路面標示や電柱の移設等による安全対策の実施
- ・ 側溝蓋やガードレール等の適切な設置
- ・ 車両乗り入れ部や交差点部等における歩道と車道との勾配の緩和
- ・ 視覚障がい者誘導用ブロックや音響式信号機の適切な整備・改善
- ・ 街路灯や防犯灯の適切な整備
- ・ 舗装や視覚障がい者誘導用ブロック、植栽等の適切な維持管理
- ・ 不具合がある箇所の迅速な情報収集



図 歩道整備 イメージ (大門総合会館西側)

#### ○ 建築物・駐車場

- ・ 車いす使用者等に配慮した出入口幅や建具等の改善
- ・ 出入口と歩道等との段差解消
- ・ 障がい者等が利用しやすいエレベーター・スロープ等の設置・改善
- ・ 階段等における手すりや滑り止め等の整備・改善
- ・ 施設内の視覚障がい者誘導用ブロックの整備・改善
- ・ 高齢者、障がい者等が利用しやすい多機能トイレの設置・改善
- ・ 敷地出入口から施設出入口までのバリアフリー経路の確保
- ・ 駐車場出入口における歩行者に対する注意喚起サイン等の整備
- ・ 障がい者等の優先駐車場の確保



図 富山県ゆずりあいパーキング  
(障害者等用駐車場) 利用証  
イメージ  
資料) 富山県厚生企画課

## ○ 案内・情報提供

- ・誰もが施設の存在や移動経路が分かりやすい施設案内の整備
- ・誰もが見やすく分かりやすい時刻表や案内表示の設置
- ・とやまロケーションシステムの普及
- ・点字や音声等誰もが情報を入手できる案内設備の設置
- ・施設や経路におけるバリアフリー情報の発信



図 とやまロケーションシステム イメージ

## ○ 公共交通

- ・旅客施設におけるエレベーターやスロープ設置等による出入口からホームまでのバリアフリー化経路の確保
- ・旅客施設内やバス停周辺における視覚障がい者誘導用ブロックの整備・改善
- ・旅客施設における多機能トイレの設置・改善
- ・バス停における車両との段差解消
- ・バス停における上屋やベンチ等の設置による安全な待合空間の確保
- ・バリアフリー化された車両の導入促進
- ・よりスムーズな乗継ぎ等に配慮した運行の設定



図 低床バス イメージ  
資料) 海王交通株

## 6-2 心のバリアフリーに関する取組

心のバリアフリーに関する取組は、市民や事業者、行政がそれぞれの立場から協力し、進めていくことが重要です。

市民一人ひとりが、高齢者や障がい者を含めた人々の多様性を理解し、特性に応じた配慮があることに気づき、日々の生活の中でお互いに思いやりのある行動を着実に実践していくことが大切です。

また、日常的に高齢者や障がい者等と接する機会の多い事業者は、利用者とのコミュニケーションや社員教育等の機会を通じ、利用者の立場でサービスのあり方を考え、着実に実践していくことが大切です。

一方、行政は、市民や事業者による取組が促進されるよう、バリアフリーに関する幅広い情報提供やバリアフリー教育、高齢者や障がい者等との交流機会の充実を図ります。併せて、ともに支え合う地域の実現に向け、その仕組みづくりや人材育成をはじめとする諸活動への支援を推進します。

### (1) 高齢者や障がい者等の特性やニーズの理解

- ・ 高齢者や障がい者等の特性やニーズの理解を深めるための情報発信の充実
- ・ 高齢者や障がい者等との交流活動への支援
- ・ バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に関する優れた取組の情報発信
- ・ 高齢者や障がい者等に関するマークや富山県ゆずりあいパーキング（障がい者等用駐車場）利用証制度等の普及・啓発
- ・ 交通マナーや施設利用マナー等の啓発活動の実施

### (2) 人材の育成・確保

- ・ 交通事業者や施設管理者のバリアフリースキルの向上を図る教育活動の促進
- ・ 高齢者や障がい者等の移動及び活動を支える人材の育成や市民団体等による活動への支援
- ・ 学校教育におけるバリアフリー教育の充実

## 6-3 届出制度

### (1) 制度の概要

公共交通事業者又は道路管理者は、移動等円滑化促進地区内において、旅客施設や道路の改良等であって、他の施設と接する部分の構造の変更等を行う場合には、当該行為に着手する30日前までに市町村に届出が必要となります。

市町村は届出のあった行為が、バリアフリー化を図る上で支障があると認めるときは、行為の変更等の必要な措置を要請します。

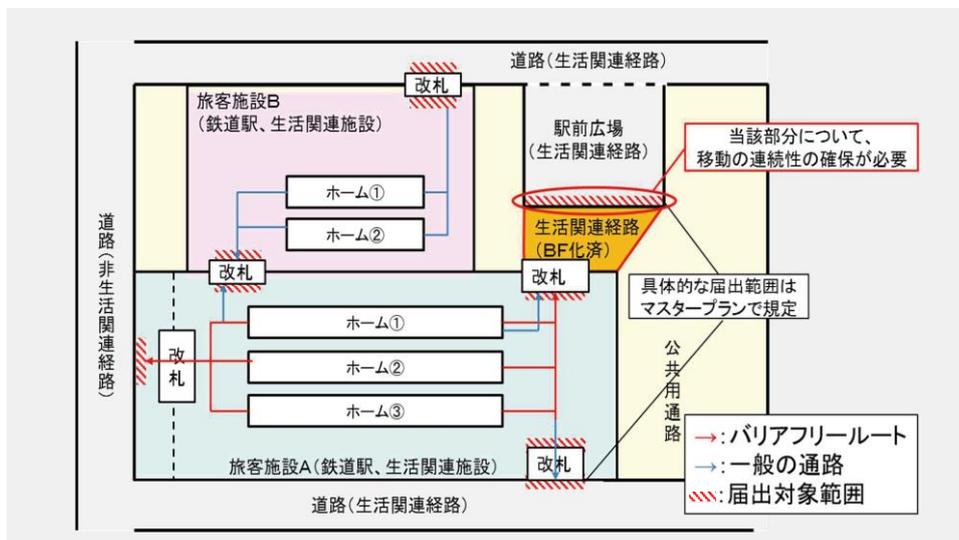
※ 旅客施設は生活関連旅客施設に限られます。また、道路は、生活関連経路である道路法による道路に限られます。

### (2) 制度の対象の指定

本市における届出制度の対象とする旅客施設及び道路は、下表のとおりとします。

移動等円滑化促進地区	旅客施設 道路	届出の範囲
小杉地区	あいの風とやま鉄道 小杉駅	あいの風とやま鉄道 小杉駅の出入口（改札・下記の道路と接する部分）
	市道 三ヶ 1101 号線 市道 三ヶ 1102 号線	あいの風とやま鉄道 小杉駅の出入口と接する部分
新湊地区	万葉線 西新湊駅	万葉線 西新湊駅の出入口（下記の道路と接する部分）
	市道 新湊 88 号線	万葉線 西新湊駅の出入口と接する部分
	万葉線 新町口駅	万葉線 新町口駅の出入口（下記の道路と接する部分）
	市道 中央町緑町線	万葉線 新町口駅の出入口と接する部分
大門・大島地区	あいの風とやま鉄道 越中大門駅	あいの風とやま鉄道 越中大門駅の出入口（改札・下記の道路と接する部分）
	市道 新町 10 号線	あいの風とやま鉄道 越中大門駅の出入口と接する部分

図 届出対象のイメージ

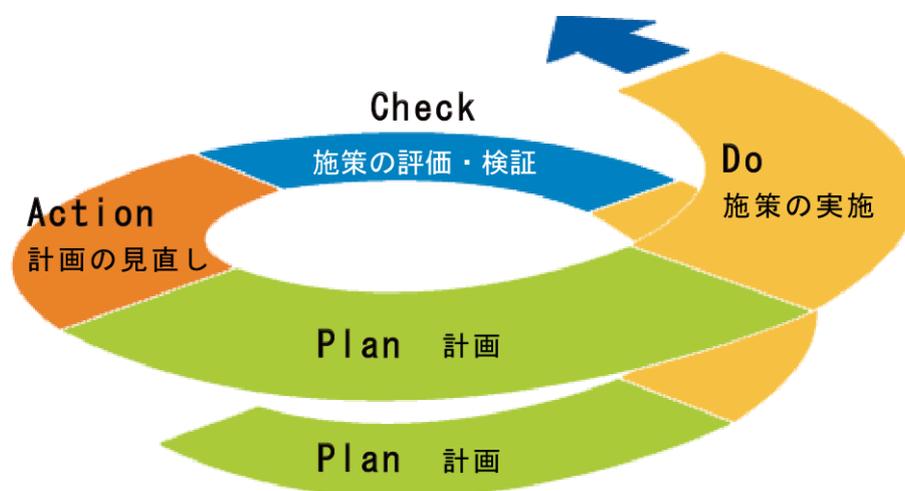


## 第7章 マスタープランの評価・見直し

本マスタープランでは、5年目の令和6年度（2024年度）を目処に、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に関する措置の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努め、必要があると認めるときは本マスタープランを見直し、本市のバリアフリー化を維持・継続・発展させていきます。

また、移動等円滑化促進地区内での具体的な事業を実施する機運が醸成したときには、基本構想を作成し重点整備地区を定め、バリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に進めていきます。

図 PDCAサイクルによるスパイラルアップ（イメージ）



計画の体系



## とやま呉西圏域都市圏ビジョンの進捗状況について

### 1 とやま呉西圏域連携事業の予算

(1) 令和2年度予算(案)

(単位:千円)

圏域の役割	令和2年度	令和元年度	対前年度比
ア 圏域全体の経済成長のけん引	53,038	53,570	532
イ 高次の都市機能の集積・強化	152,920	148,628	4,292
ウ 生活関連機能サービスの向上	205,582	563,327	357,745
合計(ア+イ+ウ)	411,540	765,525	353,985

(2) 予算化事業数 29事業(令和元年度 30事業)

射水市は、24事業 67,127千円を予算化

(対前年度比 1事業 53,222千円減)

### 2 令和2年度の主な事業

(1) 異業種交流促進事業 6,826千円【経済成長のけん引】

圏域内の企業交流や域外企業との新たなビジネスマッチングの実現に向けた機会(異業種交流会「メッセ名古屋」への共同出展等)の創出を推進する。

(2) 呉西圏域ポイントサービス事業 1,084千円【生活関連機能サービスの向上】

健康ポータルサイト「からだナビ」を活用し、個人で健康づくりに取り組んだり、各市が実施する健康づくりに関する事業に参画したりする市民にポイントを付与し、一定のポイント数に応じ、行政サービスや施設利用等に使用できる金券や特産品等と交換できるサービスを提供する。

(3) 地域公共交通活性化事業 113,292千円【生活関連機能サービスの向上】

万葉線利用促進事業として、IC導入に向けた仕様検討、車両冷房化事業、安全運行支援事業等に取り組む。

### 3 令和元年度の主な取組(参考)

(1) 【新規】呉西地区成年後見センター運営事業【生活関連機能サービスの向上】

将来的な成年後見制度対象者の増加を見込み、相談から後見まで一貫した支援ができる成年後見センターを高岡市社会福祉協議会内に設置し、成年後見制度に係る各種相談等業務の共同利用を図った。

(2) 地域公共交通活性化事業【生活関連機能サービスの向上】

万葉線利用促進事業として、鉄軌道安全対策整備事業等(西新湊変電所更新、庄川、内川橋梁長寿命化事業等)に取り組んだ。

(3) 【新規】地図情報システムデジタル航空写真共同撮影事業【生活関連機能サービスの向上】

G I S (地理情報システム) デジタル航空写真を共同で撮影することによって、費用負担の軽減を図った。

#### 4 第2期とやま呉西圏域都市圏ビジョンの策定

(1) 第2期ビジョンの策定

令和2年度が現行ビジョンの最終年度に当たることから、去る2月26日に開催した「とやま呉西圏域連携推進協議会」において、令和3年度を始期とする第2期ビジョンの策定を目指すこととし、より深化した取組となるよう現行事業の評価・検証を行いながら進めることとした。

(2) 第2期ビジョンにおける重点プロジェクトの再編

人材育成や移住・定住、産業振興等の5つの重点プロジェクトをより深化させ、関係人口の創出やSociety 5.0の実現に向けたIoT、5G等未来技術の活用、SDGsのさらなる推進等の新たな観点を踏まえ、公共交通や生活環境の充実、医療・福祉・介護、環境の保全に係る圏域のつながりの増進を図る。

分野	現行	第2期
人	地方創生熱源育成プロジェクト	地方創生熱源育成プロジェクト
	定住・移住トータルサポートプロジェクト	移住・定住サポート&関係人口創出・拡大プロジェクト
強み	ものづくり先端技術集積・強化プロジェクト	呉西の「稼ぐ力」増強・創造プロジェクト
	呉西の「稼ぐ力」新創造プロジェクト	
つながり	呉西エリアシームレスプロジェクト	広域的ネットワーク充実プロジェクト
		未来につなげる地域共生プロジェクト



**TAKAOKA**



**IMIZU**



**HIMI**

とやま呉西圏域連携中枢都市圏

**TONAMI**



**OYABE**



**NANTO**



# とやま呉西圏域 令和2年度の予算(案)

圏域の役割	令和2年度 予算(案)	令和元年度 予算	平成30年度 予算
ア 圏域全体の 経済成長のけん引	53,038千円	53,570千円	54,491千円
イ 高次の都市機能の 集積・強化	152,920千円	148,628千円	159,431千円
ウ 生活関連機能 サービスの向上	205,582千円	563,327千円	145,132千円
合計額(ア+イ+ウ)	411,540千円	765,525千円	359,054千円

R2年度予算化事業数:29事業 対前年比:-353,985千円

(R1年度:30事業 H30年度:27事業 H29年度:24事業)

# とやま呉西圏域 令和元年度の主な取組

## 2 とやま呉西圏域共創ビジネス研究所運営事業

地域課題の解決と地元中小企業のビジネスを結び付けることで、民間活力による住民サービスの向上と地元中小企業の活性化を図ることを目的に、主に富山大学と連携したゼミ形式の講座を運営する。

### とやま呉西圏域共創ビジネス研究所(令和元年9月9日～)

高岡市で実施していた「たかおか共創ビジネス研究所」での実践を踏まえ、とやま呉西圏域に枠を広げて実施。令和元年度は10名の研究生で、講義・グループディスカッション・ゼミナール演習等の全12回のカリキュラムで、人材育成も含めた新たなビジネスの創出を目指す。

HP : <https://gosei.site/index.html>

### 令和元年度の研究生(全10名)

有限会社 チャンスメーカー	大島 信彦
戸出ジェラート	清都 勢憲
有限会社 協伸電機	高畑 吉成
丸進商事 株式会社	塚田 高史
たかまち鑑定法人 株式会社	服部 恵子
株式会社 北陸リフォーム	平 美穂
株式会社 広瀬アルミ	廣瀬 永一郎
株式会社 うてな	堀田 恵利子
Ceica	升方 芳美
ラック 株式会社	米田 恵樹

研究生の圏域の割合：  
高岡7人、射水3人



これまでの修了生の新規事業の着手割合: 60%超

# とやま呉西圏域 令和元年度の主な取組

## 4 異業種交流促進援事業

圏域内の企業交流や域外企業との新たなビジネスマッチングの実現に向けた機会創出を推進する。

### メッセナゴヤ2019(令和元年11月6日～9日)

令和元年度は1,442社・団体が出展、4日間で62,422人が来場した日本最大級の異業種交流会。平成29年度以降、3年連続で「とやま呉西圏域」の特設ブースを設置した。

とやま呉西圏域の21社の企業が共同出展に参加。  
24小間分を「とやま呉西圏域」で貸し切り、訪問者の目を引く。



↓オリジナル出展募集チラシを作成

メッセナゴヤ2019 出展企業			
株式会社住まい・環境プランニング	射水市	有限会社北辰工業所	高岡市
KOHEI GLASS STUDIO	射水市	協同アルミ株式会社	高岡市
株式会社笹川建築	射水市	山元醸造株式会社	高岡市
NSIC株式会社	射水市	ケンシン工業株式会社	氷見市
泰平アルミ有限会社	射水市	ジェイエスコーポレーション株式会社	砺波市
有限会社へちま産業	射水市	小野医療器株式会社 Zero ソフネス	砺波市
明野静観堂	射水市	株式会社トピオウォーターシステム	小矢部市
株式会社北陸エンジニアプラスチック	射水市	勝星産業株式会社	南砺市
カマタニ株式会社	高岡市	三恵金型工業株式会社	南砺市
三協化成株式会社	高岡市	株式会社福光石工	南砺市
株式会社三幸	高岡市	とやま呉西圏域ブース ※3小間分	6市



平成29年度:22小間  
平成30年度:24小間  
令和元年度:24小間

↑イベント告知チラシ

# とやま呉西圏域 令和元年度の主な取組

## 7 呉西圏域ブランド育成事業（学校給食）

圏域の農林水産業の振興に向け、生産者と企業等が連携を図り、呉西圏域ブランドの育成につなげるとともに、圏域内の消費の定着化を図る。

### 共通献立「呉西（ごーせい）な日!!」（令和元年11月18日～22日）

6市の農林水産物を使った共通の献立を学校給食で提供し、共通の献立名は、分かりやすく親しみが持てるように「呉西（ごせい）」と「豪勢（ごうせい）」をかけて名付けた。  
6市の小学校・中学校・特別支援学校において提供。平成30年度から開始され、2年目。



美味しそうに、口いっぱい頬張って食べている姿が印象的でした

共通献立	メニュー	食材	食材提供市
	「ゴーセイなメンチカツ」	キャベツ	高岡市、砺波市、小矢部市
		玉ねぎ	射水市、氷見市、砺波市、南砺市
	「6市ミックスゼリー」	りんご果汁	高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市
りんご果肉		南砺市	
梨果汁		射水市	



・6市の115校で順次提供

・メニューは栄養士や農業関係者で検討して決定

←オリジナルポスターによる説明



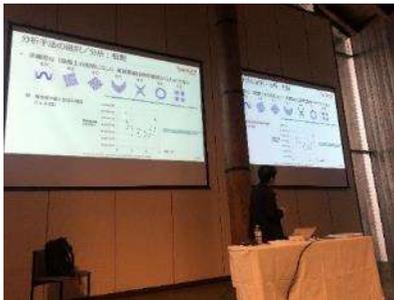
# とやま呉西圏域 令和元年度の主な取組

## 8 呉西観光誘客事業

圏域の多彩な観光資源(自然・文化・産業遺産等)の連携によるマーケティング・ブランディングにより、圏域の観光エリアのPR強化・充実に努め、観光誘客を図る。

### マーケティング調査事業(令和元年7月～令和2年3月)

- ・一般社団法人富山県西部観光社「水と匠」と連携し、ヤフーの協力によりマーケティング分析を実施。
- ・データ活用のワークショップを開催。



### 台湾プロモーション(令和元年9月～令和2年3月)

台湾で広く販売されている雑誌「秋刀魚」掲載で県西部の魅力発信。さらに、(株)日本旅行とのタイアップにより、台湾プロモーションを実施。



### 大宮駅での観光プロモーション (令和2年2月)

首都圏の主要駅である  
大宮駅で観光プロモーションを実施。



### 旅行商品の造成

- ・(株)びゅうトラベルサービスと連携し、産業観光をテーマにした1泊2日の県西部周遊モニターツアーを実施。
- ・阪急交通社(株)と連携し、春の観光シーズンに合わせた2泊3日での県西部周遊ツアーの企画支援。

# とやま呉西圏域 令和元年度の主な取組

## 11 大学が取り組む広域的な課題解決に向けた連携の推進

6市間における広域的または共通課題の解決に向けた調査研究及び各大学が取り組む学生が主体となった地域課題解決に向けた研究や富山県内7高等教育機関が連携し実施しているCOC+の目標実現に向けた取組みのうち、複数の自治体にまたがる事案について、共同して対応する。

### とやま呉西圏域調査研究事業補助金

人口減少・少子高齢社会においても、活力ある社会経済を維持するため、大学、短期大学及び高等専門学校が圏域をフィールドとして実施する地域課題解決に資する調査研究を支援するための補助金(年度ごとに1調査研究あたり50万円を限度(補助率100%)として補助します)。

調査研究名	研究代表者	交付決定額
陸から海への贈り物、栄養塩 ～豊かな富山湾と街づくりを目指して～	富山大学大学院理工学研究部 教授 張 勁	349千円
コミュニティバス利用者の乗降者カウントと利用満足度調査	富山大学都市デザイン学部 教授 堀田 裕弘	444千円
富山県で発生するバイオマス素材を活用した廃泥の地盤材料としての有効活用	富山県立大学工学部環境・社会基盤工学科 講師 兵動 太一	500千円
呉西地区における「外国人材受入れ・多文化共生」推進への取組の検証	高岡法科大学法学部 教授 八坂 徳明	488千円
とやま呉西圏域における「とやま文化」の再定義とデザイン・ドリブン・イノベーションの実践的調査研究	富山短期大学経営情報学科 准教授 篠田 隆行	500千円

# とやま呉西圏域 令和元年度の主な取組

## 16 呉西地区成年後見センター運営事業（H31～） ※「成年後見センター設置事業」を改訂

将来的な成年後見制度対象者の増加を見込み、相談から後見まで一貫した支援ができる成年後見センターを設置し、成年後見制度に係る各種業務等の共同利用を図る。

### 呉西地区成年後見センター（平成31年4月1日 開設）

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年）に基づき策定された国の成年後見制度利用促進計画では、平成33（令和3）年度までに市町村において、連携ネットワークの中核機関の設置を求めている。

これを受けて呉西圏域では、将来的な成年後見制度対象者の増加を見込み、共同利用を図りながら相談から後見まで一貫した支援ができるよう、6市、各市社会福祉協議会が協議を進め、この度、開設した。



設置場所：高岡市社会福祉協議会内

#### ～成年後見センターでの主な業務内容～

- ・成年後見制度に関する相談業務
- ・市民後見人養成講座、フォローアップ研修  
⇒ 市民後見人バンクへ登録
- ・法人後見業務

#### スケジュール

4月	呉西地区成年後見センター設置
6月～8月	市民後見人養成講座
12月	市民後見人バンクへの登録

（R1.12.27時点）

バンク登録：計49名

高岡	14名	射水	13名
氷見	8名	砺波	6名
小矢部	5名	南砺	3名

＜呉西地区成年後見センターの役割＞



# とやま呉西圏域 令和元年度の主な取組

## 19 呉西圏域ポイントサービス事業

6市共通テーマとなる各市の事業に参画する市民にポイントを付与し、一定のポイント数に応じ、行政サービスや施設利用等に使用できる金券や特産品等と交換できるサービスを検討・実施する。

### 健康ポータルサイト「からだナビ」

健康づくりに関する事業の目的は、健康づくり無関心層が健康づくりを実践できるきっかけをつくり、「域内の住民の健康づくり意識を高める」ことである。南砺市が立ち上げた健康ポータルサイト「からだナビ」を6市の住民の方に活用してもらい、圏域内住民の健康づくりを図る。

健康ポータル  
サイト



### 「2019とやま呉西圏域健康ポイントサービス」の流れ

#### <参加方法>

個人で健康づくりに取り組んだり、健診の受診、健康に関するイベントなどに参加してポイントを貯める。以下の2コースからいずれかを選び、必要ポイント数に応じ応募可能。

#### <コース>

- きっかけづくりコース(健康グッズ) 必要ポイント100ポイント以上
- がんばるコース(各市の特産品) 必要ポイント200ポイント以上

#### <ポイント加算方法>

下記の①～④のうち、2つ以上を組み合わせ健康づくりに取り組むこと。

- ①個人で取り組む健康づくりポイント 【1日あたり10ポイント】
- ②「からだナビ」活用ポイント 【10ポイント】
- ③健診・検診受けますポイント 【1検診あたり10ポイント】
- ④健康イベント参加ポイント 【1回あたり10ポイント・上限20ポイント】



2019健康ポイント  
サービスチラシ



# とやま呉西圏域 令和元年度の主な取組

## 20 企業誘致の一体的推進

圏域における企業誘致を促進するため、立地環境のPR活動や企業ニーズ把握のための調査、域内外の企業間のマッチング等に一体的に取り組む。

とやま呉西圏域ビジネス交流交歓会2019 in 東京(令和元年8月9日)

平成29年度は県西部6市として初開催(東京)、30年度は名古屋で開催。令和元年度は再び東京で開催。

参加企業:約80社(団体)

場所:京王プラザホテル(東京都新宿区西新宿2-2-1)

講師:フリーキャスター/事業創造大学院大学客員教授/糸魚川ジオパーク大使 伊藤 聡子氏

演題:「地域経済の活性化が日本の元気を取り戻す鍵」



オリジナルチラシ作成



# とやま呉西圏域 令和元年度の主な取組

## 21 就業マッチング支援事業

圏域による合同就職説明会等の実施、Uターン・Iターン就職支援、圏域内企業に対する総合的な求人サポート(首都圏の就職説明会への出展支援や魅力発信セミナーの開催等)を通じて、企業の魅力を求職者へ発信することにより首都圏への人材流出を防ぎ雇用創出につなげる。

### 合同企業説明会・就職面接会(令和2年3月2日予定)

「2021年新卒学生採用」と「中途採用」を目的に同日、同一会場  
で実施で合同企業説明会・合同就職面接会を開催。  
企画・運営を北日本新聞社に委託し実施。

主催:とやま呉西圏域  
共催:ハローワーク  
委託先:北日本新聞高岡支社

場所:高岡テクドーム

内容:第1部(10:30~)新卒学生対象の合同企業説明会  
第2部(14:00~)中途・転職者対象の合同就職面接会

参加企業数:1部2部それぞれ113社



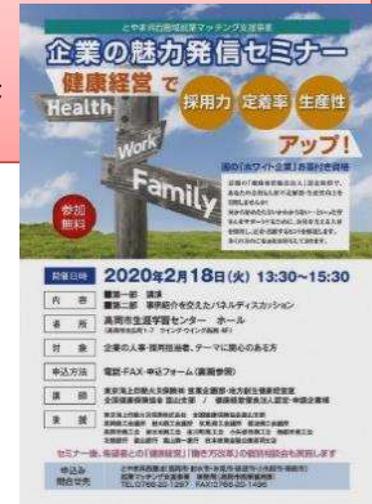
←オリジナルチラシを作成

### 企業の魅力発信セミナー(令和2年2月18日)

圏域内の企業の魅力をどのように高めるかをセミナー形式で実施。

場所:ウイング・ウイング高岡 ホール  
講師:東京海上日動火災保険株式会社  
営業企画部・地方創生健康経営室長

セミナー



# とやま呉西圏域 令和元年度の主な取組

## 28 地域公共交通活性化事業

圏域住民の日常生活の足として利用される地域公共交通のあり方・存続に向けた課題整理や調査・研究等を実施する。

### 鉄軌道安全対策整備所業

- ・西新湊変電所
- ・庄川・内川橋梁長寿命化 ほか

- ・国1/3
- ・富山県1/3
- ・高岡市・射水市1/3



西新湊駅変電所



### 鉄道むすめを活用した万葉線利用促進(前年度より継続)

万葉線株式会社が平成29年12月13日に発表したキャラクター「吉久こしの」。全国の鉄道会社を題材にした「鉄道むすめ」シリーズの1つとして、トミーテック(栃木県)の監修で制作。この鉄道むすめを活用し、県内外の鉄道ファンを取り込む。

平成31年4月、鉄道むすめ「吉久こしの」の新グッズを数量限定で発売

- ・ハンドタオル
- ・アクリルキーホルダー
- ・ピンバッジ



Yoshitsuna Koshino  
吉久こしの

万葉線株式会社/運転士  
 ・人気が多く、着て頂いたお礼さんとして、感謝状を送る。  
 ・大勢の中で必ず撮影で撮りたいという声が多く聞かれる。  
 ・最新のマイアワードも好評。  
 ・ネット好きで、お土産のものも好き。  
 ・万葉線の運転士。  
 ・愛称の由来は「吉久」と「科」から。



# とやま呉西圏域 令和元年度の主な取組

## 29 定住・移住トータルサポート事業

都市圏との交流推進や圏域内への定住・移住に関する総合的支援の展開を図る。

ふるさと回帰支援センターにポスター・パンフレット等の掲示ブースを設置(平成31年4月～令和2年3月)  
東京都千代田区有楽町にある東京交通会館内にある「ふるさと回帰支援センター」に、本圏域として無人ブースを設置。(同センターには、富山県として有人ブースを設置している。)



ふるさと回帰支援センターでの移住相談会を実施(令和元年 夏・秋)  
とやま呉西圏域での住まい・しごと・暮らしなど移住に関する質問・疑問について担当職員が直接回答。(場所:富山県有人ブース)  
6市×2回ずつ、合計12回/年

ふるさと回帰フェアへ共同出展(令和元年9月7日)  
全国約47都道府県、約300の自治体・団体等が移住相談コーナー、ふるさとの特産品などのコーナーを設けるイベント「ふるさと回帰フェア2019」に、とやま呉西圏域で共同出展し、移住希望者からの相談を受けた。

場所:東京交通会館12階  
(有楽町駅前)

**とやま呉西圏域で暮らしませんか。**  
とやま呉西圏域 移住個別相談会

開催日時	開催地	開催場所
第1回 7月13日(土)	射水市	富山くらし・しごと支援センター 有楽町オフィス
第2回 7月14日(日)	高岡市	市内指定支店(10-1) 東まか連事務所2階 ふるさと回帰支援センター内
第3回 7月20日(土)	小浜市	同上
第4回 7月21日(日)	魚沼市	同上
第5回 8月3日(土)	水尾市	同上
第6回 8月10日(土)	南砺市	同上

午前10時～午後5時 (午後相談受付終了)

アクセス

- JR 富山駅 徒歩15分
- 富山県庁 徒歩10分
- 富山県立総合文化センター 徒歩10分
- 富山県立中央図書館 徒歩10分
- 富山県立中央公民館 徒歩10分
- 富山県立中央体育館 徒歩10分
- 富山県立中央公民館 徒歩10分
- 富山県立中央公民館 徒歩10分

**とやま呉西圏域 移住個別相談会**  
in 富山くらし・しごと支援センター 有楽町オフィス

富山くらし・しごと支援センター 有楽町オフィス

TEL: 076-227-2446 (FAX: 076-227-2447)

E-mail: ryusei@toyama-ryusei.jp

www.toyama-ryusei.jp

**ふるさと回帰フェア2019**

国内最大級の移住マッチング: 全国よりの約300自治体が集結!

なぜ、いま若者は地方をめざすのか

9月6日 前夜祭シンポジウム 18:00～20:30 有楽町観日ホール

9月7日 10:00～16:30 東京交通会館12階(3F)

9月8日 10:00～16:30 東京交通会館12階(3F)



# とやま呉西圏域 令和元年度の新たな取組

## 33 地図情報システムデジタル航空写真共同撮影事業【令和元年度からの新規事業】

GIS(地理情報システム)デジタル航空写真撮影及びデジタルオルソ画像を作成することにより、土地及び家屋の現況について、正確かつ効率的に把握し、税務行政の適正化及び住民サービスの向上を図るとともに、航空写真撮影等の各市の費用負担を軽減することを目的に業務を実施する。

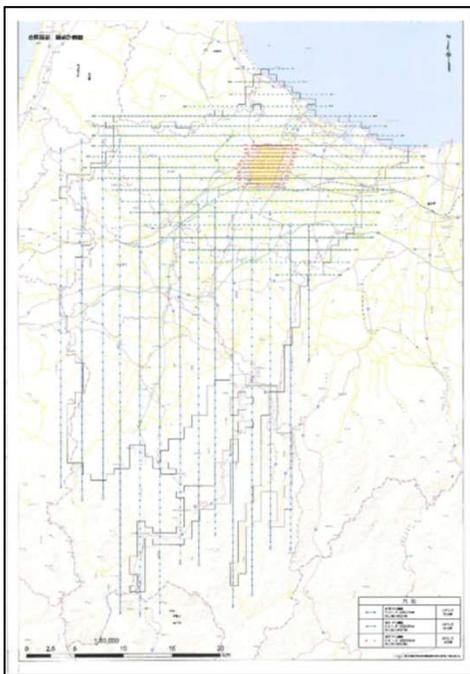
### これまでの検討の流れ

平成29年9月より、6市の税務担当者が集まって「航空写真の共同撮影」のための検討会を開催し、そこから1年間かけて共同撮影の仕様、費用負担の割合、実施時期の調整を行ってきた。



撮影飛行ルート案

平成29年9月27日 新規事業検討会



### [主な取組]

- ・共同撮影に向けた協議・検討
- ・一括業務委託による撮影およびオルソ処理(GISへの搭載は各市で実施)

費用の多くを占めている飛行機の運航費用を5市共同で行うことで費用負担の軽減を見込むことができる。**(5市の予算ベース合計で約800万円の削減効果)**

### 令和元年度

高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市の5市にて共同撮影を実施

- 5～6月 入札及び契約を実施
- 8月～ デジタル航空写真撮影

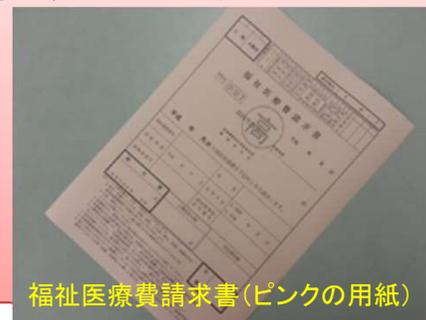
# (参考)とやま呉西圏域 平成29年度から効果が出た取組

## 17 子ども福祉支援相互連携事業 (1)子ども医療費助成事業

助成方法の統一により、手続の煩雑さが解消され、利便性の向上が図られる。また、行政及び医療機関は事務負担の軽減が期待できることから、圏域住民が6市の「こども医療費助成制度」を利用して圏域内の医療機関を受診する場合における助成方法を、現物支給に統一する。

### 子ども医療費の現物給付助成の対象保険医療機関の拡大(平成29年4月1日～)

平成29年4月1日より、福祉医療費請求書(ピンクの用紙)を使用できる医療機関及び薬局の区域が拡大した。1歳～中学3年生は、圏域内の保険医療機関等を受診したときには福祉医療費請求書が使える(0歳は県内全域)。6市の保険医療機関であれば、**受給資格証と福祉医療費請求書**により医療機関窓口で負担なしで受診できるようになった。(6市外では、窓口で支払後に申請し返還を受ける『償還払い』による助成となる。)



福祉医療費請求書(ピンクの用紙)

対象区域の拡大、手続の簡素化			平成29年4月1日～
	～平成29年3月31日	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; display: inline-block;"> <p style="color: red; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">大幅に対象医療機関が拡大 ※利用者の利便性向上</p> </div>	<p style="color: red; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">県西部6市の 保険医療機関</p>
高岡市	高岡市・射水市・砺波市・小矢部市・氷見市内の保険医療機関		
射水市	射水市・高岡市内の保険医療機関		
氷見市	氷見市・高岡市内の保険医療機関		
砺波市	砺波市内の保険医療機関		
小矢部市	小矢部市内の保険医療機関		
南砺市	南砺市内の保険医療機関		

※福祉医療費請求書(ピンクの用紙)の電子化により、平成31年4月から用紙は不要になった。

# 【第2期】とやま呉西圏域都市圏ビジョン 骨子(案)

## 1 圏域における広域連携

### (1) 都市圏ビジョン策定の趣旨

昨今の人口減少・少子高齢化社会における地域の再生、創生を果すには、一定の規模と都市・生活機能を包括する広域的な地域において、人口や活力ある社会経済を維持することが重要です。

本ビジョンは圏域を構成する6市が持つそれぞれの個性・特性を活かし、圏域の発展に向けた新たな取り組みや、これまで進めてきた連携を更に深めることにより、圏域全体の経済成長や住民サービスの向上につなげる、中長期的な「圏域の将来像」を示す戦略として策定するものです。

### (2) 連携中枢都市圏の名称及び構成自治体

- ① 都市圏：とやま呉西(ごせい)圏域
- ② 構成市：高岡市、射水市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市



### (3) 計画期間

2021年度(R3年度)から2025年度(R7年度)の5年間

## 2 圏域の現状

### (1) 圏域の概要

本圏域は、県中央部に位置する呉羽丘陵の西部、県内7大河川に数えられる庄川及び小矢部川流域並びにこれらの河川が注ぎ込む富山湾の沿岸部に広がる約1,500km<sup>2</sup>のエリアです。古くから舟運、海運のネットワークにより地域経済を発展させ、広域的な交流を広げてきた本圏域は、現在も、圏域内での通勤・通学など一体的な経済・生活圏を形成してきました。

日本海側の総合的拠点港である伏木富山港や北陸自動車道、東海北陸自動車道、能越自動車道といった高速道路網、北陸新幹線などの広域交通・物流網を背景に、環日本海に向けた交流拠点としての存在感を有しています。

### 【圏域の特色・強み】

#### ○産業

・臨海工業地域を中心にアルミ、鉄鋼等の金属製品や繊維、化学工業等が集積。高岡銅器や井波彫刻等の伝統産業も発達。

#### ○観光・交通

・世界文化遺産「五箇山合掌造り集落」、倶利伽羅源平古戦場、大境洞窟住居跡、国宝「瑞龍寺」、高岡御山祭、城端曳山祭、高岡・山町筋、井波・城端の門前町、日本海側最大の斜張橋「新湊大橋」、海王丸パーク、ひみの海探検館、砺波チューリップ公園など、多くの歴史・文化的な観光資源。

・北陸新幹線、北陸自動車道、東海北陸自動車道、能越自動車道、伏木富山港等の広域交通・物流基盤整備に伴う東海・飛騨地方、石川県、福井県等の交流拠点。

#### ○農林水産

・チューリップ球根、干柿、種もみ、ハトムギ、コシヒカリ、マグロ、寒ブリ、シロエビ、ベニズワイガニ、ホタルイカ、庄川あゆなどの全国的な知名度を誇る農林水産品。

### (2) 圏域が直面する課題

若い世代の都市部への流出や出生率の低下等による人口減少と高齢化の進行、経済成長の低迷、それらに伴う中心市街地の空洞化

生産年齢人口の減少に伴う農林水産業、製造業を中心とする地域産業の衰退の恐れ

地域医療、地域の保健・福祉サービスを担う人材不足に伴う生活関連機能の低下

圏域の総人口と将来推計人口  
※平成27(2015)年の国勢調査 (単位:人、%)

	総人口 ※		将来推計人口		増減率 (H27-R27)
	2015年 (H27)	2025年 (R7)	2035年 (R17)	2045年 (R27)	
高岡市	172,125	161,299	145,494	131,477	▲23.6
射水市	92,308	87,287	80,332	72,885	▲21.0
氷見市	47,992	40,444	33,078	26,111	▲45.6
砺波市	49,000	47,359	44,811	41,578	▲15.1
小矢部市	30,399	27,077	23,574	19,891	▲34.6
南砺市	51,327	44,626	37,832	31,017	▲39.6
とやま呉西圏域	443,151	408,092	365,121	322,959	▲27.1

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」

全国平均(16.3%)を大きく上回る3割近く減少！

## 3 圏域が目指す将来像

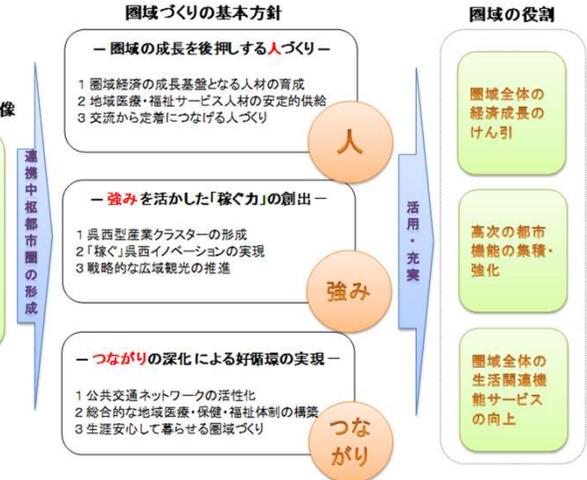
とやま呉西圏域の将来像

### 環日本海の中核拠点

本圏域が目指す将来像「環日本海の中核拠点」の実現に向けて、圏域の「人」、「強み」、「つながり」の活用・充実を大きな柱とした9つの基本方針に基づき、本圏域の連携中枢都市圏としての役割を果たすとともに、圏域各市の機能分担を固めながら、産業、観光、地域交通、医療・福祉等、各分野における連携施策に取り組みます。

圏域が目指す将来像

環日本海の中核拠点



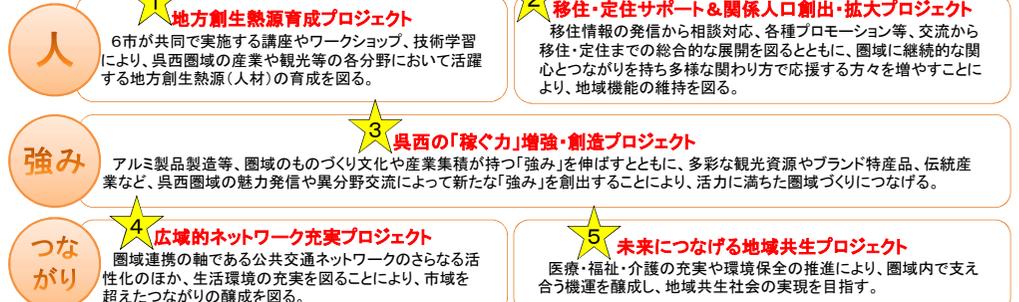
## 5 重点プロジェクト

### 新・5星(呉西) — NEW FIVE☆STAR — プロジェクト

新たな潮流への対応

◆SDGsのさらなる推進

◆Society5.0の実現に向けたIoT・AI、5G等未来技術の活用



# 射水市定員適正化計画

【令和2年度～令和6年度】

射水市企画管理部人事課

令和2年2月



# 目次

---

1	計画策定の趣旨 .....	1
2	これまでの取組 .....	2
	(1) 計画に基づく取組 .....	2
	(2) 職員数の推移 .....	4
3	現状分析と課題 .....	5
	(1) 職員数の比較分析 .....	5
	① 定員モデルによる比較 .....	5
	② 類似団体との比較 .....	5
	(2) 臨時職員数の推移 .....	6
	(3) 今後の退職予定者数 .....	7
	(4) 今後の再任用職員数の見込み .....	8
4	今後の定員管理 .....	9
	(1) 基本方針 .....	9
	(2) 計画期間 .....	10
	(3) 定員適正化の数値目標 .....	10
	(4) 具体的な取組目標 .....	10
5	計画の進行管理 .....	12

# 1 計画策定の趣旨

---

本市では、平成18年度以降、行財政改革大綱及び行財政改革集中改革プランを策定してきており、今年度は第4次の策定を終え、将来を見据えた経営基盤の確立と自立した都市の実現に向けて取り組んでいます。

定員の適正化については、平成17年の市町村合併によるスケールメリットを活かすため、定員の縮減を基本とした定員適正化に積極的に取り組んできました。

この間の主な取組として、平成25年度までは本市の規模に見合った適正な職員数にすることを基本に、組織機構の見直しと採用抑制による縮減を行い、平成26年度以降は、公共施設の統廃合や民間活力の導入、事務事業の効率化などをより積極的に進め、定員の適正化に努めてきました。

しかしながら、年々、地方行政に対する住民ニーズは多様化・複雑化しており、これまで以上に柔軟かつ迅速な対応が求められています。特に、少子高齢化・人口減少を背景とした地方創生の取組や福祉事業の充実、あるいは地方分権改革に伴う事務や権限の移譲など、市全体の業務量が増加してきています。

加えて、健全で持続可能な行財政基盤を堅持するため、ICTやAI等の活用をはじめとした業務の効率化に取り組むとともに、さらなる民間活力の導入や継続的な組織機構の見直し等を進めていく必要があります。

このような状況を踏まえ、引き続き定員の適正管理に資することを目的として新たな定員適正化計画を策定するものです。

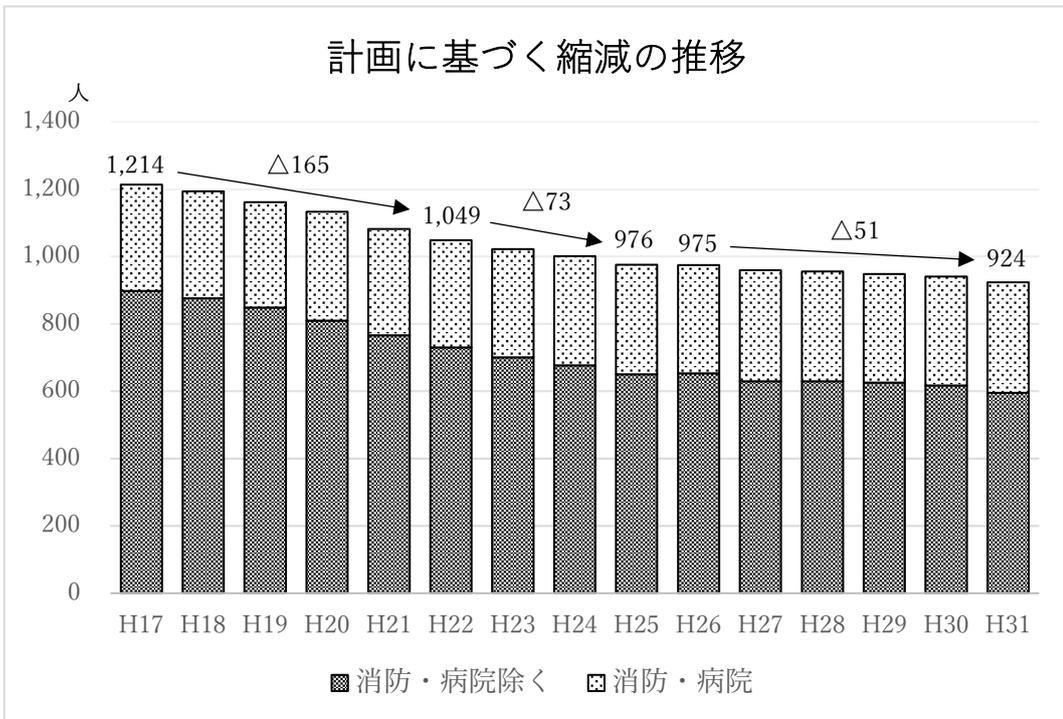
## 2 これまでの取組

### (1) 計画に基づく取組

平成17年度以降、3次にわたる計画に基づき、職員数の縮減を進めてきました。市町村合併時（平成17年11月1日）の職員数1,214人に対し、平成31年4月1日現在の総職員数は924人で、290人の減（△23.9%）となっています。

計画期間	基準年度職員数	目標職員数 (基準年度比較)	実績 (基準年度比較)
H17～22	総職員数 1,214人	1,107人 (△107人・△8.8%)	1,049人 (△165人・△13.5%)
	消防・病院除く 898人	784人 (△114人・△12.7%)	730人 (△168人・△18.7%)
目標を上回る達成 <b>【主な取組】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採用抑制</li> <li>・ごみ収集、ごみ処理施設の委託</li> <li>・保育園（4園）の民営化</li> <li>・指定管理者制度の活用（足洗老人福祉センター、文化会館、体育館等）</li> </ul>			
H22～25 (計画時は H22～27)	総職員数 1,049人	980人 (△69人・△6.6%)	976人 (△73人・△7.0%)
	消防・病院除く 730人	660人 (△70人・△9.6%)	650人 (△80人・△11.0%)
計画期間を2年前倒し、平成25年度に目標を上回る達成 <b>【主な取組】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採用抑制</li> <li>・保育園（3園）の民営化</li> <li>・ケーブルテレビ事業の民間移譲</li> </ul>			

計画 期間	基準年度 職員数	目標職員数 (基準年度比較)	実績 (基準年度比較)
H26～31	総職員数 975人	939人 (△36人・△3.7%)	924人 (△51人・△5.2%)
	消防・病院除く 653人	614人 (△39人・△6.0%)	595人 (△58人・△8.9%)
目標を上回る達成 【主な取組】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育園（1園）の民営化</li> <li>・ 病院調理業務の民間委託</li> <li>・ ごみ処理業務の一部民間委託</li> <li>・ 指定管理者制度の活用（大門コミュニティセンター）</li> <li>・ 公共施設の統廃合（市庁舎、保健センター、図書館、幼児ことばの教室、幼稚園（1園））</li> </ul>			



※ 各年度4月1日現在。ただし平成17年度のみ11月1日現在。

## (2) 職員数の推移

本市の職員数は、前述の取組により主に普通会計部門の職員を縮減してきています。

(単位：人)

年度	普通会計			公 営 企業等 会 計 <sup>1</sup>	総職員	前年度 比 較	消防・ 病院 除く計	前年度 比 較
	一般 行政	教育・ 消防	小計					
H17	657	260	917	297	1,214	—	898	—
H18	644	253	897	297	1,194	△20	876	△22
H19	635	239	874	288	1,162	△32	849	△27
H20	610	226	836	297	1,133	△29	810	△39
H21	579	214	793	289	1,082	△51	766	△44
H22	555	207	762	287	1,049	△33	730	△36
H23	538	198	736	286	1,022	△27	701	△29
H24	532	180	712	289	1,001	△21	677	△24
H25	514	176	690	286	976	△25	650	△27
H26	518	176	694	281	975	△1	653	3
H27	497	173	670	290	960	△15	630	△23
H28	493	170	663	293	956	△4	630	0
H29	489	167	656	292	948	△8	626	△4
H30	484	165	649	292	941	△7	617	△9
H31	465	165	630	294	924	△17	595	△22

※ 各年度4月1日現在。ただし平成17年度のみ11月1日現在。

<sup>1</sup> 公営企業等会計の職員は、本市においては、病院、水道、下水道、その他(国保事業、介護保険事業等)の各部門に属する職員をいいます。

### 3 現状分析と課題

#### (1) 職員数の比較分析

##### ① 定員モデル<sup>2</sup>による比較

一般行政部門における本市の職員数は、指標と同規模となっており定員モデルによる比較においては、概ね適正規模であると言えます。

区分	職員数	定員モデル	比較
一般行政部門	485人	487人	△2人

第10次定員モデル（平成31年3月）より

##### ② 類似団体<sup>3</sup>との比較

本市は、Ⅱ－3（人口5万人以上10万人未満、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次90%以上かつⅢ次65%以上）の類型に区分され、同類型に区分される84団体の平均との比較では、やや過大となっています。

主な要因として、一般行政部門においては、主に幼保職の人数が比較的多く、これは公立保育園数が他団体に比べて多いことによるものと考えられます。

また、消防業務を一部事務組合で実施する場合には定数外となりますが、本市は市単独で実施していることから、普通会計全体ではより過大となっているものと考えられます。

##### 【人口1万人当たり職員数】

区分	射水市	類似団体平均	比較
一般行政部門	51.8人	49.0人	2.8人
普通会計	69.4人	62.8人	6.6人

平成30年4月1日現在地方公共団体定員管理調査より

<sup>2</sup> 定員モデルとは、各地方公共団体の職員数と密接に関連する行政需要に係る統計数値（人口、事業所数、各部門決算額等）を基に、それぞれの団体の平均的な職員数を求めようとする参考指標です。

<sup>3</sup> 類似団体とは、国が地方公共団体の人口と産業構造を基準に類型区分した中で同じ区分に入る団体のことで、人口1万人当たりの平均職員数を比較できるようになっています。

## (2) 臨時職員数<sup>4</sup>の推移

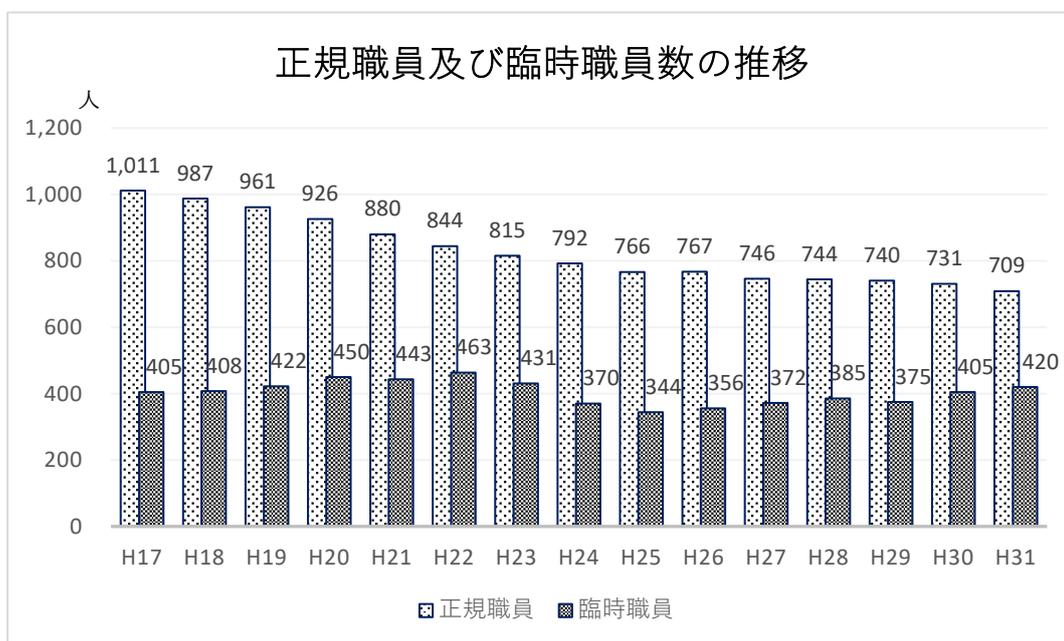
正規職員数は、これまでの定員適正化計画に基づき縮減を進めてきましたが、その一方で臨時職員数の推移を見てみると、平成25年度までは正規職員と同様に縮減してきていたものの、それ以降は微増傾向が続いています。

これは、主に正規職員でなくても担える業務に臨時職員を活用していることや、専門的な知識や経験を要する業務においては、その解決のため、臨時職員を活用していることによるものです。

具体例として、平成25年度以降、市民課及び地区センターでの窓口業務に臨時職員を活用したことや、教育委員会においてチームティーチング指導員や学習サポーターの増強を進めてきていることが挙げられます。

このほか、保育現場においては、低年齢児の保育ニーズの高まりを背景に臨時保育士数が増加傾向にあります。その必要人数の確保に苦慮しています。

なお、臨時職員については、令和2年4月から会計年度任用職員制度に移行することも踏まえ、これまで以上に適正管理が求められます。



※ 病院を除く。また、臨時職員数は、週20時間以上勤務者の人数

<sup>4</sup> 臨時職員については、法改正により令和2年度から会計年度任用職員となりますが、本計画ではすべて臨時職員と表記しています。

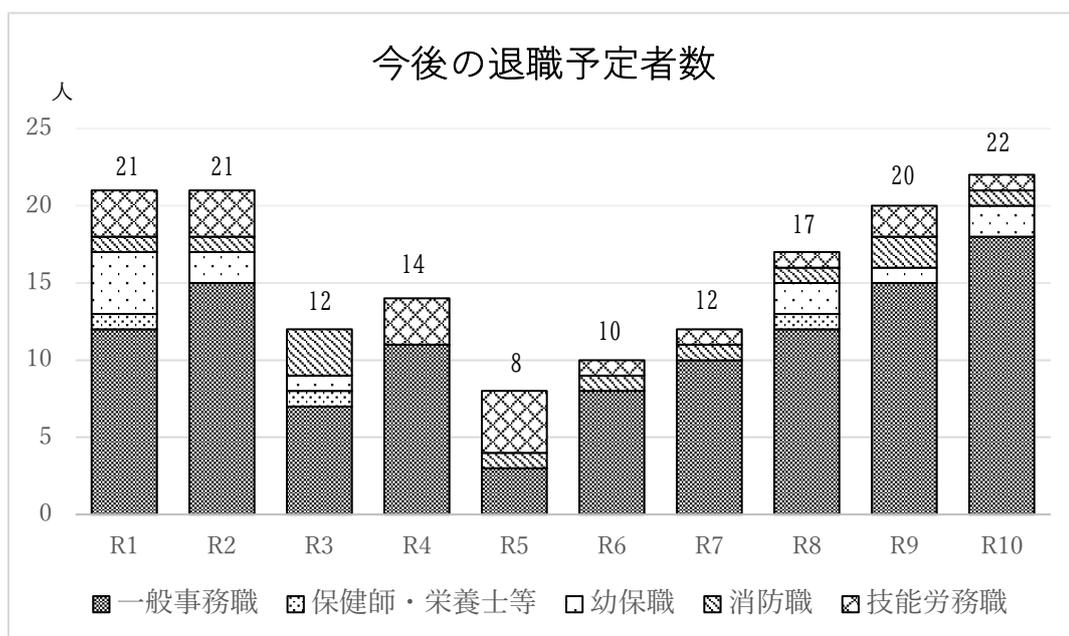
### (3) 今後の退職予定者数

一般事務職については、令和元年度及び2年度末の定年退職者が多く、また令和5年度以降は、年々退職者が増える見込みとなっています。

幼保職については、令和3年度末まで若干の退職者があり、その後、令和7年度末まで退職者がいない見込みとなっていますが、将来的な年齢バランスも考慮しながら、計画的に職員採用を行う必要があります。

技能労務職については、今後10年間で過半数の職員の退職が見込まれていますが、引き続き再任用職員や臨時職員の活用、もしくは民間委託等の可否を検討する必要があります。

なお、法改正により、現行の60歳定年から段階的に定年延長が実施される場合には、そのことも踏まえた計画的な定員管理が必要となります。

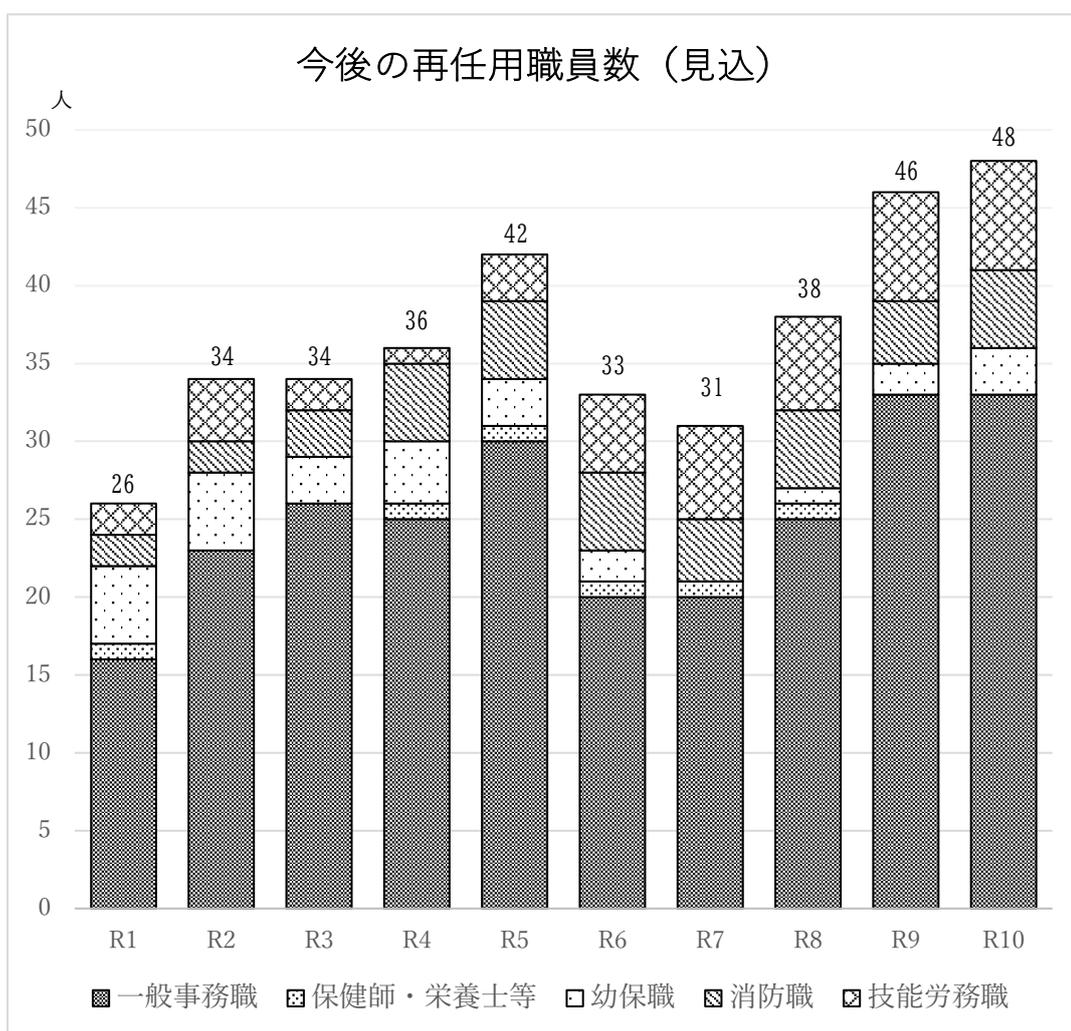


※ 医師、看護師及び医療技術職を除く。

#### (4) 今後の再任用職員数の見込み

平成25年度以降、公的年金（報酬比例部分）の支給開始年齢の段階的な引上げに伴い、定年退職となった職員を再任用職員として採用しています。再任用期間が延びるにつれて徐々に増加し、今後10年間で50人程度まで増加するものと見込んでいます。

なお、前述の定年延長が実施された場合には、延長される年数に応じて再任用職員数は減少しますが、その分60歳超の職員が増加することとなります。



※ 短時間勤務職員を除く。医師、看護師、医療技術職を除く。

## 4 今後の定員管理

---

### (1) 基本方針

第4次射水市行財政改革大綱に掲げた「長期的な課題を踏まえた『量』の改革と『質』の改革の両立」という視点を持ち、職員数の適正管理をしつつ、「職員と組織の質の向上」に取り組みます。

#### ① 職員の能力及び意欲向上

射水市人材育成基本方針に掲げる職員像「いろいろな人と協力しながら **み**ずから考え行動し **ず**っと進化し続ける職員」を目指し、職員一人ひとりの能力開発を一層推進するとともに、幅広い視野と生産性の向上への意識を高めます。

#### ② 業務の効率化

公務職場への導入が進む ICT や AI 等の活用による業務改善の推進を図りつつ、ワーク・ライフ・バランスを意識した働き方改革の推進に取り組みます。

#### ③ 時代の変化に対応した弾力的な組織体制の構築

時代の変化や市の重要施策の取組方針に合わせて随時組織を見直し、効率的な組織体制の構築に努めます。

#### ④ 民間活力等の導入の推進

行政が直接実施すべき業務の範囲を明確にし、民間活力を導入することで、より効果的・効率的に実施できる業務については、業務委託、指定管理者制度、民営化など最適な手法を見極め、積極的に推進します。

#### ⑤ 職員の新規採用

退職者数の推移や今後見込まれる定年延長も見据えながら、職員の年齢構成等にも配慮した計画的な職員採用に努めます。

#### ⑥ 多様な任用形態の活用

長年培った知識・経験の継承を図る観点から、引き続き通常業務にも再任用職員を活用します。

また、必ずしも正規職員が担う必要のない業務については、臨時職員を活用するなど、適正な人員配置を行います。

## (2) 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とします。

## (3) 定員適正化の数値目標

定員適正化の対象職員は、一般行政、教育、消防及び公営企業等全ての部門の正規職員とし、目標とする総職員数を933人とします。

なお、これまでの定員適正化計画では、総職員数及び消防・病院を除く職員数の目標を定めていましたが、本市の保育ニーズの変化に伴い、保育園の配置や必要保育士数の変動が考えられることから、本計画では幼保職を区分して目標職員数を定めることとします。

(単位：人)

	前計画 目標職員数 (H31.4.1)	本計画 基準職員数 (H31.4.1) a	本計画 目標職員数 (R6.4.1) b	比較 b-a
<b>総職員数</b>	<b>939</b>	<b>924</b>	<b>933</b>	<b>9</b>
消防・病院を除く	614	595	602	7
幼保職	—	117	127	10
幼保職以外	—	478	475	△ 3
消防・病院	325	329	331	2

※ 再任用職員（短時間勤務）及び臨時職員は含まない。

## (4) 具体的な取組目標

- ① 一般事務職については、水道事業の一部民間委託など、引き続き民間活力を積極的に導入するほか、税務部門や福祉部門などでのRPAの導入による業務効率化を図りながら、懸案事項や新たな政策課題の解決に必要な職員数の確保に努めます。
- ② 土木・建築職については、各事業計画の進捗等を踏まえつつ、また近年、各地で災害が頻発している状況も考慮し、再任用職員を活用しながら増員を図ります。
- ③ 学芸員については、退職職員の再任用期間や在職者の年齢構成に配慮しつつ、新規採用を行います。

- ④ 幼保職については、安定した保育サービスの実施や公立保育園が担う民間保育園のセーフティネットとしての役割などを踏まえ、必要職員数の確保に努めます。  
また、今後の保育園の民営化方針の進捗にあわせ、任期付職員の採用についても検討します。
- ⑤ 技能労務職については、引き続き再任用職員や臨時職員を活用するほか、民間委託の実施を検討することとします。
- ⑥ 消防吏員については、再任用職員を活用しながら、定数115名を基本に定員管理を行います。
- ⑦ 市民病院においては、富山大学附属病院との連携を深めつつ、必要な医師数を確保するとともに、看護師及び医療技術職は、退職者補充を実施しながら現員数の確保に努めます。

## 5 計画の進行管理

---

本計画の進捗状況は、毎年度公表することとします。

また、毎年度、各所属からのヒアリングを実施し、それを踏まえた職員採用計画の作成及び組織機構の見直しを行うとともに、市民ニーズや社会経済情勢の変化に応じて、適宜計画の見直しを行うこととします。

企画管理部人事課 資料2  
3月定例会 総務文教常任委員会  
令和2年3月11日

# 射水市公共施設再編方針

令和2年3月  
射水市

## 目次

<b>第1章 公共施設再編方針について</b> .....	1
1 本方針策定の背景と目的.....	1
2 本方針の位置付け.....	2
3 対象期間.....	2
4 対象施設.....	2
<b>第2章 再編の基本方針</b> .....	4
1 基本方針.....	4
2 施設分類別の基本方針.....	4
3 再編における基本原則.....	4
<b>第3章 再編の検討手法</b> .....	6
1 検討における視点（適正化の視点）.....	6
2 今後の方向性の定義.....	6
3 施設評価.....	7
<b>第4章 施設分類ごとの現状分析と今後の方向性</b> .....	10
1 市民文化系施設.....	13
2 社会教育系施設.....	21
3 スポーツ・レクリエーション系施設.....	26
4 産業系施設.....	32
5 学校教育系施設.....	36
6 子育て支援施設.....	42
7 保健福祉施設.....	48
8 行政系施設.....	52
9 公営住宅.....	58
10 供給処理施設.....	62
11 その他施設.....	65
<b>第5章 施設ごとの今後の方向性（一覧表）</b> .....	67
<b>第6章 今後の取組について</b> .....	90
1 今後検討すべき課題について.....	90
2 個別施設計画の策定.....	91
3 推進体制.....	91

# 第1章 公共施設再編方針について

## 1 本方針策定の背景と目的

射水市は、平成17年11月に1市3町1村が合併して誕生しました。本市が現在保有している施設の多くは、合併前の各自治体において政策の展開や様々な市民ニーズを背景に整備してきたものです。今後、それらの多くが老朽化により一斉に改修・更新時期を迎えることから、現在保有する施設をそのまま維持更新していくことは、将来の市政経営に大きな負担となり、ひいては真に必要な市民サービスに影響を及ぼすことが予測されます。

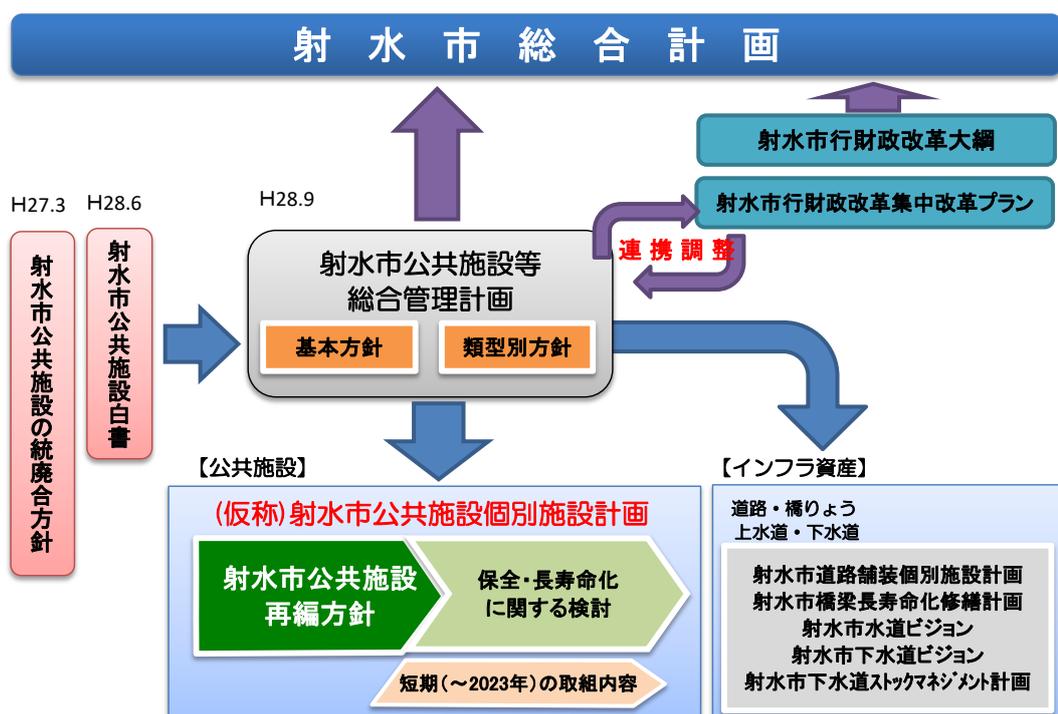
このため、平成28年9月に射水市公共施設等総合管理計画（以下、総合管理計画）を策定し、インフラ資産を含む公共施設等の適正管理に向けた基本方針及び施設類型別の基本方針を決定するとともに、令和36年度（2054年度）までに市が保有する施設の延床面積の合計を20%削減（平成27年度比）する目標を定めました。

今後は、長期的な視点をもって計画的に施設の総量削減に取り組むため、令和2年度（2020年度）末までに、総合管理計画の実施計画に当たる（仮称）射水市公共施設個別施設計画（以下、個別施設計画）を策定することとしています。

個別施設計画では、再編及び保全・長寿命化（建替・大規模改修）などの必要な対策について、施設ごとに講じる措置の内容や実施時期を明らかにします。その検討に当たっては、限りある財源の中で計画的に施設の適正管理に取り組むため、保全・長寿命化の検討に先立ち、再編についての検討から整理する必要があると考えます。

そこで、このたび策定した射水市公共施設再編方針（以下、本方針）では、個別施設計画の策定につなげるため、再編についての基本方針を整理するとともに、施設ごとに再編の方向性、時期及び考え方を整理しました。

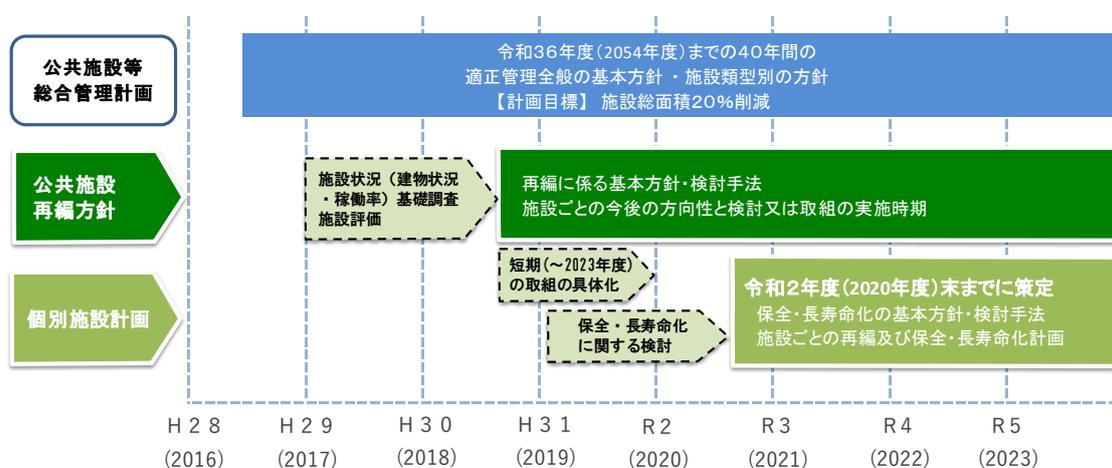
なお、インフラ資産については、本方針及び個別施設計画とは別に、種別ごとに策定している（又は今後策定予定の）計画を進行管理することとします。



## 2 本方針の位置付け

本方針は、公共施設等の適正管理全般の基本目標及び方針を定めた総合管理計画に基づいて策定するものです。総合管理計画に定めた計画目標（2054年度までに施設総面積を20パーセント削減）に基づく施設の総量削減に着実に取り組むため、施設再編についての基本方針及び施設ごとの今後の方向性と実施時期を示します。

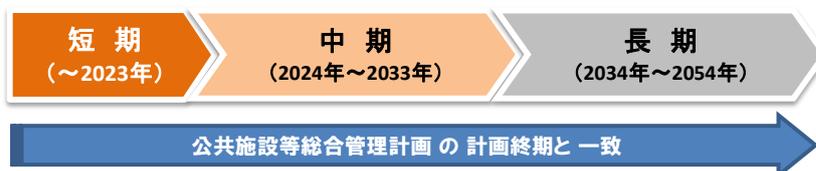
また、本方針を策定した後は、本方針で整理する施設ごとの方向性・工程（スケジュール）を踏まえた保全・長寿命化についての方針を検討し、令和2年度（2020年度）末までに、本方針を内包した、再編と保全・長寿命化の方針からなる個別施設計画を策定し、公共施設マネジメントを実施していくための具体的な取組を推進していきます。



## 3 対象期間

本方針の対象期間は、平成30年度（2018年度）から令和36年度（2054年度）までの37年間とします。これは、上位計画である総合管理計画と計画終期を一致させるためです。

あわせて、対象期間を短期（2018年度～2023年度の6年間）、中期（2024年度～2033年度の10年間）及び長期（2034年度～2054年度の21年間）に区分し、施設の老朽度や利用運営状況等を基に、期間中に再編を検討すべき施設は何か、どの時期に見直しを設定するのかを示し、施設別の取組・検討スケジュールを明確化します。



## 4 対象施設

本方針で対象とする施設は、平成30年4月1日現在、本市が保有又は民間施設等を賃貸借し設置している施設（合計416施設）のうち、①インフラ資産及び企業会計に属する施設（道路、橋りょう、上下水道及び市民病院）、②普通財産及び施設規模が小さいことなどにより将来負担への影響が少ない施設を除外した175施設とします。（詳細は次ページの一覧表を参照）

## 本市の公共施設及び本方針の対象施設の内訳

施設分類				市公共施設		本方針の対象施設			
大分類	中分類	方針分類	小分類	施設数	延床面積 (㎡)	施設数	延床面積 (㎡)		
市民文化系施設	集会施設	集会施設	コミュニティセンター	27	25,334	27	25,334		
			公民館	1	2,089	1	2,089		
			生涯学習施設	1	647	1	647		
			その他集会施設	3	249	1	236		
	文化施設	文化施設	ホール施設	3	19,237	3	19,237		
社会教育系施設	図書館	図書館	図書館	4	5,088	4	5,088		
	博物館等	博物館等	博物館等	8	6,744	6	6,584		
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	スポーツ施設	主要体育館	6	28,303	6	28,303		
			地区体育館	3	1,399	3	1,399		
			主要グラウンド	4	484	1	300		
			地区グラウンド	12	152	0	0		
			テニスコート	3	52	0	0		
			野球場	3	879	1	823		
			サッカー場	1	0	0	0		
			相撲場	2	0	0	0		
			弓道場	1	801	1	801		
			プール	1	3,397	1	3,397		
			パークゴルフ場	4	799	2	780		
			その他スポーツ施設	2	767	1	767		
			レクリエーション・観光施設	レクリエーション・観光施設	レクリエーション・観光施設	3	19	0	0
			産業系施設	産業系施設	産業系施設	農村環境施設	3	3,153	3
地域振興・休憩施設	3	1,705				3	1,705		
浴場	1	1,122				1	1,122		
その他産業系施設	5	156				0	0		
学校教育系施設	学校教育系施設	学校教育系施設	小学校	15	102,165	15	102,165		
			中学校	6	55,714	6	55,714		
	その他教育施設	その他教育施設	その他教育施設	1	2,181	1	2,181		
子育て支援施設	保育園・幼稚園	保育園・幼稚園	保育園	13	11,665	13	11,665		
			幼稚園	2	2,005	2	2,005		
	幼児・児童施設	幼児・児童施設	児童館	5	1,949	5	1,949		
			放課後児童クラブ	5	847	0	0		
その他子育て支援施設	その他子育て支援施設	その他子育て支援施設	1	4,330	1	4,330			
保健福祉施設	高齢者福祉施設	高齢者福祉施設	ふれあいサロン	2	132	0	0		
			その他高齢者施設	3	2,957	3	2,957		
	保健施設	保健施設	保健センター	1	1,045	1	1,045		
	その他社会福祉施設	その他社会福祉施設	福祉会館等	2	3,472	2	3,472		
その他社会福祉	その他社会福祉	その他社会福祉	1	158	0	0			
医療施設	医療施設	医療施設	市民病院	1	16,467	0	0		
行政系施設	庁舎等	庁舎等	庁舎	4	25,793	3	20,794		
			消防施設	消防施設	消防署	4	7,110	4	7,110
	その他行政系施設	その他行政系施設	消防団分団屯所	26	3,520	26	3,520		
			その他行政系施設	その他行政系施設	その他行政系施設	6	962	4	644
公営住宅	公営住宅	公営住宅	市営住宅	11	30,332	11	30,332		
			特定公共賃貸住宅	3	3,833	3	3,833		
			都市再生住宅	2	2,199	2	2,199		
			都市公園	146	817	0	0		
供給処理施設	供給処理施設	供給処理施設	ごみ処理施設	3	15,563	3	15,563		
			し尿処理施設	1	3,698	1	3,698		
			浴場	1	211	1	211		
			駐車場・駐輪場	11	1,782	0	0		
その他施設	その他施設	その他施設	畜場	1	288	1	288		
			墓苑	3	87	0	0		
			その他施設	8	503	1	239		
			普通財産	普通財産	普通財産	24	18,804	0	0
合 計				416	423,166	175	377,679		

※平成 30 年 4 月 1 日現在

※但し、平成 30 年度中に建替の施設（堀岡コミュニティセンター、消防団庄西分団屯所）は建替後の延床面積で積算しています。

※延床面積は、小数第 1 位を四捨五入し、整数で表記しています。そのため、合計が一致しない場合があります。（以下、同様）

## 第2章 再編の基本方針

### 1 基本方針

再編の検討に当たっては、総合管理計画に定めた、以下の基本目標及び3つの方針に基づき進めます。

#### 基本目標及び基本方針

基本目標	次世代に過度の負担を強いることのない、将来を見据えた本市の規模に見合った適正な公共施設等の維持
	【公共施設マネジメントの構築】
方針	真に行政が担うべき市民サービスを見極めたうえで、将来の人口減少等を見据えた公共施設の適正規模とするため、総量の削減を推進します。
	維持管理・運営の効率化や計画的な修繕・更新等によるコストの削減を推進するとともに、真に必要な施設の長寿命化を図ります。
	公共施設ありきの考え方から脱却し、「施設重視」から「ソフト事業の充実」への転換を図り、市民満足度及び利用率の向上を推進します。

### 2 施設分類別の基本方針

施設ごとの再編の検討に当たっては、総合管理計画に定めた、施設分類別の「将来のあるべき姿」を踏まえたものとします。

※各施設分類の「将来のあるべき姿」は、「第4章 施設分類ごとの現状分析と今後の方向性」に記載しています。

### 3 再編における基本原則

施設ごとの再編の検討に当たっては、以下の基本原則にのっとり進めます。

#### 再編における基本原則

<p><b>① 施設の総量削減</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置意義が薄れている施設や利用率の低い施設、利用者に極端な偏りが見られる施設は優先的に再編を検討します。</li> <li>・利用状況にかかわらず、同種目的施設が複数ある場合は統廃合の検討対象とします。</li> <li>・県及び近隣市の施設の設置状況等を念頭に、広域的利用の観点を持って検討します。</li> <li>・大規模改修又は建替え等の更新時期に合わせて、施設機能の集約化・複合化や施設のダウンサイジング（減築）など、機能を維持しながら施設延床面積の大幅な圧縮について検討します。</li> </ul>
--

**② 持続可能なサービス提供手法の検討**

- ・公共施設マネジメントの推進（新設・更新・改修・活用・除却など）に当たっては、指定管理者制度やP P P / P F I 手法など公民連携手法の導入を優先的に検討し、民間の資金やノウハウ等の積極的な活用を図ります。
- ・民間サービスで代替可能な施設は、民間への譲渡を検討します。
- ・施設の設置意義や利活用の状況を踏まえながら、施設管理における市民等との協働を検討します。

**③ 計画的な再編スケジュールの検討**

- ・原則、全ての施設において遅くとも施設の法定耐用年数を迎える時期を実施期限として今後の方向性を定めます。  
ただし、小学校・中学校及び保育園・幼稚園においては、園児、児童及び生徒数の将来推計等を踏まえ、保育・教育環境の充実に主眼を置いて検討します。
- ・民間等への譲渡の可能性が高い施設は、老朽化等により資産価値が低下することを踏まえ、更新時期にかかわらず、可能な限り早い段階で譲渡の検討に着手します。

**④ 新規建設の抑制**

- ・新たな施設の建設は、今後のまちづくり政策に重要なものに限定し、その際にも既存の市有地の活用に努め、特別の事情がない限り、集約化、複合化前の施設延床面積を下回ることとします。

**⑤ 施設の複合利用・多目的利用の検討**

- ・更新時期には、可能な限り複合的な機能を持たせ、建物を多目的に利用できる仕様にするすることで、利用者の利便性と運営稼働状況の向上を図ります。

**⑥ 利用圏域に基づく配置**

- ・施設の想定する利用圏域に基づき、施設機能や交通アクセスなどを踏まえ、利便性に配慮した再編（再配置）を検討します。
- ・大規模な施設が更新時期を迎える際には、当該施設の再編を核として、まちづくりの観点を踏まえつつ利用圏域内の施設の再編を検討します。

**⑦ 資産の有効活用**

- ・引き続き市が保有する施設は、長寿命化・転用等により、可能な限り有効活用を図ります。
- ・市が保有する必要性が低い施設は、原則、売却又は賃貸により財源確保に努めます。

## 第3章 再編の検討手法

### 1 検討における視点（適正化の視点）

施設は、サービスとそのサービスを提供するための建物で成り立っていることから、その再編においては、単にハード（ハコモノ）の存廃の問題として捉えるのではなく、サービスと建物の双方の適正化を図る視点をもって検討を行います。

検討に当たっては、最初に、施設で提供しているサービスの在り方について、現行のサービスの内容や提供手法が市民のニーズに見合っているかなどから考察し、真に必要な行政サービスであるか、また最適なサービスの提供主体を見定めます。

次に、建物の在り方について、施設機能と整備手法に視点を分けて、今後の方向性を検討します。提供するサービスにふさわしい施設機能、利用状況であるかを考察することで、施設自体の在り方を見定めます。その上で、施設機能にふさわしい整備手法の方向性を見定めます。

#### 適正化の視点

適正化の視点		内容
サービス提供主体		現行のサービスの内容や提供手法が市民のニーズに見合っているのかを考え、真に必要な行政サービスとその提供主体を見定める
建物	(施設機能)	提供するサービスにふさわしい施設機能、利用状況であるかを見極めることで、施設自体の方向性を見定める
	(整備手法)	施設機能にふさわしい整備手法の方向性を見定める

### 2 今後の方向性の定義

施設の今後の方向性は、以下のとおり定義します。

#### 方向性の定義

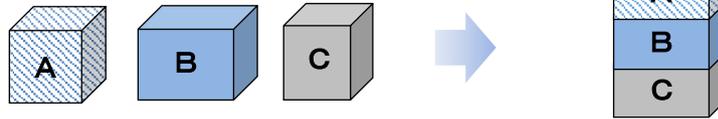
項目	今後の方向性	内容
サービス提供主体	市（直営）	市が行政サービスとして実施する
	市（民間活用）	市が民間事業者に業務委託し行政サービスとして実施する（指定管理者制度を含む）
	市（市民協働）	市民協働により地域の組織・団体が行政サービスとして実施する
	民間事業者	サービスの提供主体を民間等に変更してサービスを継続する
	廃止・休止	サービス自体を廃止・休止する
施設機能	現状維持	現状の用途やサービスを継続する
	複合化	1つの建物に複数の機能を持たせる
	集約化	1つの建物に同じ用途の施設を統合する
	転用	用途を変更する
	廃止・休止	施設を廃止・休止する（他施設への複合化・集約化を含む）
	在り方検討	今後の方向性を見定めるに当たって、在り方を検討する必要がある
整備手法	保全	引き続き市が建物を保有（又は賃借）し、適時適正な修繕等を行いながら現状を維持する
	建替	建物の建替を行い、引き続き市が保有する
	大規模改修	建物の大規模改修を行い、引き続き市が保有する
	譲渡・貸付	建物及びその敷地を譲渡又は貸付する
	解体	建物を解体する
	在り方検討	今後の方向性を見定めるに当たって、在り方を検討する必要がある

## ◆複合化、集約化、転用のイメージ

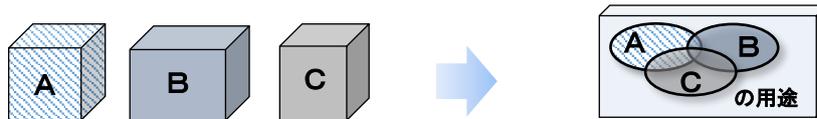
市が保有する施設（建物）の総量を減らしつつ、市民サービスを維持していくための有効な手法として、施設の複合化、集約化、転用が考えられます。  
その具体的な内容は次のとおりです。

## 複合化

1つの建物に複数の機能を持たせること

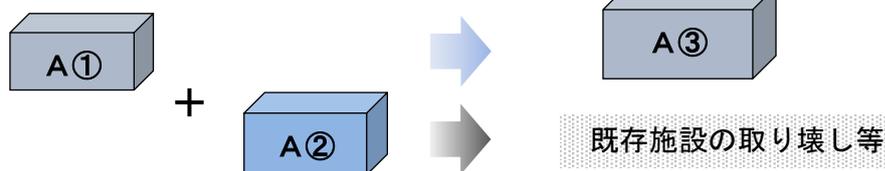


(多機能化) 1つのスペースを異なる用途（機能）で共同・相互利用すること



## 集約化

異なる場所の同じ用途の施設を統合すること



## 転用

既存施設の用途を変更すること



## 3 施設評価

施設の現状を客観的に把握するとともに、評価結果を再編に向けた検討・判断材料とするため、統一的な評価基準に基づく施設評価を実施しました。

施設評価では、建物性能と運営状況による定量的評価（1次評価）、また、施設の妥当性、公共性、効率性及び代替性の視点に基づく定性的評価（2次評価）による分類を行い、その結果を踏まえて、市の施策や関係計画と施設の関係など様々な要因を総合的に勘案し、適切な再編の手法を選定する総合評価を行いました。

総合評価では、前ページで示したサービス提供主体、施設機能、整備手法のそれぞれについて今後の方向性を示すとともに、検討期間の前期、中期、長期のいずれの段階で取組を実施するのかという工程（スケジュール）を示しています。ここで示す今後の方向性は、現状において検討可能な全ての手法であることから、その手法は一つとは限りません。

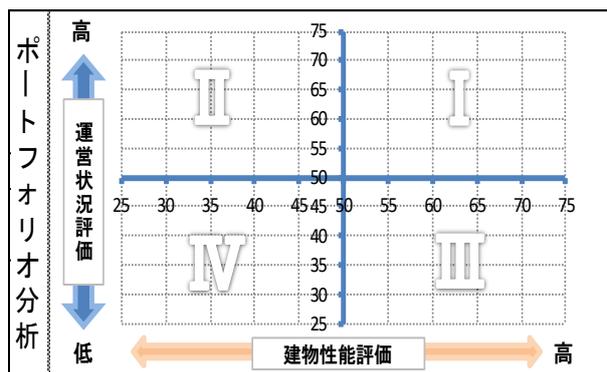
なお、既に今後の方針・計画が決定している施設については、評価対象から除外し、方針・計画に基づき取組を進めます。

## (1) 定量的評価（1次評価）

1次評価・・・ポートフォリオ分析	
建物性能【ハード】 (老朽度、劣化度、耐震性)	運営状況【ソフト】 (利用状況、コスト、運営効率)

評価に当たり、施設の老朽度や利用状況などの異なる評価指標を同じ尺度に換算して比較するため、偏差値を用います。

建物性能は公共施設全体で、また運営状況は同種の施設分類の中で偏差値化し、運営状況を縦軸、建物性能を横軸の評価軸とするグラフ（ポートフォリオ）を作成し、I～IV象限のいずれかに分類します。



### 【定量的評価の分類】

分類	建物性能	運営状況	内容
I	高	高	他の施設に比べて建物の性能が高く、運営状況が優れた施設
II	低	高	他の施設に比べて建物の性能に課題があるが、運営状況が優れた施設
III	高	低	他の施設に比べて建物の性能が高く、運営状況に課題がある施設
IV	低	低	他の施設に比べて建物及び運営状況のいずれにも課題がある施設

※行政系施設（庁舎、消防署所及び地区センター）は運営状況評価を行いません。（運営状況は「高い」として評価します。）

## (2) 定性的評価（2次評価）

2次評価・・・評価フローによる分析
施設で提供されているサービスの 妥当性、公共性、効率性及び代替性の有無（高低）

施設で提供されているサービスの在り方から施設の今後の方向性にアプローチするため、妥当性、公共性、効率性及び代替性の観点に基づく統一的な評価項目（右表参照）によるフローチャートと1次評価の結果（I～IV分類）を組み合わせて、「サービスの提供」と「建物」に分けて評価し、総合評価（施設評価結果）に向けた検討の方向性を整理します。

視点	評価項目	説明
妥当性	法令設置義務の有無	施設の設置が法令等により義務付けられている
	実施意義	施設で提供されている事業のニーズや実施意義は低下していない
	事業内容目的合致	施設で提供される事業は所期の目的に合致している
公共性	サービスの公共性	社会生活に必需的又は多数の市民に受益が及ぶ公益的な事業を提供している
効率性	機能の重複	利用圏域内に同種又は類似する機能を有する施設が存在しない
代替性	民間等による代替性	料金、サービスともに類似する民間の事業が存在し、参入の可能性がある
	施設の必要性	当該施設でなければ実施できない事業がある

※学校は、望ましい教育環境の提供の観点から検討することとし、定性的評価は行いません。

### 【定性的評価の分類】

区分	分類	説明（総合評価に向けた検討の方向性）
サービスの提供	継続	行政が引き続きサービスを提供する方向で検討すべき
	統合連携して継続	同種又は類似する目的のサービスがあることから、重複状態を解消するための見直しを行い、行政が引き続きサービスを提供する方向で検討すべき
	非継続	行政が引き続きサービスの提供を行うことが適当ではないため、サービスの廃止・休止、民営化又は民間が提供するサービスでの代替等を検討すべき
建物	存続（当面）	現状においては、当面存続させる施設として検討すべき
	転用	再編（転用）の対象施設として検討すべき
	集約化	再編（集約化）の対象施設として検討すべき
	複合化	再編（複合化）の対象施設として検討すべき
	処分	再編（譲渡又は廃止（解体））の対象施設として検討すべき



## 第4章 施設分類ごとの現状分析と今後の方向性

市民ニーズに対応した行政サービスを提供しつつ、並行して施設総量の削減を進めるためには、施設で提供されるサービスの内容とサービスを提供する施設環境の双方の適正化を目指さなくてはなりません。

そこで、総合管理計画では、施設分類ごとに求められるサービスの性質の違いを整理し、それぞれの「将来のあるべき姿」を定めています。さらに本方針では、これに施設評価の手法を組み合わせ、施設分類全体のあるべき姿像を実現するための施設ごとの今後の方向性について検討を行いました。

本章では、施設ごとの今後の方向性の検討に当たり、最初に、建物性能や運営状況等による定量的評価（1次評価）、また、施設の妥当性、公共性、効率性及び代替性の視点に基づく定性的評価（2次評価）の2つの評価手法による分析を行いました。

これらの結果とともに、市の政策及び計画との関係や立地条件、地域特性、他施設との関係など当該施設を取り巻く様々な要素を踏まえた現状と課題を整理した上で、本市が考える施設ごとの再編に関する考え（施設評価における「総合評価」）を示します。

なお、ここで示している今後の方向性とは、現状において検討可能な全ての手法であることから、その手法は一つとは限りません。また、今後、それぞれの施設について具体的な計画の検討段階となった際には、本方針を基本としつつ、市民の皆様や市議会と対話や協議を重ねながら手法の検討を進めてまいります。

## ◆本方針の対象施設一覧

大分類	方針分類	小分類	対象施設
市民文化系	集会施設	コミュニティセンター	放生津、新湊、庄西、作道、片口、堀岡、海老江、七美、本江、塚原、三ヶ、戸破、橋下条、金山、大江、黒河、池多、太閤山、中太閤山、南太閤山、浅井、櫛田、水戸田、二口、大門、大島、下村
		公民館	中央公民館
		生涯学習	生涯学習センター
		その他集会	庄川水辺の交流館
	文化施設	ホール	新湊中央文化会館、小杉文化ホール、大門総合会館
社会教育系	図書館	図書館	中央図書館、新湊図書館、正力図書館、下村図書館
	博物館等	博物館等	新湊博物館、小杉展示館、竹内源造記念館、陶房「匠の里」、大島絵本館、下村民俗資料館
スポーツ・レク系	スポーツ	主要体育館	新湊総合体育館、小杉総合体育センター、小杉体育館、大門総合体育館、大島体育館、下村体育館
		地区体育館	大島中央公園コミュニティ体育館、七美体育館、本江体育館
		主要グラウンド	サン・ビレッジ新湊
		野球場	歌の森運動公園野球場
		弓道場	大島弓道場
		プール	海竜スポーツランド
		パークゴルフ場	パークゴルフ南郷、下村パークゴルフ場
		その他スポーツ	下村馬事公園
産業系	産業系	農村環境	新湊農村環境改善センター、大門農村環境改善センター、大島農村環境改善センター
		地域振興・休憩	川の駅新湊、道の駅新湊、いみず観光情報館
		浴場	大門コミュニティセンター
学校教育	学校教育	小学校	放生津、新湊、作道、片口、堀岡、東明、塚原、小杉、金山、歌の森、太閤山、中太閤山、大門、下村、大島
		中学校	新湊、新湊南部、射北、小杉、小杉南、大門
		その他教育	学校給食センター
子育て支援	保育園・幼稚園	保育園	放生津、八幡、新湊、新湊西部、片口、塚原、金山、大江、千成、池多、大門きらら、大島南部、下村
		幼稚園	七美、大門わかば
	幼児・児童施設	児童館	海老江児童センター、太閤山、大門、大島、下村
		その他幼児・児童	子ども子育て総合支援センター
保健福祉	高齢者福祉	その他高齢者福祉	足洗老人福祉センター、小杉ふれあいセンター、いきいき長寿館
	保健	保健センター	射水市保健センター
	その他社会福祉	福祉会館等	小杉社会福祉会館、新湊交流会館
行政系	消防	庁舎	庁舎、大島分庁舎、布目分庁舎別館
		消防署	射水消防署、新湊消防署、射水消防署大門出張所、新湊消防署東部出張所
	消防分団屯所	戸破、三ヶ、橋下条、金山、大江、黒河、池多、太閤山、中・南太閤山、大門、櫛田、浅井、水戸田、二口、大島、下、放生津、新湊、庄西、塚原、作道、片口、七美、堀岡、海老江、本江	
その他行政系	その他行政系	新湊地区センター、小杉地区センター、大門地区センター、下地区センター	
公営住宅	公営住宅	市営住宅	庄川本町、港町、八幡、庄西、殿村、本江、海王町、大門、中村、赤井、すずほ
		特定公共賃貸住宅	立町、赤井、すずほ
		都市再生住宅	リアン放生津、ラ・メール放生津
供給処理	供給処理	ごみ処理	クリーンピア射水、ミライクル館、野手埋立処分所
		し尿処理	衛生センター
		浴場	クリーンピア射水温浴施設
その他	その他	その他	斎場、サービスセンター

※インフラ資産及び企業会計に属する施設（道路、橋りょう、上下水道及び市民病院）のほか、普通財産及び施設規模が小さいことなどにより将来負担への影響が少ない施設は、対象から除外します。

## ◆用語説明

- 施設分類** 施設を目的・性質ごとの分類に整理したものです。
- 番号** 本方針における施設ごとの通し番号です。
- 延床面積** 施設の延床面積の合計です。特に記載のない限り、平成30年4月1日現在のものです。小数第1位を四捨五入し、整数で表記しています。
- 建築年度** 施設の代表的な建築年度です。このため、増改築を行っている部分においては、表記の建築年度と異なります。
- 耐用年数** 本方針では、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）において構造や用途によって定められている耐用年数に基づき市の固定資産台帳に登載したものを採用しています。なお、複数の構造等が混在している場合は代表的なものを表記しています。
- 経過年数** 建築年数に基づく経過年数です。
- 管理形態** 平成30年度における施設の管理形態です。「市直営」、「指定管理」（＝指定管理者制度を導入）及び「包括業務委託」があります。
- 利用者数** 平成28年度の年間利用者数です。
- 稼働率** 平成28年度の施設の年間稼働率（貸室・貸スペース等の稼働率の相加平均）です。

**フルコスト**

平成28年度の人件費、維持管理費、事業運営費及び減価償却費の合計額です。  
 なお、指定管理者制度を導入している施設については、指定管理料を除く市の直接支出額、減価償却費及び指定管理者側の直接支出額の合計です。

**定量的評価（1次評価）**

評価結果（Ⅰ～Ⅳ分類）及び評価結果の基となる「建物性能」と「運営状況」の偏差値です。  
 なお、建物性能の偏差値は、施設の減価償却率、市職員による簡便な劣化調査の結果、耐震補強の状況に基づき算出しています。また、運営状況の偏差値は、施設利用者数や稼働率などの利用状況、コストや使用料収入などの運営の効率性に基づき、同種の施設分類の中で算出しています。

**※定量的評価（1次評価）の基準年度について**

特段の事情がない限り、必要なデータが全て揃っている平成28年度の実績値を用いて評価を行っています。

**定性的評価（2次評価）**

「サービスの提供」と「建物」の評価結果（総合評価の検討に向けた方向性）です。  
 「サービスの提供」には、「継続」、「統合連携して継続」及び「非継続」があります。  
 「建物」には、「存続（当面）」、「転用」、「集約化」、「複合化」及び「処分」があります。

**総合評価（評価結果）**

現状における施設評価の評価結果であり、本方針で示すこととしている施設ごとの今後の方向性です。  
 「サービスの提供主体の方向性」、「施設機能」及び「整備手法」のそれぞれに方向性を示すとともに、実施時期を示します。

- ・「サービスの提供主体の方向性」には、「市（直営）」、「市（民間活用）」、「市（市民協働）」、「民間事業者」及び「廃止・休止」があります。
- ・「施設機能」には、「現状維持」、「複合化」、「集約化」、「転用」、「廃止・休止」及び「在り方検討」があります。
- ・「整備手法」には、「保全」、「建替」、「大規模改修」、「譲渡・貸付」、「解体」及び「在り方検討」があります。
- ・「実施時期」は、「短期（2018年度～2023年度）」、「中期（2024年度～2033年度）」、「長期（2034年度～2054年度）」の中から該当するものに○印を付けています。

※施設機能が「現状維持」かつ整備手法が「保全」の場合はいずれの時期にも○印は付きません。

# 1 市民文化系施設

## (1) 本方針の対象となる施設の概要

市民文化系施設は、集会施設と文化施設からなります。

本方針の対象とする集会施設は、地域振興会ごとにあるコミュニティセンター27施設のほか、中央公民館、生涯学習センター及び庄川水辺の交流館です。

また、文化施設は、ホール施設の新湊中央文化会館、小杉文化ホール及び大門総合会館です。

その概要は、以下のとおりです。

### 1) 対象施設一覧

施設分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	経過 年数	管理 形態 (H30)	【参考】平成28年度運営状況			定量的評価 (1次評価結果)		
							利用者数 (人)	稼働率 (%)	フルコスト (千円)	偏差値		
										建物 性能	運営 状況	
集会施設	放生津コミュニティセンター	1,393	平成9	50	21	指定管理	19,284	6.8%	20,173	Ⅲ	52.5	45.6
集会施設	新湊コミュニティセンター	864	平成5	50	25	指定管理	23,710	11.3%	11,403	Ⅰ	51.4	54.6
集会施設	庄西コミュニティセンター	957	平成24	38	6	指定管理	13,445	5.0%	14,984	Ⅲ	60.7	45.4
集会施設	作道コミュニティセンター	849	平成28	50	2	市直営	12,821	3.3%	14,051	Ⅲ	62.4	45.0
集会施設	片口コミュニティセンター	846	平成26	38	4	指定管理	9,694	5.7%	15,860	Ⅲ	61.6	41.3
集会施設	堀岡コミュニティセンター ※運営状況は建替前のものです	1,062	平成30	38	0	市直営	6,926	3.1%	6,366	—	—	—
集会施設	海老江コミュニティセンター	653	平成13	50	17	指定管理	12,733	13.7%	9,371	Ⅰ	58.6	53.3
集会施設	七美コミュニティセンター	493	昭和54	50	39	指定管理	6,322	7.4%	6,277	—	—	—
集会施設	本江コミュニティセンター	371	昭和52	50	41	指定管理	4,355	—	5,852	—	—	—
集会施設	塚原コミュニティセンター	671	平成21	38	9	指定管理	16,210	6.0%	14,167	Ⅲ	59.3	46.5
集会施設	三ヶコミュニティセンター	757	昭和61	50	32	指定管理	12,498	8.7%	7,291	Ⅱ	48.6	52.8
集会施設	戸破コミュニティセンター	740	昭和63	50	30	指定管理	14,745	10.0%	8,302	Ⅱ	48.6	55.6
集会施設	橋下条コミュニティセンター	984	平成15	24	15	指定管理	13,186	7.8%	14,897	Ⅲ	53.9	48.4
集会施設	金山コミュニティセンター	638	昭和62	50	31	指定管理	14,742	6.9%	7,054	Ⅱ	49.0	53.1
集会施設	大江コミュニティセンター	1,057	平成17	24	13	指定管理	9,550	7.5%	15,786	Ⅲ	52.9	44.7
集会施設	黒河コミュニティセンター	1,100	平成17	50	13	指定管理	17,692	11.1%	10,684	Ⅰ	58.0	54.4
集会施設	池多コミュニティセンター	812	昭和57	50	36	指定管理	5,685	3.9%	7,285	Ⅳ	47.1	44.7
集会施設	太閤山コミュニティセンター	1,048	平成23	34	7	指定管理	37,103	22.5%	11,550	Ⅰ	59.7	65.6
集会施設	中太閤山コミュニティセンター	731	昭和57	50	36	指定管理	15,819	12.2%	7,749	Ⅱ	45.3	55.1

施設分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	経過 年数	管理 形態 (H30)	【参考】平成28年度運営状況			定量的評価 (1次評価結果)		
							利用者数 (人)	稼働率 (%)	フルコスト (千円)	偏差値		
										建物 性能	運営 状況	
集会施設	南太閤山コミュニティセンター	942	平成2	50	28	指定管理	17,434	13.7%	9,206	Ⅱ	45.5	56.2
集会施設	浅井コミュニティセンター	1,838	平成18	38	12	指定管理	20,185	5.7%	19,024	Ⅲ	53.9	48.5
集会施設	榑田コミュニティセンター	1,787	平成17	38	13	指定管理	14,811	9.9%	16,600	Ⅲ	54.3	48.8
集会施設	水戸田コミュニティセンター	931	昭和54 平成25改修	50	39	指定管理	10,565	7.4%	14,497	Ⅲ	58.7	44.7
集会施設	二ロコミュニティセンター	762	昭和55 平成22改修	50	38	指定管理	11,841	9.9%	12,479	Ⅲ	58.2	48.1
集会施設	大門コミュニティセンター	446	平成13	47	17	市直営	4,527	18.1%	4,290	Ⅱ	49.5	54.2
集会施設	大島コミュニティセンター	1,139	昭和44	50	49	指定管理	19,010	14.0%	7,366	—	—	—
集会施設	下村コミュニティセンター	1,462	昭和56	50	37	指定管理	8,131	7.4%	7,804	—	—	—
集会施設	中央公民館	2,089	昭和56 平成20改修	50	37	指定管理	13,605	6.3%	30,827	Ⅳ	48.3	37.1
集会施設	生涯学習センター	647	昭和58	47	35	市直営	11,138	8.1%	10,371	Ⅱ	44.4	54.3
集会施設	庄川水辺の交流館	236	平成19	38	11	市民協働	—	—	2,637	Ⅰ	59.3	50.0
文化施設	新湊中央文化会館	7,869	昭和56 平成20改修	50	37	指定管理	80,189	17.2%	183,563	Ⅳ	48.3	46.1
文化施設	小杉文化ホール	5,714	平成5	50	25	指定管理	75,926	35.4%	174,061	Ⅳ	44.7	49.1
文化施設	大門総合会館	5,654	昭和62	47	31	指定管理	56,276	29.7%	70,644	Ⅱ	47.6	54.8

※堀岡コミュニティセンターは、平成30年4月に移転新築したことから施設評価の対象外としています。

なお、表中の延床面積は建替後のものです。

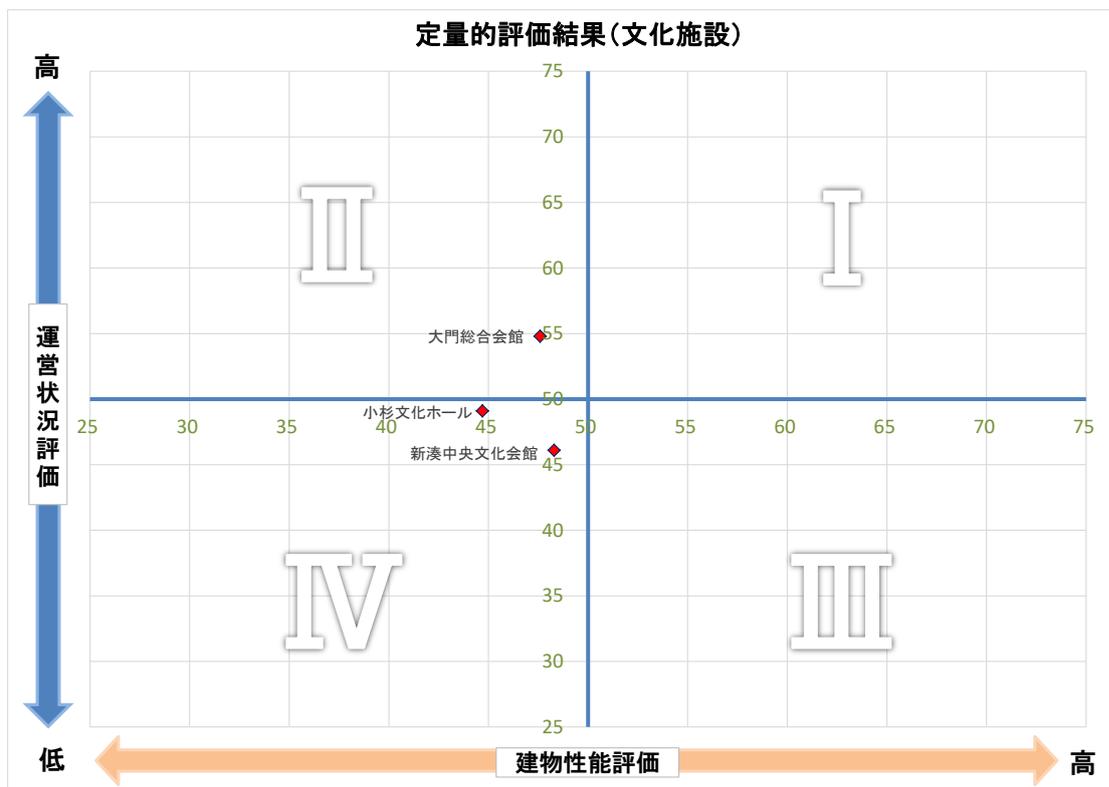
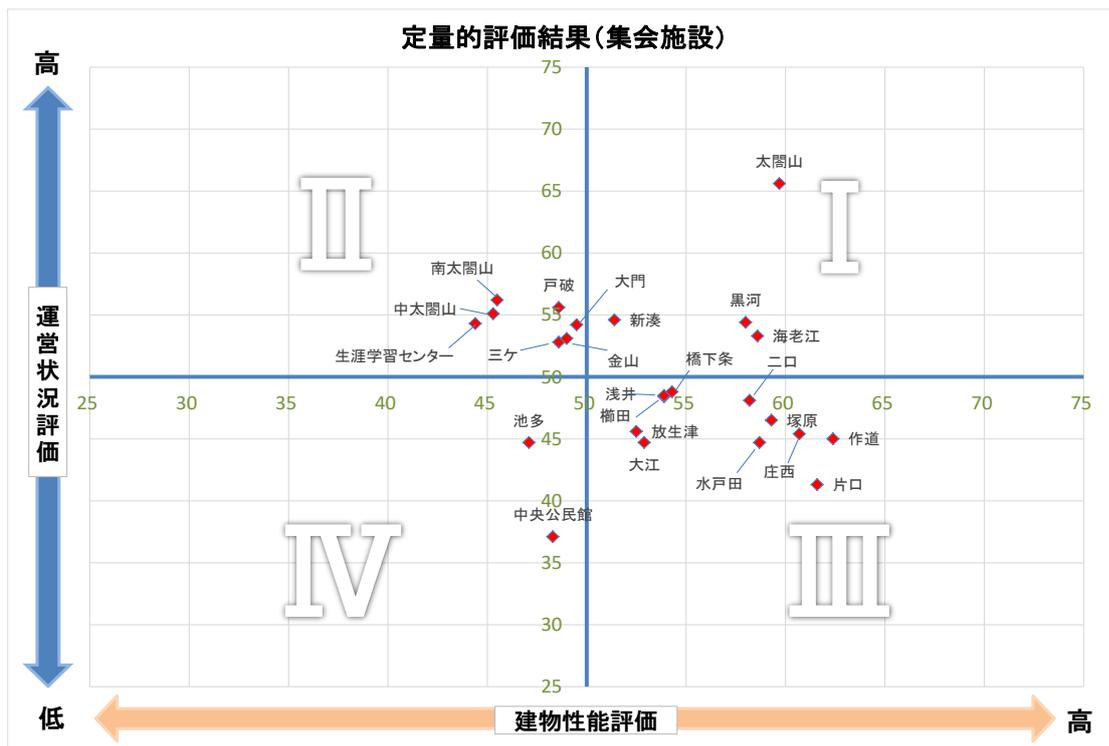
※七美コミュニティセンター、本江コミュニティセンター、大島コミュニティセンター及び下村コミュニティセンターは、整備（建替等）に向けて検討段階にあることから施設評価の対象外としています。

※大門コミュニティセンターは、平成29年7月に旧大門児童館を転用し、大門総合会館内から移転しています。また、平成30年度に保全改修工事を行っています。

※中央公民館は、新湊中央文化会館の施設内施設であることから、中央公民館の定量的評価（建物性能）の偏差値は、新湊中央文化会館と同じ値となっています。

※庄川水辺の交流館は、比較対象に適した施設がないことから、定量的評価（運営状況）の偏差値は50.0としています。（また、定量的評価の分布図に表示していません。）

2) 定量的評価（1次評価）の分布図



## 3) 施設評価（総合評価）結果

番号	施設名	定量的評価 (1次評価結果)		建物性能 偏差値	運営状況 偏差値	総合評価（施設の今後の方向性）					
		定量的評価 (2次評価結果)				サービスの 提供	建物	サービス提供主 体の方向性	建物の方向性		実施時期
				施設機能	整備手法				短期	中期	長期
1	放生津コミュニティセンター	1次評価	Ⅲ	52.5	45.6	市（民間活用）	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
2	新湊コミュニティセンター	1次評価	Ⅰ	51.4	54.6	市（民間活用）	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
3	庄西コミュニティセンター	1次評価	Ⅲ	60.7	45.4	市（民間活用）	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
4	作道コミュニティセンター	1次評価	Ⅲ	62.4	45.0	市（民間活用）	現状維持	保全			
		2次評価		継続	存続 (当面)						
5	片口コミュニティセンター	1次評価	Ⅲ	61.6	41.3	市（民間活用）	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
6	堀岡コミュニティセンター	1次評価	—	—	—	市（民間活用）	現状維持	保全			
		2次評価		—	—						
7	海老江コミュニティセンター	1次評価	Ⅰ	58.6	53.3	市（民間活用）	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
8	七美コミュニティセンター	1次評価	—	—	—	市（民間活用）	現状維持	建替	○		
		2次評価		—	—						
9	本江コミュニティセンター	1次評価	—	—	—	市（民間活用）	現状維持	建替	○		
		2次評価		—	—						
10	塚原コミュニティセンター	1次評価	Ⅲ	59.3	46.5	市（民間活用）	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
11	三ヶコミュニティセンター	1次評価	Ⅱ	48.6	52.8	市（民間活用）	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
12	戸破コミュニティセンター	1次評価	Ⅱ	48.6	55.6	市（民間活用）	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
13	橋下条コミュニティセンター	1次評価	Ⅲ	53.9	48.4	市（民間活用）	現状維持	保全 大規模改修		○	○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
14	金山コミュニティセンター	1次評価	Ⅱ	49.0	53.1	市（民間活用）	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
15	大江コミュニティセンター	1次評価	Ⅲ	52.9	44.7	市（民間活用）	現状維持	保全 大規模改修		○	○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
16	黒河コミュニティセンター	1次評価	Ⅰ	58.0	54.4	市（民間活用）	現状維持	保全			
		2次評価		継続	存続 (当面)						
17	池多コミュニティセンター	1次評価	Ⅳ	47.1	44.7	市（民間活用）	現状維持	保全 大規模改修		○	○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
18	太閤山コミュニティセンター	1次評価	Ⅰ	59.7	65.6	市（民間活用）	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
19	中太閤山コミュニティセンター	1次評価	Ⅱ	45.3	55.1	市（民間活用）	現状維持	保全 大規模改修		○	○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
20	南太閤山コミュニティセンター	1次評価	Ⅱ	45.5	56.2	市（民間活用）	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						

番号	施設名	定量的評価 (1次評価結果)		建物性能 備差値	運営状況 備差値	総合評価（施設の今後の方向性）					
		定量的評価 (2次評価結果)		サービスの 提供	建物	サービス提供主 体の方向性	施設機能	整備手法	実施時期		
		短期	中期						長期		
21	浅井コミュニティセンター	1次評価	Ⅲ	53.9	48.5	市（民間活用）	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
22	櫛田コミュニティセンター	1次評価	Ⅲ	54.3	48.8	市（民間活用）	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
23	水戸田コミュニティセンター	1次評価	Ⅲ	58.7	44.7	市（民間活用）	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
24	二口コミュニティセンター	1次評価	Ⅲ	58.2	48.1	市（民間活用）	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
25	大門コミュニティセンター	1次評価	Ⅱ	49.5	54.2	市（民間活用）	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
26	大島コミュニティセンター	1次評価	—	—	—	市（民間活用）	現状維持	移転	○		
		2次評価		—	—						
27	下村コミュニティセンター	1次評価	—	—	—	市（民間活用）	現状維持	建替	○		
		2次評価		—	—						
28	中央公民館	1次評価	Ⅳ	48.3	37.1	廃止・休止	転用	在り方検討	○		
		2次評価		非継続	処分						
29	生涯学習センター	1次評価	Ⅱ	44.4	54.3	市(民間活用)	転用	保全	○		
		2次評価		統合連携 して継続	処分						
30	庄川水辺の交流館	1次評価	Ⅰ	59.3	50.0	市（市民協働）	在り方検討	在り方検討			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
31	新湊中央文化会館	1次評価	Ⅳ	48.3	46.1	市（民間活用）	集約化	在り方検討	○	○	
		2次評価		統合連携 して継続	集約化						
32	小杉文化ホール	1次評価	Ⅳ	44.7	49.1	市（民間活用）	集約化	在り方検討	○	○	
		2次評価		統合連携 して継続	集約化						
33	大門総合会館	1次評価	Ⅱ	47.6	54.8	市（民間活用）	集約化	在り方検討	○	○	
		2次評価		統合連携 して継続	集約化						

## 【個別の補足事項】

- ◎大島コミュニティセンターは、令和2年度（2020年度）を目途に大島社会福祉センターを改修移転を予定しています。  
◎中央公民館は、公民館としては廃止し、令和2年度（2020年度）から新湊中央文化会館の貸室に転用します。  
◎文化施設（新湊中央文化会館、小杉文化ホール、大門総合会館）は、令和5年（2023年）までに在り方を一体的に検討し、検討結果に基づき統廃合を進めることとします。（存続の場合は中期以降に大規模改修の実施を検討します。）

※計画期間について、短期（～2023年度）、中期（2024～2033年度）、長期（2034～2054年度）としています。  
※建物の方向性が「現状維持」かつ「保全」の場合は、実施時期に○印はありません。

## （２）施設分類別の現状分析と課題

## ① 集会施設

集会施設
<p><b>■ 将来のあるべき姿</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティセンターは、従来の機能に加え、子育て支援・高齢者福祉等のサービス提供の場としても利用され、市民の利便性が高まり、地域のまちづくりの核として重層的に活用されています。</li> <li>・生涯学習施設は、機能統合・複合化され、効果的に市民の学びの場を提供しています。</li> </ul>

## ■ 現状分析

### コミュニティセンター

#### ●サービスの提供

- ・コミュニティセンターは、「地域づくりの場」「生涯学習活動に関する場」「地域住民の交流に関する場」を目的とした地域のまちづくりの拠点施設として位置付けていることから、これまでも地域振興会による指定管理者制度への移行を進めてきました。

#### ●施設機能

- ・地域の人口規模に違いがあることを踏まえても、全施設を平均した稼働率は10パーセントに満たない状況にあります。  
「将来のあるべき姿」に掲げているように、重層的に活用されるよう、利便性を高めていく必要があります。

#### ●整備手法

- ・建築基準法に基づく現在の耐震基準が導入される以前（昭和56年6月1日以前）に建築した七美コミュニティセンター、本江コミュニティセンター、大島コミュニティセンター及び下村コミュニティセンターについては、順次、建替等による整備を実施していきます。
- ・その他のコミュニティセンターにおいても、今後、老朽化等に伴い大規模改修又は建替を行う場合は、従来どおり、標準的なコミュニティセンターとしての用途にかかる部分については、利用目的や利用・稼働状況を踏まえ、過剰な施設規模とならない範囲で、地域振興会と協議しながら、使い勝手の良い施設整備に努めます。

#### ◎総合評価

コミュニティセンターは、引き続き市の公共施設として指定管理者制度を活用し、市民協働の観点からも地域に即した運営の面からも地域振興会による管理運営が望ましいと考えます。また、施設については、必要な建替、大規模改修を行いながら維持していくことを基本とします。

### 中央公民館

#### ●サービスの提供

- ・中央公民館は、新湊中央文化会館の施設内施設であり、新湊中央文化会館と同じ指定管理者による管理運営が行われています。このため、必要に応じて両施設の連携を図ることが可能な環境にありますが、公民館については、社会教育法に基づく教育機関であることから、柔軟な相互利用が困難な現状にあります。

#### ●施設機能

- ・和室、茶室をはじめ大小の研修室など9つの貸室を有していますが、コミュニティセンターと比較しても稼働率が低く、運営状況に課題があります。
- ・短期的には、運営状況の課題を踏まえ、ニーズに見合った施設機能について検討する必要があります。

#### ●整備手法

- ・新湊中央文化会館の施設内施設であることから、新湊中央文化会館の今後の方向性と一体的に考える必要があります。

#### ◎総合評価

より柔軟なサービスの提供が可能な施設として利用率を高めるため、社会教育法に基づく公民館としては廃止し、新湊中央文化会館の貸室として転用します。

**生涯学習センター**

- ・生涯学習センターは、令和2年（2020年）2月にリニューアルオープンしたいみず市民交流プラザ（旧小杉社会福祉会館）に生涯学習機能を移転（複合化）し、令和元年度末で廃止します。

**◎総合評価**

生涯学習機能を移転させた後は、旧北陸道筋という歴史的な地の利を生かし、現在旧中伏木小学校で行っている埋文整理室等の機能を移転し、文化財を整理・保管・展示する施設として転用することを検討します。

**庄川水辺の交流館**

- ・庄川水辺の交流館は、平成19年度に建築したことから、早急な大規模修繕・大規模改修は必要のない状況です。

**◎総合評価**

庄川の自然に親しむことができる住民の交流の場という目的施設であり、当面は維持することとし、将来の大規模改修時には改めてその目的施設としての必要性を見定めるため、在り方を検討します。

**② 文化施設****文化施設****■ 将来のあるべき姿**

- ・ホール施設は、本市に見合った規模となるよう集約・統廃合され、効率的な管理運営が行われているとともに、市民が芸術文化に親しむ場として維持されています。

**■ 現状分析****文化施設****●サービスの提供**

- ・文化施設は、本市の芸術文化の振興を図るための活動拠点としての役割を担っています。そのため、将来にわたって市民が芸術文化に親しむことができる環境を維持するためにも、特にホール施設については、持続可能な形で在り方を検討する必要があります。
- ・3施設全てに指定管理者制度を導入しており、民間の専門性やノウハウを活用し、効率的・効果的な管理運営に努めています。

**●施設機能**

- ・各施設において、ホールの規模（席数）や特色が異なることから利用者にとって選択性が高いという利点がある一方で、供給過剰による利用者の奪い合いにつながる側面があります。それぞれの施設の利用状況を更に分析し、市民ニーズに見合った施設規模や機能を検討していく必要があります。

**●整備手法**

- ・3施設のいずれにおいても、建物や設備の老朽化が進んでおり、今後の対応を検討する時期にあります。特に、小杉文化ホールについては、開館以来、大規模改修や主要設備の更新を行っていないため、設備を中心に老朽化が顕著な状況にあります。
- ・ホール施設の維持・運営には毎年多額の費用が必要なことに加えて、今後、老朽化への対応が必要となることを踏まえ、効率的な管理運営に向けた文化施設の具体的な在り方検討を早急に進める必要があります。

◎総合評価

建物や設備の老朽化が進んでいることを踏まえ、市民ニーズに見合った1館の施設に見直すとともに、効率的かつ効果的な管理運営を目指すため、令和5年度（2023年度）までに施設の在り方を検討します。

## 2 社会教育系施設

### (1) 本方針の対象となる施設の概要

社会教育系施設は、図書館と博物館等からなります。

本方針の対象とする図書館は、中央図書館、新湊図書館、正力図書館、下村図書館の4施設です。また、博物館等は、博物館、展示施設及び歴史的建造物等の6施設です。

その概要は、以下のとおりです。

#### 1) 対象施設一覧

施設分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	経過 年数	管理 形態 (H30)	【参考】平成28年度運営状況			定量的評価 (1次評価結果)		
							利用者数 (人)	稼働率 (%)	フルコスト (千円)	偏差値		
										建物 性能	運営 状況	
図書館	中央図書館	2,346	平成12	50	18	市直営	60,386	—	75,819	I	54.7	50.8
図書館	新湊図書館	2,003	昭和56 平成20改修	50	37	市直営	26,136	—	40,721	IV	48.3	45.9
図書館	正力図書館	373	昭和62	47	31	市直営	17,198	—	14,555	II	47.6	55.0
図書館	下村図書館	366	平成14	15	16	市直営	17,393	—	21,810	IV	48.9	48.3
博物館等	新湊博物館	1,994	平成10	50	20	市直営	9,334	—	98,344	III	51.1	37.3
博物館等	小杉展示館	287	明治44	24	107	指定管理	5,259	—	5,907	II	31.2	55.2
博物館等	竹内源造記念館	595	昭和9 平成25改修	24	84	指定管理	6,745	—	11,731	I	53.3	53.6
博物館等	陶房「匠の里」	1,190	平成元	24	29	指定管理	14,202	—	27,193	II	43.0	55.7
博物館等	大島絵本館	2,406	平成6	50	24	指定管理	35,918	—	114,108	III	50.1	49.7
博物館等	下村民俗資料館	113	昭和63	24	30	市直営	—	—	146	II	44.5	50.0

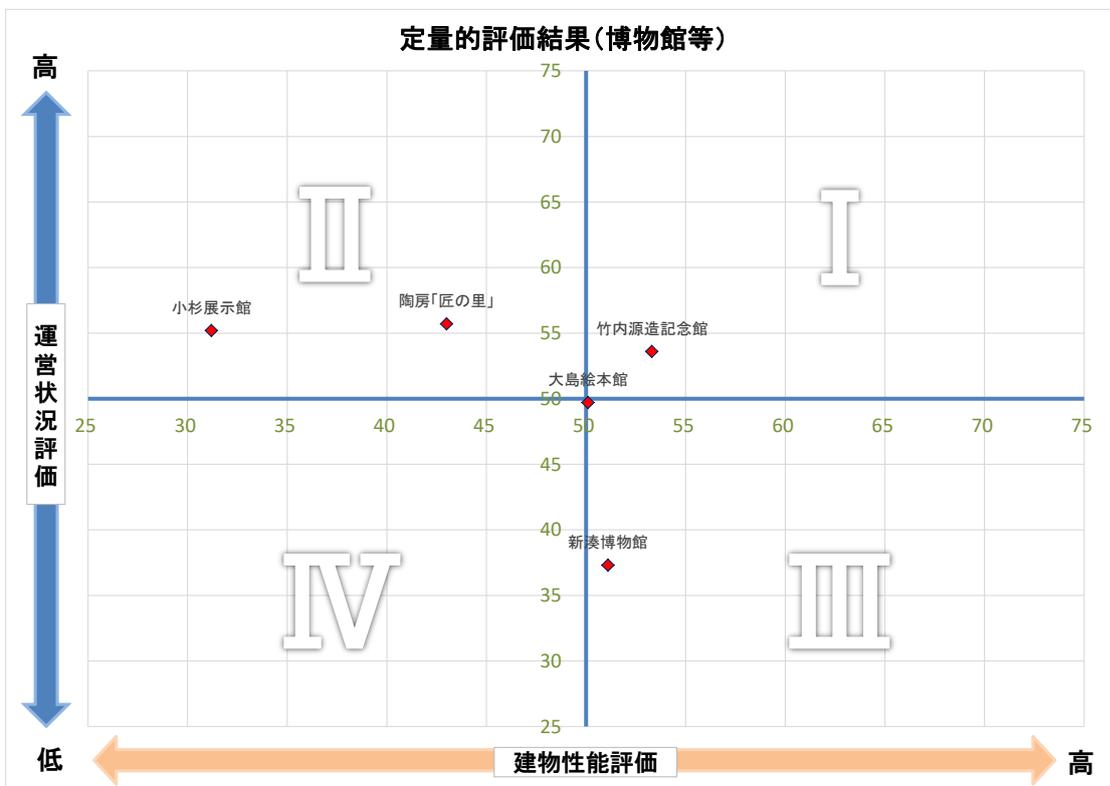
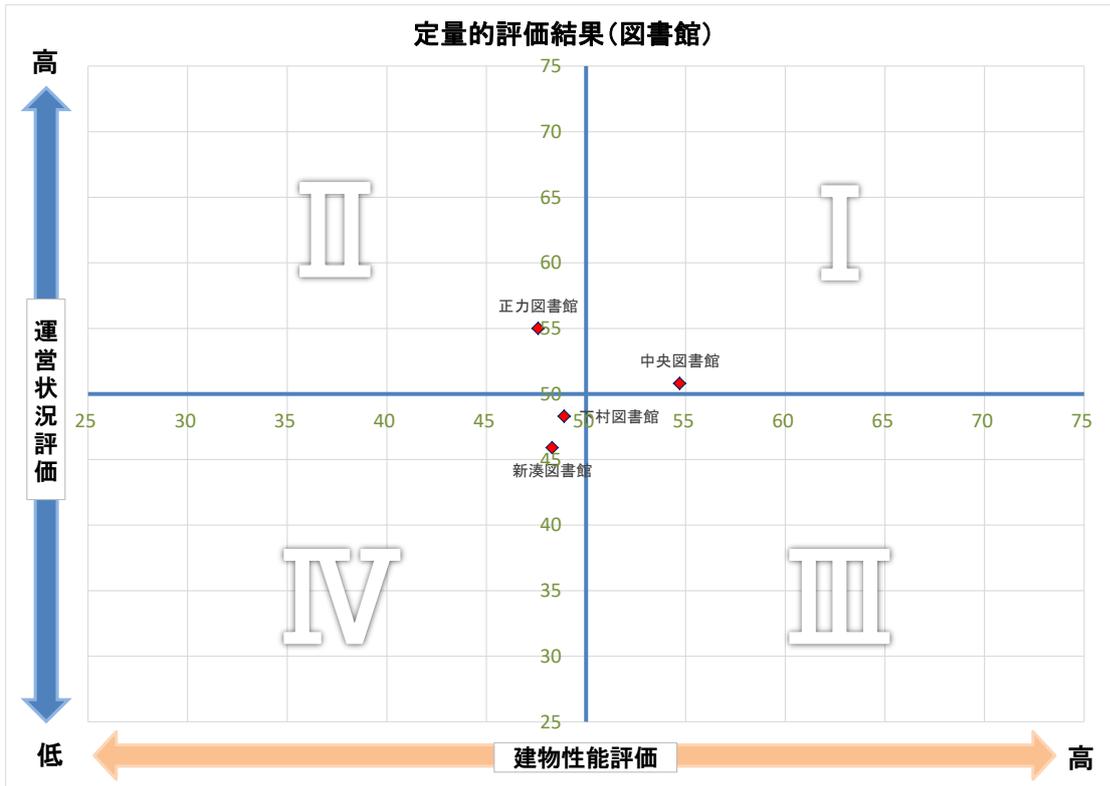
※新湊図書館は、新湊中央文化会館の施設内施設であることから、新湊図書館の定量的評価（建物性能）の偏差値は、新湊中央文化会館と同じ値となっています。

※正力図書館は、大門総合会館の施設内施設であることから、正力図書館の定量的評価（建物性能）の偏差値は、大門総合会館と同じ値となっています。

※下村図書館は、下村児童館との複合施設（下村交流センター）であることから、下村図書館の定量的評価（建物性能）の偏差値は、下村児童館と同じ値となっています。

※下村民俗資料館は、比較対象に適した施設がないことから、定量的評価（運営状況）の偏差値は50.0としています。（また、定量的評価の分布図に表示していません。）

2) 定量的評価（1次評価）の分布図



## 3) 施設評価（総合評価）結果

番号	施設名	定量的評価 (1次評価結果)		建物性能 偏差値	運営状況 偏差値	総合評価（施設の今後の方向性）					
		定量的評価 (2次評価結果)	サービスの 提供			建物	サービス提供主 体の方向性	建物の方向性		実施時期	
				施設機能	整備手法			短期	中期	長期	
34	中央図書館	1次評価	I	54.7	50.8	市（直営）	集約化	保全 大規模改修			○
		2次評価		統合連携 して継続	集約化						
35	新湊図書館	1次評価	IV	48.3	45.9	市（直営）	集約化	在り方検討	○	○	
		2次評価		統合連携 して継続	集約化						
36	正力図書館	1次評価	II	47.6	55.0	市（直営）	転用 廃止・休止	在り方検討	○	○	
		2次評価		統合連携 して継続	集約化						
37	下村図書館	1次評価	IV	48.9	48.3	市（直営）	転用 廃止・休止	在り方検討	○		
		2次評価		統合連携 して継続	集約化						
38	新湊博物館	1次評価	III	51.1	37.3	市（直営）	現状維持	保全 建替 大規模改修	○	○	○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
39	小杉展示館	1次評価	II	31.2	55.2	市（民間活用）	現状維持	保全			
		2次評価		継続	存続 (当面)						
40	竹内源造記念館	1次評価	I	53.3	53.6	市（民間活用）	現状維持	保全			
		2次評価		継続	存続 (当面)						
41	陶房「匠の里」	1次評価	II	43.0	55.7	民間事業者 廃止・休止	在り方検討	在り方検討	○		
		2次評価		非継続	処分						
42	大島絵本館	1次評価	III	50.1	49.7	市（民間活用）	在り方検討	在り方検討	○		
		2次評価		継続	存続 (当面)						
43	下村民俗資料館	1次評価	II	44.5	50.0	市（直営） 市（市民協働）	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						

## 【個別の補足事項】

◎図書館は、中央図書館と新湊図書館による1本館1分館体制への移行を進めることとします。

なお、新湊図書館の整備手法については、新湊中央文化会館の在り方検討の結果を踏まえ検討します。

◎新湊博物館は、短期期間において展示室のリニューアル改修を、中期・長期期間において大規模改修を検討します。

※計画期間について、短期（～2023年度）、中期（2024～2033年度）、長期（2034～2054年度）としています。

※建物の方向性が「現状維持」かつ「保全」の場合は、実施時期に○印はありません。

## (2) 施設分類別の現状分析と課題

## ① 図書館

図書館
<p><b>■ 将来のあるべき姿</b></p> <p>・人口減少に伴う一定の利用者減少傾向の中にあっても、1本館1分館体制とすることで、専門図書を含めた蔵書の充実とレファレンスサービスが強化されています。また、運用形態の工夫により、読書会や読み聞かせ会などの企画等が行われ、幅広い年代において満足度の高い図書館として利用されています。</p>
<p><b>■ 現状分析</b></p> <p><u>図書館</u></p> <p>●サービスの提供</p> <p>・図書館は、新湊地区、小杉地区、大門地区及び下村地区に配置されており、利用者にとって利便性が高い状況にあります。その一方で、将来にわたり現状を維持していく</p>

ことは困難なことから、「将来のあるべき姿」で示した1本館1分館体制への移行を図りながら、施設で提供するサービスの充実について検討する必要があります。

#### ●施設機能

- ・現状においては、施設ごとに規模が異なり、年間利用者数にも開きがあることから、再編においては、市全体のニーズに応じた施設規模について検討する必要があります。

#### ●整備手法

- ・中央図書館を除いた3館は、いずれも施設内施設であり、主たる施設の在り方検討の結果に影響を受ける面がありますが、1本館1分館体制とする上で適正配置を踏まえた検討が必要です。

#### ◎総合評価

公共施設等総合管理計画に掲げている1本館1分館とするには、市域全体を俯瞰した上で利用者の利便性に配慮した施設配置とする必要があるため、市北部と南部に配置することを基本とします。

そのため、中央図書館と新湊図書館に集約することとして、正力図書館、下村図書館については廃止として建物の転用を検討することとします。

ただし、中央図書館を除く3館は施設内施設であることから、整備手法についてはそれぞれの主たる施設と同様の考えとします。

## ② 博物館等

### 博物館等

#### ■ 将来のあるべき姿

- ・展示施設は集約統合され、展示内容が一層充実し、市内外から多くの人々が訪れています。
- ・歴史的建造物は、地域団体による管理運営が行われ、歴史と文化が薫るまちづくりの拠点となっています。

#### ■ 現状分析

##### 博物館及び展示施設

#### ●サービスの提供

- ・新湊博物館は、資料展示のほか、資料の収集・保管・調査研究・生涯学習に資する事業を行っています。資料の収集・保管・調査研究は市が直接行うことが適当であることから、施設で実施する事業と施設管理を一体的に行うため、市直営の施設としています。
- ・新湊博物館と下村民俗資料館を除いた各施設では、指定管理者制度を導入しており、民間の専門性やノウハウを活用し、企画展やイベントの開催・運営をはじめとした効率的・効果的な施設運営に努めています。
- ・陶房「匠の里」は、全国的には同様の事業を行う民間施設が存在することから、ニーズや施設の役割を踏まえたサービスの提供主体について検討する必要があります。

#### ●施設機能

- ・新湊博物館は、展示内容の見直しによる魅力向上を図るため、展示環境の改善について検討する必要があります。
- ・陶房「匠の里」は、陶芸教室等による収入により施設のフルコストの約50パーセントを賄っており、他の施設と比較しても高い収益性を有している一方で、和室や会議室等の貸室はほとんど利用されていない状況です。
- ・大島絵本館は、事業運営及び施設の維持管理コストに見直しの余地がないか検討する必要があります。

**●整備手法**

- ・新湊博物館は、開館から20年が経過し、建物や設備の老朽化が進んでおり、今後の対応を検討する時期にあります。
- ・陶房「匠の里」は、法定耐用年数を超えていることから、施設の今後の在り方について検討する必要があります。
- ・大島絵本館は、開館から24年が経過しています。開館以来、大規模改修や主要設備の更新を行っていないため、設備を中心に老朽化が進んでおり、今後の対応を検討する時期にあります。
- ・下村民俗資料館は、明治時代の米蔵の柱材等を再利用して建設した復元建物であり、展示施設としての有効活用について検討する必要があります。

**◎総合評価**

**新湊博物館は、後世に本市の歴史を継承し、また学習する施設として必要な改修等を行いながら維持します。**

**陶房「匠の里」は民間事業者でサービスを提供している事例もあることから、また大島絵本館は効率的かつ効果的な管理運営の下で絵本文化事業を推進する観点から、文化施設とあわせて令和5年度（2023年度）までに施設の在り方を検討します。**

**歴史的建造物**

- ・国登録有形文化財である小杉展示館及び竹内源造記念館は適切に維持保存を図っていきます。
- ・引き続き、地域団体を指定管理者とし、歴史と文化が薫るまちづくりの拠点として活用されるよう努めていきます。

### 3 スポーツ・レクリエーション系施設

#### (1) 本方針の対象となる施設の概要

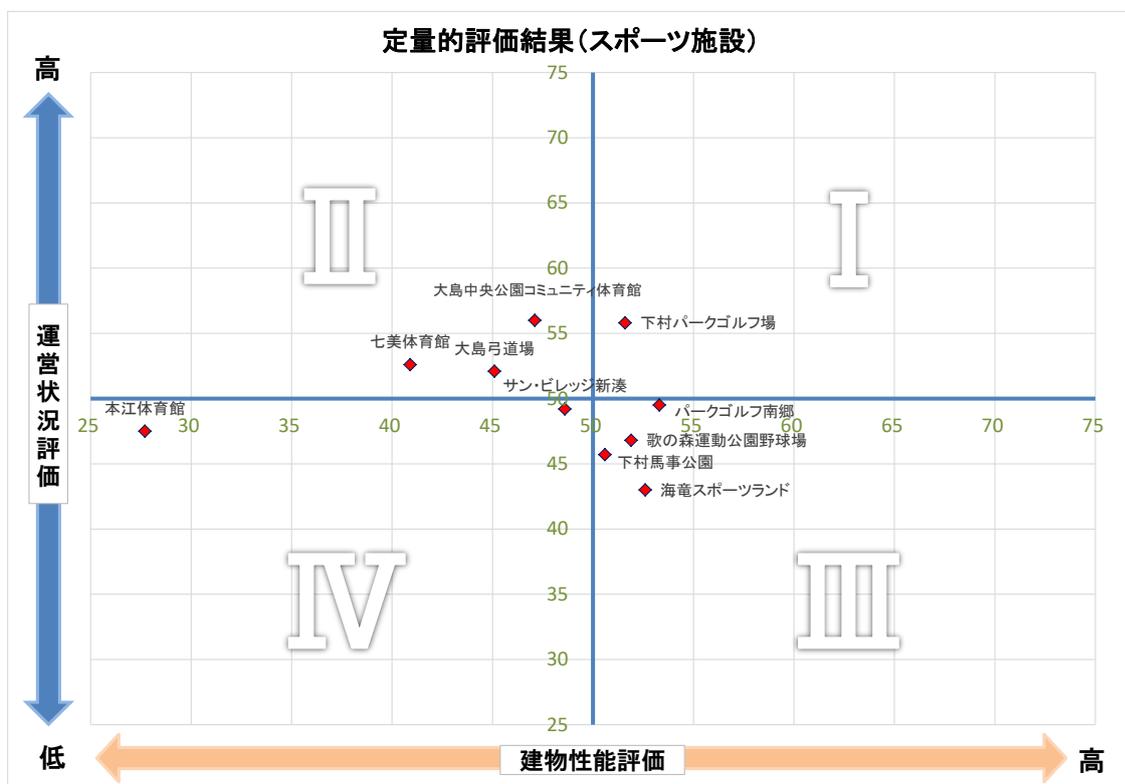
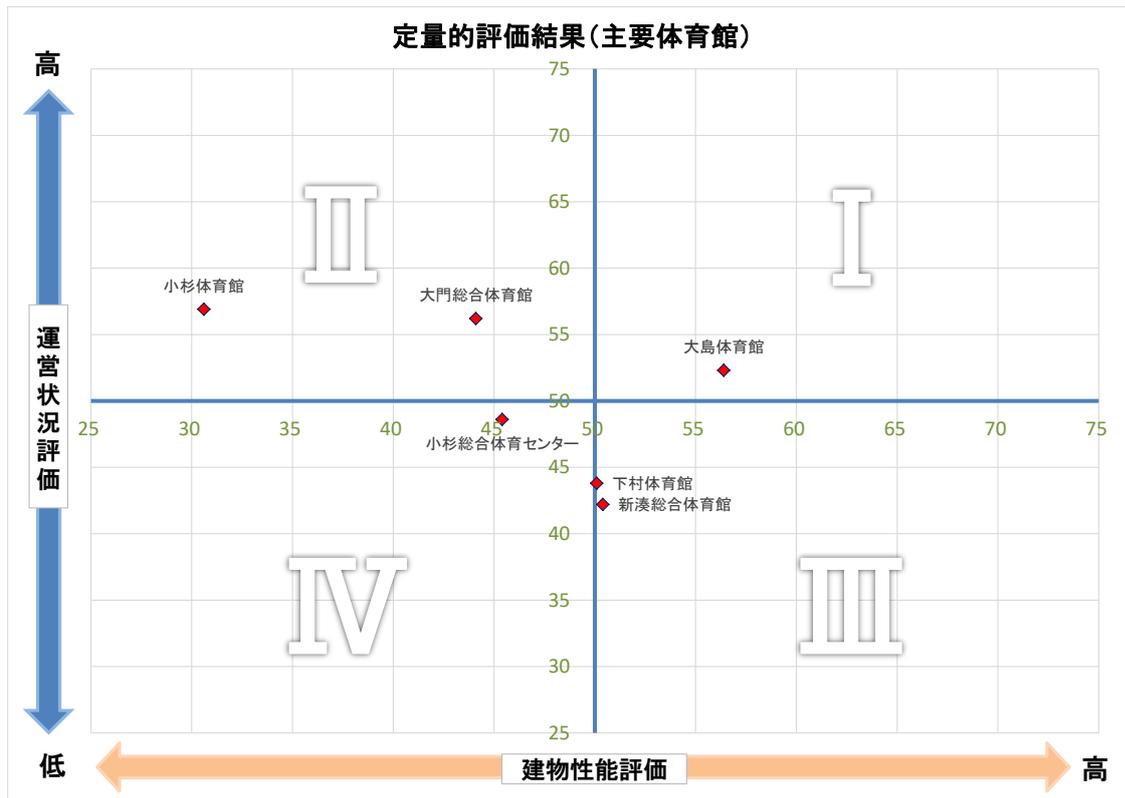
スポーツ・レクリエーション系施設は、スポーツ施設とレクリエーション・観光施設からなります。

本方針の対象とするスポーツ施設は、主要体育館6施設などの全部で16施設です。その概要は、以下のとおりです。

#### 1) 対象施設一覧

施設分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	経過 年数	管理 形態 (H30)	【参考】平成28年度運営状況			定量的評価 (1次評価結果)		
							利用者数 (人)	稼働率 (%)	フルコスト (千円)	偏差値		
										建物 性能	運営 状況	
スポーツ施設	新湊総合体育館	8,846	昭和61	47	32	指定管理	100,937	34.2%	99,754	Ⅲ	50.4	42.2
スポーツ施設	小杉総合体育センター	6,762	平成4	47	26	指定管理	86,573	53.5%	73,506	Ⅳ	45.4	48.6
スポーツ施設	小杉体育館	4,290	昭和56	47	37	指定管理	106,731	33.3%	42,393	Ⅱ	30.6	56.9
スポーツ施設	大門総合体育館	3,214	昭和57	47	36	指定管理	87,433	34.6%	30,236	Ⅱ	44.1	56.2
スポーツ施設	大島体育館	3,966	平成12	47	18	指定管理	64,180	53.9%	37,920	Ⅰ	56.4	52.3
スポーツ施設	下村体育館	1,225	昭和60	47	33	指定管理	13,823	51.1%	16,210	Ⅲ	50.1	43.8
スポーツ施設	大島中央公園コミュニティ体育館	404	昭和63 平成30改修	22	30	市民協働	8,043	37.2%	3,209	Ⅱ	47.1	56.0
スポーツ施設	七美体育館	500	昭和57	34	36	市直営	5,577	12.6%	706	Ⅱ	40.9	52.6
スポーツ施設	本江体育館	496	昭和55	34	38	市直営	2,344	7.8%	534	Ⅳ	27.7	47.5
スポーツ施設	サン・ビレッジ新湊	300	平成8	50	22	指定管理	12,903	25.3%	9,449	Ⅳ	48.6	49.2
スポーツ施設	歌の森運動公園野球場	823	平成8	50	22	市直営	8,903	20.7%	11,342	Ⅲ	51.9	46.8
スポーツ施設	大島弓道場	801	平成5	34	25	指定管理	17,639	—	9,122	Ⅱ	45.1	52.1
スポーツ施設	海竜スポーツランド	3,397	平成10	38	20	指定管理	89,845	—	101,497	Ⅲ	52.6	43.0
スポーツ施設	パークゴルフ南郷	250	平成19	15	11	指定管理	38,306	—	15,738	Ⅲ	53.3	49.5
スポーツ施設	下村パークゴルフ場	529	平成11	38	19	指定管理	46,974	—	20,021	Ⅰ	51.6	55.8
スポーツ施設	下村馬事公園	767	平成7	17	23	指定管理	3,736	—	4,850	Ⅲ	50.6	45.7

2) 定量的評価（1次評価）の分布図



## 3) 施設評価（総合評価）結果

番号	施設名	定量的評価 (1次評価結果)		建物性能 偏差値	運営状況 偏差値	総合評価（施設の今後の方向性）					
		定量的評価 (2次評価結果)	サービスの 提供			建物	サービス提供主 体の方向性	建物の方向性		実施時期	
				施設機能	整備手法			短期	中期	長期	
44	新湊総合体育館	1次評価	Ⅲ	50.4	42.2	市（民間活用） 民間事業者	集約化	保全 大規模改修	○	○	
		2次評価		統合連携 して継続	集約化						
45	小杉総合体育センター	1次評価	Ⅳ	45.4	48.6	市（民間活用） 民間事業者	集約化	保全 大規模改修	○		
		2次評価		統合連携 して継続	集約化						
46	小杉体育館	1次評価	Ⅱ	30.6	56.9	市（民間活用） 民間事業者	転用 廃止・休止	譲渡・貸付 解体	○		
		2次評価		統合連携 して継続	集約化						
47	大門総合体育館	1次評価	Ⅱ	44.1	56.2	市（民間活用） 民間事業者	転用 廃止・休止	譲渡・貸付 解体	○		
		2次評価		統合連携 して継続	集約化						
48	大島体育館	1次評価	Ⅰ	56.4	52.3	市（民間活用） 民間事業者	転用 廃止・休止	譲渡・貸付 解体	○	○	
		2次評価		統合連携 して継続	集約化						
49	下村体育館	1次評価	Ⅲ	50.1	43.8	市（民間活用） 民間事業者	転用 廃止・休止	譲渡・貸付 解体	○		
		2次評価		統合連携 して継続	集約化						
50	大島中央公園コミュニティ体育館	1次評価	Ⅱ	47.1	56.0	廃止・休止	転用	大規模改修	○		
		2次評価		非継続	処分						
51	七美体育館	1次評価	Ⅱ	40.9	52.6	廃止・休止	廃止・休止	解体	○		
		2次評価		非継続	処分						
52	本江体育館	1次評価	Ⅳ	27.7	47.5	廃止・休止	廃止・休止	解体	○		
		2次評価		非継続	処分						
53	サン・ビレッジ新湊（管理棟）	1次評価	Ⅳ	48.6	49.2	廃止・休止	廃止・休止	保全	○		
		2次評価		統合連携 して継続	集約化						
54	歌の森運動公園野球場	1次評価	Ⅲ	51.9	46.8	市（民間活用）	現状維持	保全			
		2次評価		継続	存続 (当面)						
55	大島弓道場	1次評価	Ⅱ	45.1	52.1	市（民間活用）	在り方検討	在り方検討	○		
		2次評価		継続	存続 (当面)						
56	海竜スポーツランド	1次評価	Ⅲ	52.6	43.0	市（民間活用）	現状維持	保全 大規模改修	○		
		2次評価		継続	存続 (当面)						
57	パークゴルフ南郷	1次評価	Ⅲ	53.3	49.5	市（民間活用）	現状維持	保全			
		2次評価		非継続	処分						
58	下村パークゴルフ場	1次評価	Ⅰ	51.6	55.8	市（民間活用）	現状維持	保全			
		2次評価		非継続	処分						
59	下村馬事公園	1次評価	Ⅲ	50.6	45.7	市（民間活用） 民間事業者	在り方検討	在り方検討	○		
		2次評価		非継続	処分						

## 【個別の補足事項】

◎サン・ビレッジ新湊の管理棟内のトレーニング室機能は、同様の機能が近隣の海竜スポーツランドに存在することから、廃止を検討します。

※計画期間について、短期（～2023年度）、中期（2024～2033年度）、長期（2034～2054年度）としています。  
※建物の方向性が「現状維持」かつ「保全」の場合は、実施時期に○印はありません。

## (2) 施設分類別の現状分析と課題

### ① スポーツ施設

スポーツ施設	
<b>■ 将来のあるべき姿</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体育館は、使い勝手の良い拠点型施設に集約・統廃合され、施設機能の充実・強化が図られています。また、利用施設・利用機会は、学校開放やコミュニティセンター大集会室等の活用により確保され、スポーツ振興及び健康維持・増進に寄与しています。</li> <li>・ グラウンドは、避難場所の機能を備えた施設が存続しています。また、主に地域住民のみが利用するグラウンドは地域に移管され、地域のスポーツ振興が図られています。</li> </ul>
<b>■ 現状分析</b>	<p><b>主要体育館</b></p> <p><b>●サービスの提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要体育館は、新湊地区に1か所、小杉地区に2か所、また、大門地区、大島地区及び下地区にそれぞれ1か所ずつ立地しており、市内各地に分散していることから利用者にとって利便性が高い状況にあります。その一方で、将来にわたって現状の規模のまま維持することは費用の面からも困難な状況にあります。</li> <li>・ これまでも、各地区で組織された総合型地域スポーツクラブを指定管理者とし、専門性やノウハウを活用することにより、各種競技クラブ活動の運営やスポーツ教室の開催など多様なニーズに柔軟に対応したサービスの提供に努めています。</li> <li>・ 施設の集約・統合の検討と並行して、総合型地域スポーツクラブと課題を共有し、同クラブの統合を含めた協議を促していく必要があります。</li> </ul> <p><b>●施設機能</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新湊総合体育館及び小杉総合体育センターは、大アリーナに約2,000席の観覧席を有しており、一定規模以上の競技大会などを開催できる施設（「競技用施設」）としての機能があります。</li> <li>・ 年間利用者数が最も多い小杉体育館には、トレーニングルームや常設の卓球室などがあり、その利用状況からも、個人利用者のニーズに対応した施設であるといえます。</li> </ul> <p><b>●整備手法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新湊総合体育館は、体育館と武道館からなりますが、体育館は開館から32年が経過し、建物の老朽化が進んでおり、今後の対応を検討する時期にあります。</li> <li>・ 小杉総合体育センターは、開館から26年が経過し、建物、設備ともに老朽化が進んでおり、今後の対応を検討する時期にあります。</li> <li>・ 小杉体育館は、現行の耐震基準が施行される以前の建物であり、開館から37年が経過し老朽化が著しい施設です。</li> <li>・ 大門総合体育館は、開館から36年が経過し、建物の老朽化が進んでおり、今後の対応を検討する時期にあります。</li> <li>・ 大島体育館は、平成12年度に開館しており、早急な大規模修繕・大規模改修は必要のない状況です。</li> <li>・ 下村体育館は、開館から33年が経過し、建物、施設ともに老朽化が進んでおり、今後の対応を検討する時期にあります。</li> <li>・ 総合管理計画に示した、将来的な拠点型2館体制への移行に当たっては、施設の集約と合わせて施設機能の充実を図るとともに、廃止する施設においても、民間譲渡によ</li> </ul>

り機能の継続を図るなど、市民ニーズに適したサービスの提供が継続できる手法について検討する必要があります。

### ◎総合評価

公共施設等総合管理計画に掲げている2館体制とするには、集約に伴う利用者のニーズに沿った増築の可否や交通アクセスの利便性、駐車スペースの確保などの環境面を踏まえつつ、市域全体を俯瞰した施設配置とする必要があるため、市北部と南部に配置することとします。

そのため、新湊総合体育館と小杉総合体育センターに集約することとして、小杉体育館、大門総合体育館、大島体育館及び下村体育館については、民間事業者への譲渡を前提としつつ、健康づくりや憩いの場など地域に開放されたサービス提供の可能性を検討し、譲渡が困難な場合は解体を検討します。

### 地区体育館

- ・本江体育館は、本江コミュニティセンターの整備（建替等）に併せ、コミュニティセンター内への機能を移転するため、令和元年度に除却しています。
- ・七美体育館は、建築から35年以上経過し、建物、設備ともに老朽化が進んでいます。
- ・大島中央公園コミュニティ体育館は、冬期間や雨天時にも休憩や遊戯などに利用できる公園内の多目的施設として、平成30年度に大規模改修を実施しています。

### ◎総合評価

七美体育館は、建築から35年以上経過し、建物、設備ともに老朽化が進んでいることから、廃止・解体と合わせて近隣施設の活用について検討します。

### 主要グラウンド

#### ●施設機能

- ・サン・ビレッジ新湊には、夜間照明を有するグラウンドとトレーニング室を有する管理施設がありますが、トレーニング室については、近隣に海竜スポーツランドがあることから機能が重複しています。

### ◎総合評価

サン・ビレッジ新湊（管理棟）のトレーニング室については、近隣の海竜スポーツランドと機能が重複していることから廃止することを検討します。

### 海竜スポーツランド

#### ●サービスの提供

- ・海竜スポーツランドは、市体育協会を指定管理者とし、専門性やノウハウを活用することにより、各種スポーツ教室の開催など多様なニーズに柔軟に対応したサービスの提供に努めています。
- ・堀岡小学校の学校プールとしての役割があります。

#### ●施設機能

- ・室内温水プール（スポーツサウナ、ジャグジー付）、アリーナ及びトレーニングジム等があり、県内の類似施設と比較しても、充実した機能を有しています。

#### ●整備手法

- ・開館から20年が経過し、設備の老朽化が著しい状況にあります。室内温水プールに関する設備の更新には、多額の費用が必要となります。

**◎総合評価**

市内で唯一のプール施設であり、学校プールとしての役割も担っていることから、必要な改修を行い維持することを基本とします。

その他の競技専用施設（歌の森運動公園野球場、大島弓道場、パークゴルフ場2施設、下村馬事公園）

**●施設機能**

- ・大島弓道場は、市内で唯一の競技専用施設ですが、開館から25年が経過し、建物の老朽化が進んでおり、今後の対応を検討する時期にあります。

**◎総合評価**

歌の森運動公園野球場は、同運動公園内の競技専用施設のひとつとして、適切に維持保全します。

大島弓道場は、老朽化が進んでいること、また全国の自治体には体育館に併設している弓道場もあることから、競技専用施設の必要性を踏まえ、存廃を含めた在り方を検討します。

パークゴルフ場については、本市が掲げる「パークゴルフの里 射水」を全国に発信しつつ、交流促進や健康増進、生きがいを推進するため、引き続き維持保全に努めます。

下村馬事公園は、公共がサービスを提供していくことの必要性について見直しの余地があることから、存廃を含めた在り方を検討します。

## 4 産業系施設

### (1) 本方針の対象となる施設の概要

本方針の対象とする産業系施設は、農村環境改善センター3施設、道の駅新湊、川の駅新湊、いみず観光情報館及び大門コミュニティーセンターの7施設です。

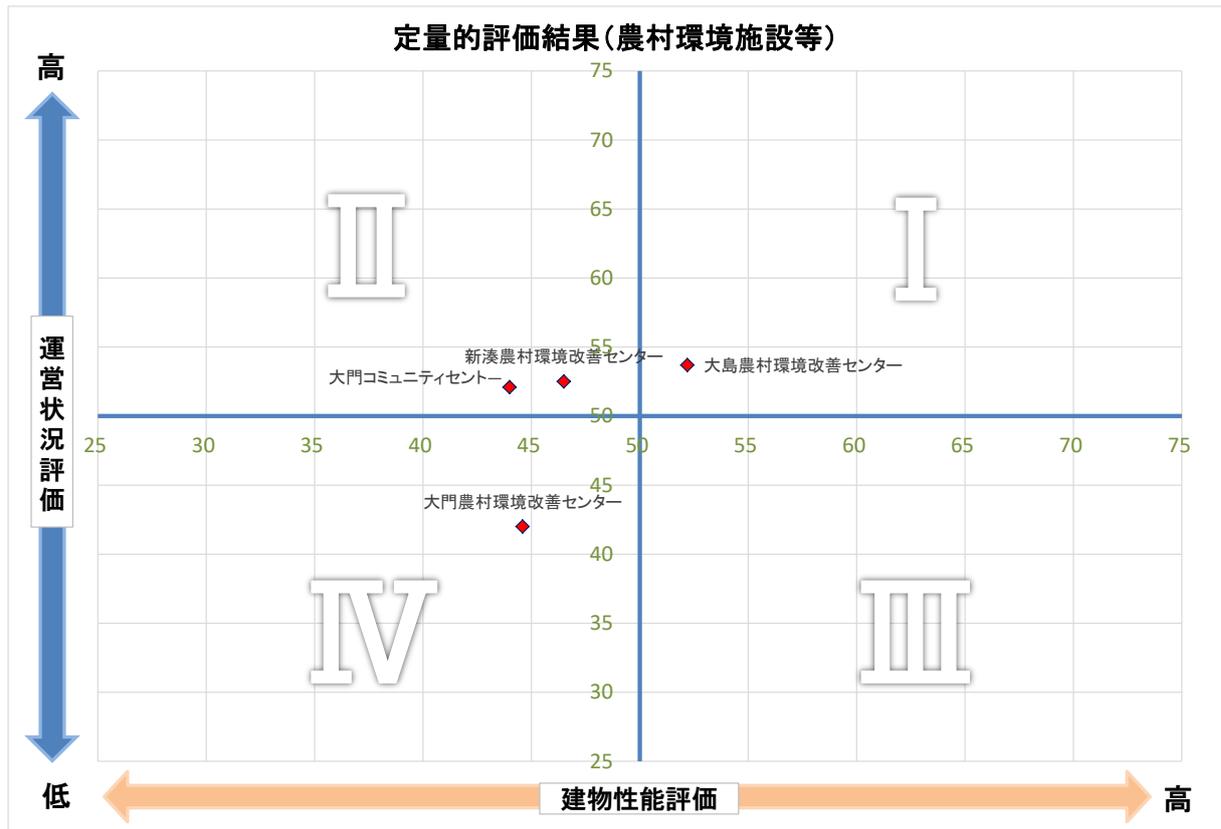
その概要は、以下のとおりです。

#### 1) 対象施設一覧

施設分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	経過 年数	管理 形態 (H30)	【参考】平成28年度運営状況			定量的評価 (1次評価結果)		
							利用者数 (人)	稼働率 (%)	フルコスト (千円)	偏差値		
										建物 性能	運営 状況	
産業系施設	新湊農村環境改善センター	952	平成8	47	22	指定管理	20,634	8.5%	14,453	Ⅱ	46.5	52.5
産業系施設	大門農村環境改善センター	1,163	平成元	47	29	指定管理	5,019	5.3%	19,671	Ⅳ	44.6	42.0
産業系施設	大島農村環境改善センター	1,039	平成10	47	20	指定管理	20,722	21.3%	18,899	Ⅰ	52.2	53.7
産業系施設	川の駅新湊	559	平成20	50	10	指定管理	60,451	—	28,435	Ⅰ	56.0	50.0
産業系施設	道の駅新湊	979	平成10	38	20	指定管理	739,988	—	27,636	Ⅰ	54.5	50.0
産業系施設	いみず観光情報館	168	平成16	38	14	指定管理	7,542	—	2,034	Ⅰ	59.4	50.0
産業系施設	大門コミュニティーセンター	1,122	昭和62	47	31	指定管理	45,463	—	33,688	Ⅱ	44.0	52.1

※いみず観光情報館は、平成29年度から指定管理者制度を導入し、開館時間及び開館日数の見直しなど運営状況が変化していることから、定量的評価（運営状況）の偏差値は50.0とします。また、これにより、評価対象となる地域振興・休憩施設は、道の駅新湊及び川の駅新湊の2施設となり、偏差値の計算ができなくなることから、道の駅新湊及び川の駅新湊についても、定量的評価（運営状況）の偏差値を50.0とします。（また、定量的評価の分布図は表示していません。）

## 2) 定量的評価（1次評価）の分布図



## 3) 施設評価（総合評価）結果

番号	施設名	定量的評価 (1次評価結果)		建物性能 備差値	運営状況 備差値	総合評価（施設の今後の方向性）					
		定量的評価 (2次評価結果)	サービスの 提供			建物	サービス提供主 体の方向性	建物の方向性		実施時期	
				施設機能	整備手法			短期	中期	長期	
60	新湊農村環境改善センター	1次評価	II	46.5	52.5	市（民間活用） 民間事業者 廃止・休止	在り方検討	在り方検討	○	○	
		2次評価		非継続	処分						
61	大門農村環境改善センター	1次評価	IV	44.6	42.0	市（民間活用） 民間事業者 廃止・休止	在り方検討	在り方検討	○	○	
		2次評価		非継続	処分						
62	大島農村環境改善センター	1次評価	I	52.2	53.7	市（民間活用） 民間事業者 廃止・休止	在り方検討	在り方検討	○	○	
		2次評価		非継続	転用						
63	川の駅新湊	1次評価	I	56.0	50.0	市（民間活用）	現状維持	保全 大規模改修		○	
		2次評価		継続	存続 (当面)						
64	道の駅新湊	1次評価	I	54.5	50.0	市（民間活用）	現状維持	保全 大規模改修	○		
		2次評価		継続	存続 (当面)						
65	いみず観光情報館	1次評価	I	59.4	50.0	市（民間活用）	現状維持	保全			
		2次評価		継続	存続 (当面)						
66	大門コミュニティセンター	1次評価	II	44.0	52.1	市（民間活用） 民間事業者 廃止・休止	在り方検討	在り方検討	○		
		2次評価		非継続	処分						

※計画期間について、短期（～2023年度）、中期（2024～2033年度）、長期（2034～2054年度）としています。  
 ※建物の方向性が「現状維持」かつ「保全」の場合は、実施時期に○印はありません。

## (2) 施設分類別の現状分析と課題

### ① 産業系施設

産業系施設
<p><b>■ 将来のあるべき姿</b></p> <p>・設置意義が低下している施設及び本来の目的以外に利用されている施設は、市の施設としては廃止し、民間への売却や民間活用が図られ、民間の専門性やノウハウを活用することにより、多様なニーズに柔軟な対応が可能となっています。</p>
<p><b>■ 現状分析</b></p> <p><u>農村環境改善センター及び大門コミュニティセンター</u></p> <p><b>●サービスの提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農村環境改善センターは、農村生活の環境整備、健康増進及び地域連帯感の醸成を目的に設置した施設ですが、農業者団体による利用が減少し、主に一般の利用者が貸館施設として利用している現状にあります。</li> <li>・新湊農村環境改善センターには陶芸創作室、大門農村環境改善センターと大島農村環境改善センターには多目的ホールがあるなど、それぞれに特色はあるものの、主に文化・スポーツ教室や研修等の貸室として機能しています。農村環境改善センター以外にも、集会施設や文化施設などにおいて貸室を提供していることから、これらと機能が重複している状況にあります。</li> <li>・大門コミュニティセンターは、市内企業の従業員及び住民の福祉増進等を目的として、公衆浴場入浴料統制料金と同額でサービスを提供していますが、民間の入浴施設とサービスが重複していることを踏まえ、在り方を検討する必要があります。</li> </ul> <p><b>●施設機能</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新湊農村環境改善センター及び大門農村環境改善センターの稼働率は、10パーセントに満たない状況にあることから、貸室としての必要性について検討する必要があります。</li> </ul> <p><b>●整備手法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農村環境改善センターについては、今後、老朽化による修繕費の増加が見込まれることを踏まえ、農村環境改善センターと同じく貸室機能を有している他の施設を含め、提供すべきサービス・施設機能の在り方を整理する必要があります。</li> <li>・大門コミュニティセンターは、開館から31年が経過し、建物、入浴設備ともに老朽化が進んでおり、今後の対応を検討する時期にあります。</li> </ul> <p><b>◎総合評価</b></p> <p><b>農村環境改善センターは、本来の農業者団体の利用が減少し、主に一般利用者が貸室として利用していることから、同様の貸室機能を有している施設との統廃合を含めた在り方を検討します。</b></p> <p><b>大門コミュニティセンターは、老朽化への対応を検討する前に、提供すべきサービス・施設機能の在り方を検討します。</b></p> <p><u>その他の産業系施設（道の駅新湊、川の駅新湊、いみず観光情報館）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道の駅新湊は、年間約700,000人以上の利用があり、市の観光振興を進める上で、重要な情報発信拠点としての役割を担っています。また、指定管理者制度を導入し、民間の専門性やノウハウを活用し、観光客のニーズに対応した観光情報の提供に努めています。</li> </ul>

- ・川の駅新湊及びいみず観光情報館は、本市の重要な観光資源である、いみずベイエリアの観光拠点としての役割を担っています。また、指定管理者制度を導入しており、民間の専門性やノウハウを活用し、観光客のニーズに対応した観光情報の提供に努めています。

**◎総合評価**

**道の駅新湊、川の駅新湊、いみず観光情報館は、観光振興を推進する観点から必要な修繕を行いながら維持します。**

## 5 学校教育系施設

### (1) 本方針の対象となる施設の概要

学校教育系施設は、学校とその他教育施設からなります。

本方針の対象とする学校は、市内全ての小・中学校 21 施設（小学校 15 施設、中学校 6 施設）です。また、その他教育施設は、学校給食センターです。

その概要は、以下のとおりです。

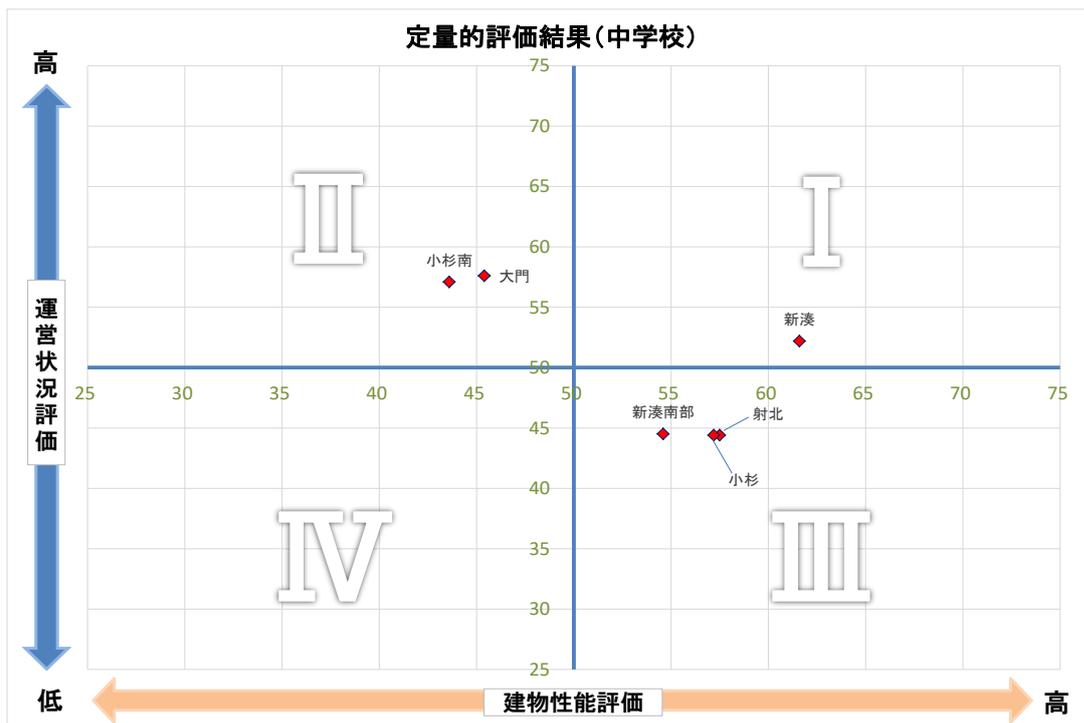
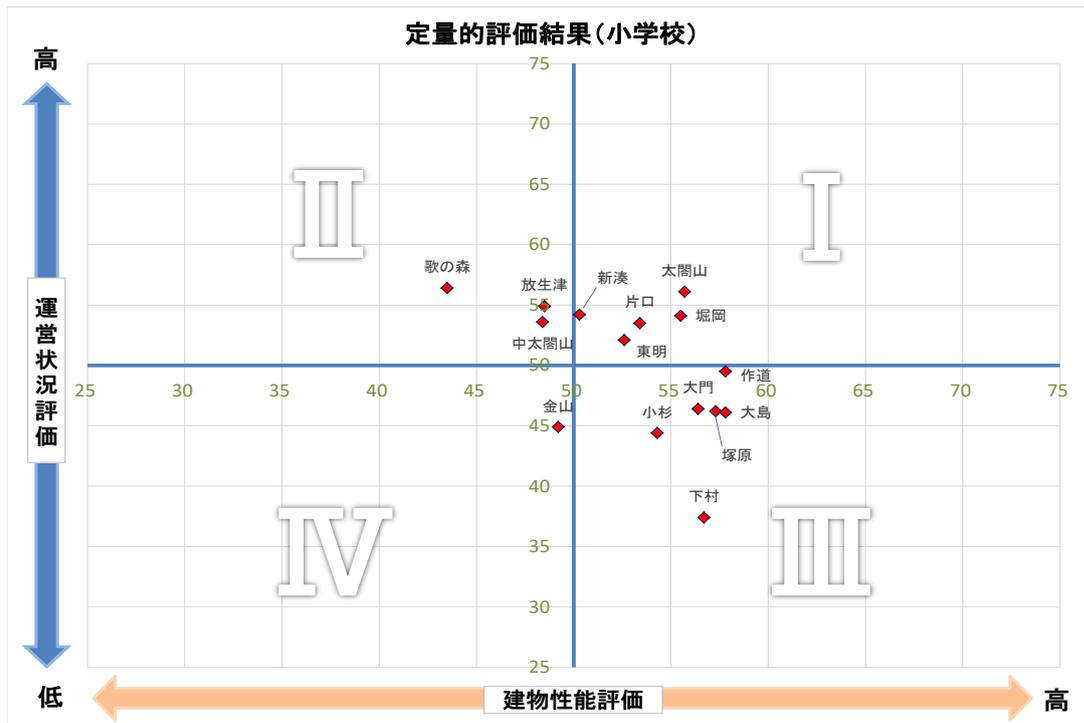
#### 1) 対象施設一覧

施設分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	経過 年数	管理 形態 (H30)	【参考】平成28年度運営状況			定量的評価 (1次評価結果)		
							利用者数 (人)	稼働率 (%)	フルコスト (千円)	偏差値		
										建物 性能	運営 状況	
学校教育系施設	放生津小学校	6,314	平成元	47	29	市直営	児童数 183人	—	40,401	Ⅱ	48.5	54.9
学校教育系施設	新湊小学校	7,238	平成3	47	27	市直営	児童数 303人	—	58,371	Ⅰ	50.3	54.2
学校教育系施設	作道小学校	5,412	昭和56 平成24改修	47	37	市直営	児童数 302人	—	65,978	Ⅲ	57.8	49.5
学校教育系施設	片口小学校	5,516	昭和59	47	34	市直営	児童数 250人	—	51,416	Ⅰ	53.4	53.5
学校教育系施設	堀岡小学校	4,968	平成14	47	16	市直営	児童数 143人	—	34,820	Ⅰ	55.5	54.1
学校教育系施設	東明小学校	6,283	昭和47 平成19改修	47	46	市直営	児童数 330人	—	64,512	Ⅰ	52.6	52.1
学校教育系施設	塚原小学校	5,013	昭和55 平成24改修	47	38	市直営	児童数 153人	—	54,130	Ⅲ	57.3	46.2
学校教育系施設	小杉小学校	8,537	昭和45 平成21改修	47	48	市直営	児童数 596人	—	119,377	Ⅲ	54.3	44.4
学校教育系施設	金山小学校	3,101	昭和50 平成13改修	47	43	市直営	児童数 60人	—	27,445	Ⅳ	49.2	44.9
学校教育系施設	歌の森小学校	6,081	昭和57 平成29改修	47	36	市直営	児童数 427人	—	55,440	Ⅱ	43.5	56.4
学校教育系施設	太閤山小学校	9,069	平成17	47	13	市直営	児童数 443人	—	65,902	Ⅰ	55.7	56.1
学校教育系施設	中太閤山小学校	8,271	昭和52 平成18改修	47	41	市直営	児童数 340人	—	65,978	Ⅱ	48.4	53.6
学校教育系施設	大門小学校	11,136	平成17	47	13	市直営	児童数 861人	—	135,008	Ⅲ	56.4	46.4
学校教育系施設	下村小学校	4,908	昭和45 平成23改修	47	48	市直営	児童数 89人	—	52,525	Ⅲ	56.7	37.4
学校教育系施設	大島小学校	10,318	昭和51 平成25改修	47	42	市直営	児童数 715人	—	127,082	Ⅲ	57.8	46.1
学校教育系施設	新湊中学校	8,009	平成26	47	4	市直営	生徒数 283人	—	62,083	Ⅰ	61.6	52.2
学校教育系施設	新湊南部中学校	7,509	平成20	47	10	市直営	生徒数 225人	—	69,193	Ⅲ	54.6	44.5
学校教育系施設	射北中学校	8,845	昭和53 平成24改修	47	40	市直営	生徒数 376人	—	101,108	Ⅲ	57.5	44.4
学校教育系施設	小杉中学校	11,760	昭和54 平成25改修	47	39	市直営	生徒数 740人	—	149,822	Ⅲ	57.2	44.4
学校教育系施設	小杉南中学校	8,946	昭和58 平成29改修	47	35	市直営	生徒数 362人	—	59,699	Ⅱ	43.6	57.1
学校教育系施設	大門中学校	10,645	昭和47 平成9改修	47	46	市直営	生徒数 796人	—	94,764	Ⅱ	45.4	57.6

施設分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	耐用年数	経過年数	管理形態 (H30)	【参考】平成28年度運営状況			定量的評価 (1次評価結果)		
							利用者数 (人)	稼働率 (%)	フルコスト (千円)	偏差値		
										建物性能	運営状況	
学校教育系施設	学校給食センター	2,181	平成22	31	8	市直営	—	—	199,782	I	55.4	50.0

※学校給食センターは、比較対象に適した施設がないことから、定量的評価（運営状況）の偏差値は50.0としています。（また、定量的評価の分布図に表示していません。）

## 2) 定量的評価（1次評価）の分布図



## 3) 施設評価（総合評価）結果

番号	施設名	定量的評価 (1次評価結果)		建物性能 偏差値	運営状況 偏差値	総合評価（施設の今後の方向性）					
		定量的評価 (2次評価結果)	サービスの 提供			建物	サービス提供主 体の方向性	建物の方向性		実施時期	
				施設機能	整備手法			短期	中期	長期	
67	放生津小学校	1次評価	II	48.5	54.9	市(直営)	在り方検討	在り方検討	○		
		2次評価		—	—						
68	新湊小学校	1次評価	I	50.3	54.2	市(直営)	在り方検討	在り方検討	○		
		2次評価		—	—						
69	作道小学校	1次評価	III	57.8	49.5	市(直営)	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		—	—						
70	片口小学校	1次評価	I	53.4	53.5	市(直営)	現状維持	保全 大規模改修		○	
		2次評価		—	—						
71	堀岡小学校	1次評価	I	55.5	54.1	市(直営)	現状維持	保全 大規模改修		○	
		2次評価		—	—						
72	東明小学校	1次評価	I	52.6	52.1	市(直営)	現状維持	保全 大規模改修		○	
		2次評価		—	—						
73	塚原小学校	1次評価	III	57.3	46.2	市(直営)	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		—	—						
74	小杉小学校	1次評価	III	54.3	44.4	市(直営)	在り方検討	在り方検討		○	
		2次評価		—	—						
75	金山小学校	1次評価	IV	49.2	44.9	市(直営)	在り方検討	在り方検討		○	
		2次評価		—	—						
76	歌の森小学校	1次評価	II	43.5	56.4	市(直営)	在り方検討	在り方検討		○	
		2次評価		—	—						
77	太閤山小学校	1次評価	I	55.7	56.1	市(直営)	在り方検討	在り方検討		○	
		2次評価		—	—						
78	中太閤山小学校	1次評価	II	48.4	53.6	市(直営)	在り方検討	在り方検討		○	
		2次評価		—	—						
79	大門小学校	1次評価	III	56.4	46.4	市(直営)	現状維持	保全 大規模改修		○	
		2次評価		—	—						
80	下村小学校	1次評価	III	56.7	37.4	市(直営)	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		—	—						
81	大島小学校	1次評価	III	57.8	46.1	市(直営)	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		—	—						
82	新湊中学校	1次評価	I	61.6	52.2	市(直営)	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		—	—						
83	新湊南部中学校	1次評価	III	54.6	44.5	市(直営)	現状維持	保全 大規模改修		○	
		2次評価		—	—						
84	射北中学校	1次評価	III	57.5	44.4	市(直営)	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		—	—						
85	小杉中学校	1次評価	III	57.2	44.4	市(直営)	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		—	—						
86	小杉南中学校	1次評価	II	43.6	57.1	市(直営)	現状維持	保全 大規模改修	○		○
		2次評価		—	—						

番号	施設名	定量的評価 (1次評価結果)		建物性能 偏差値	運営状況 偏差値	総合評価（施設の今後の方向性）							
		定性的評価 (2次評価結果)		サービスの提供	建物	サービス提供主体の方向性	建物の方向性			実施時期			
							施設機能	整備手法	短期	中期	長期		
87	大門中学校	1次評価	Ⅱ	45.4	57.6	市(直営)	現状維持	保全 大規模改修	○				
		2次評価		—	—								
88	学校給食センター	1次評価	Ⅰ	55.4	50.0	市(民間活用)	現状維持	保全					
		2次評価		継続	存続 (当面)								

※学校は、児童・生徒にとって望ましい教育環境の観点から検討すべき施設であることを踏まえ、定性的評価の対象外とします。

※計画期間について、短期（～2023年度）、中期（2024～2033年度）、長期（2034～2054年度）としています。

※建物の方向性が「現状維持」かつ「保全」の場合は、実施時期に○印はありません。

## (2) 施設分類別の現状分析と課題

## ① 学校教育系施設

学校教育系施設								
<b>■ 将来のあるべき姿</b>								
<ul style="list-style-type: none"> <li>小・中学校は、文部科学省が示す「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」を踏まえた適正な規模に集約され、児童・生徒の教育環境が良好に保たれています。</li> </ul>								
<b>■ 現状分析</b>								
学校								
●サービスの提供								
<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校は、新湊地区に7校、小杉地区に5校、大門地区に1校、大島地区に1校、下地区に1校立地しています。</li> <li>中学校は、新湊地区に3校、小杉・下地区に2校、大門・大島地区に1校立地しています。</li> </ul>								
●施設機能								
<ul style="list-style-type: none"> <li>各校の児童数、生徒数、特別支援学級を除く学級数と今後の見込みは次のとおりです。</li> </ul>								
単位：人（括弧内は学級数）								
小学校名	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
放生津	166 (6)	158 (6)	143 (6)	141 (6)	125 (6)	125 (6)	124 (6)	105 (6)
新湊	299 (12)	290 (12)	269 (12)	250 (10)	234 (8)	220 (7)	210 (7)	208 (8)
作道	292 (11)	312 (11)	337 (12)	341 (12)	352 (12)	341 (12)	354 (12)	340 (12)
片口	240 (10)	235 (9)	226 (8)	206 (7)	204 (8)	207 (9)	203 (8)	182 (6)
堀岡	131 (6)	139 (6)	144 (6)	142 (6)	133 (6)	129 (6)	135 (6)	136 (6)
東明	313 (12)	292 (12)	286 (12)	286 (11)	275 (11)	276 (11)	266 (11)	273 (12)
塚原	158 (6)	157 (6)	141 (6)	141 (6)	136 (6)	123 (6)	123 (6)	112 (6)
小杉	585 (18)	572 (17)	572 (17)	574 (18)	604 (20)	607 (20)	617 (19)	625 (18)
金山	58 (6)	61 (6)	63 (6)	64 (6)	59 (6)	57 (6)	55 (6)	58 (6)
歌の森	426 (13)	427 (13)	425 (12)	430 (13)	436 (13)	440 (14)	438 (15)	439 (14)
太閤山	431 (14)	402 (12)	388 (12)	376 (12)	363 (12)	360 (12)	346 (12)	339 (12)
中太閤山	343 (12)	318 (12)	323 (12)	330 (11)	321 (11)	320 (11)	303 (11)	307 (12)
大門	821 (24)	803 (23)	762 (22)	715 (21)	666 (19)	616 (18)	580 (18)	550 (18)
大島	708 (21)	694 (20)	666 (19)	642 (19)	626 (19)	633 (19)	634 (20)	632 (19)
下村	84 (6)	85 (6)	85 (6)	75 (6)	70 (6)	66 (6)	62 (6)	60 (6)

※H29は平成29年5月1日時点、H30は平成30年4月1日時点、H31以降は推計値です。  
 ※括弧内は特別支援学級を除く学級数を表示しています。  
 ※H31以降の学級数は、第1,2学年を35人学級、第3,4,5,6学年を40人学級で計算しています。

単位：人（括弧内は学級数）

中学校名	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
新湊	267 (9)	256 (8)	252 (9)	250 (9)	250 (8)	236 (8)	219 (7)	207 (6)
新湊南部	219 (6)	205 (6)	204 (7)	214 (7)	228 (7)	250 (7)	246 (8)	255 (8)
射北	361 (11)	370 (11)	381 (11)	378 (11)	382 (12)	357 (12)	325 (10)	308 (10)
小杉	724 (19)	685 (18)	669 (19)	686 (19)	657 (18)	667 (19)	648 (19)	645 (18)
小杉南	345 (11)	337 (9)	332 (10)	327 (9)	304 (9)	305 (10)	307 (10)	291 (9)
大門	775 (21)	764 (20)	779 (21)	797 (22)	813 (23)	796 (23)	737 (21)	688 (19)

※H29は平成29年5月1日時点、H30は平成30年4月1日時点、H31以降は推計値です。

※括弧内は特別支援学級を除く学級数を表示しています。

※H31以降の学級数は、第1学年を35人学級、第2、3学年を40人学級で計算しています。

### ◎総合評価

小・中学校については、「射水市学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」（平成22年度策定）を基に、児童生徒数の将来見込み等を踏まえ、子どもたちにとって望ましい適正規模・適正配置化を図ります。

### 学校給食センター

#### ◎総合評価

新湊地区の小・中学校は自校調理方式を採用していないことから、児童・生徒の給食調理及び配達の拠点施設として、維持保全します。

## 6 子育て支援施設

### (1) 本方針の対象となる施設の概要

子育て支援施設は、保育園・幼稚園、幼児・児童施設からなります。

本方針の対象とする保育園・幼稚園は、市内全ての市立保育園・幼稚園 15 施設（うち幼稚園は 2 施設）です。また、幼児・児童施設は児童館が 5 施設、その他施設は子ども子育て総合支援センターです。

その概要は、以下のとおりです。

#### 1) 対象施設一覧

施設分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	経過 年数	管理 形態 (H30)	【参考】平成28年度運営状況			定量的評価 (1次評価結果)		
							利用者数 (人)	稼働率 (%)	フルコスト (千円)	偏差値		
										建物 性能	運営 状況	
保育園・幼稚園	放生津保育園	899	昭和57	47	36	市直営	園児数 58人	定員充足率 96.7%	86,429	II	42.6	50.4
保育園・幼稚園	八幡保育園	794	昭和50	47	43	市直営	園児数 35人	定員充足率 58.3%	71,251	IV	40.6	35.8
保育園・幼稚園	新湊保育園	1,007	昭和54	47	39	市直営	園児数 46人	定員充足率 76.7%	76,323	—	—	—
保育園・幼稚園	新湊西部保育園	586	昭和52	47	41	市直営	園児数 20人	定員充足率 66.7%	47,392	—	—	—
保育園・幼稚園	片口保育園	1,513	昭和51 平成28改修	47	42	市直営	園児数 137人	定員充足率 76.1%	171,315	I	52.3	50.6
保育園・幼稚園	塚原保育園	898	昭和51 平成27改修	47	42	市直営	園児数 97人	定員充足率 74.6%	120,263	II	46.2	50.6
保育園・幼稚園	金山保育園	458	昭和59 平成17改修	47	34	市直営	園児数 47人	定員充足率 78.3%	75,632	IV	45.7	46.2
保育園・幼稚園	大江保育園	578	昭和60 平成16改修	47	33	市直営	園児数 89人	定員充足率 98.9%	120,562	II	48.6	50.8
保育園・幼稚園	千成保育園	1,070	昭和48 平成26改修	47	45	市直営	園児数 114人	定員充足率 95.0%	136,649	II	48.3	54.4
保育園・幼稚園	池多保育園	365	昭和52 平成15改修	47	41	市直営	園児数 57人	定員充足率 95.0%	76,561	II	45.8	50.1
保育園・幼稚園	大門きらら保育園	2,080	平成11	22	19	市直営	園児数 251人	定員充足率 89.6%	260,368	I	53.5	55.7
保育園・幼稚園	大島南部保育園	636	平成8 平成30改修	22	22	市直営	園児数 79人	定員充足率 98.8%	107,761	II	47.0	52.4
保育園・幼稚園	下村保育園	781	平成6	22	24	市直営	園児数 79人	定員充足率 98.8%	94,243	II	44.5	55.2
保育園・幼稚園	七美幼稚園	455	昭和54	47	39	市直営	園児数 29人	定員充足率 58.0%	27,331	II	42.3	50.4
保育園・幼稚園	大門わかば幼稚園	1,550	平成17	47	13	市直営	園児数 91人	定員充足率 58.7%	82,048	I	59.3	50.5
幼児・児童施設	海老江児童センター	322	昭和55	47	38	市直営	4,988	—	11,821	IV	45.6	45.6
幼児・児童施設	太閤山児童館	196	昭和58 平成14改修	47	35	市直営	6,921	—	11,147	II	46.5	52.7
幼児・児童施設	大門児童館 ※子ども子育て総合支援センター 内へ移転(H29～)	258	昭和57 平成28改修	50	36	市直営	5,276	—	12,247	III	55.0	46.1
幼児・児童施設	大島児童館	542	平成3	22	27	市直営	8,012	—	13,053	II	44.6	52.9
幼児・児童施設	下村児童館	631	平成14	15	16	市直営	14,566	—	24,060	II	48.9	52.8

施設分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	経過 年数	管理 形態 (H30)	【参考】平成28年度運営状況			定量的評価 (1次評価結果)	
							利用者数 (人)	稼働率 (%)	フルコスト (千円)	偏差値	
										建物 性能	運営 状況
幼児・児童施設	子ども子育て総合支援センター ※旧大門庁舎を転用(H29～)	4,330	昭和57 平成28改修	50	36	市直営	—	—	—	—	—

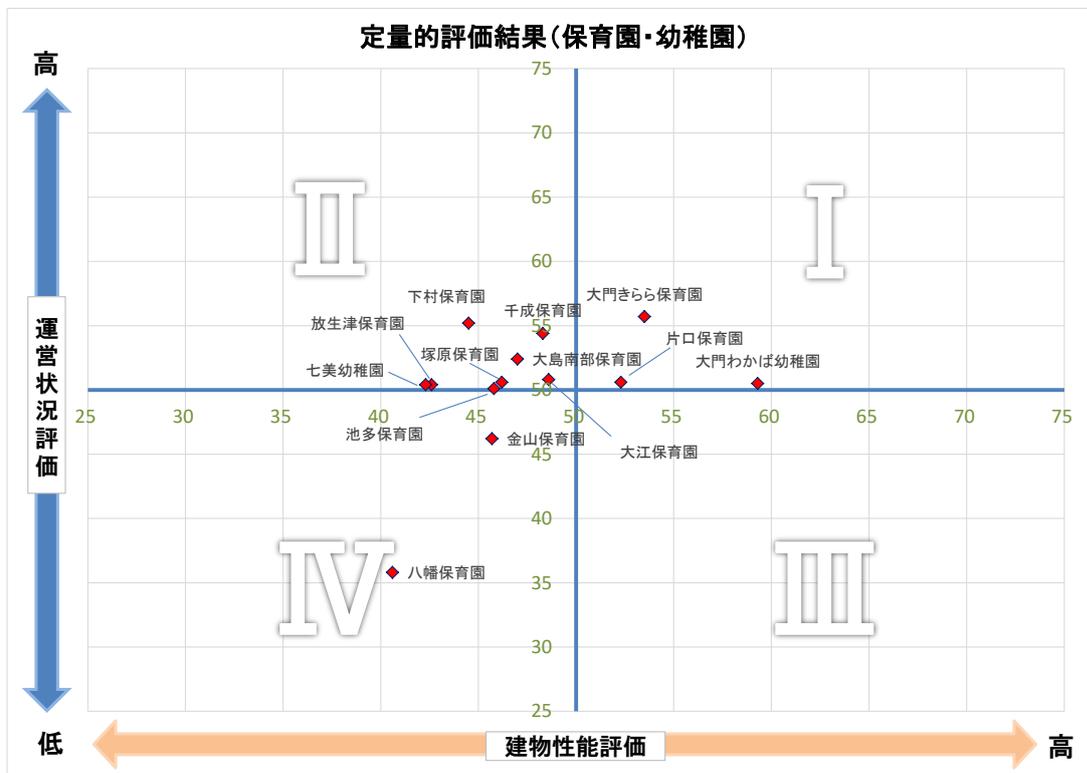
※新湊保育園と新湊西部保育園は令和2年度（2020年度）に統合し、民営の認定こども園を新設することから施設評価の対象外とします。

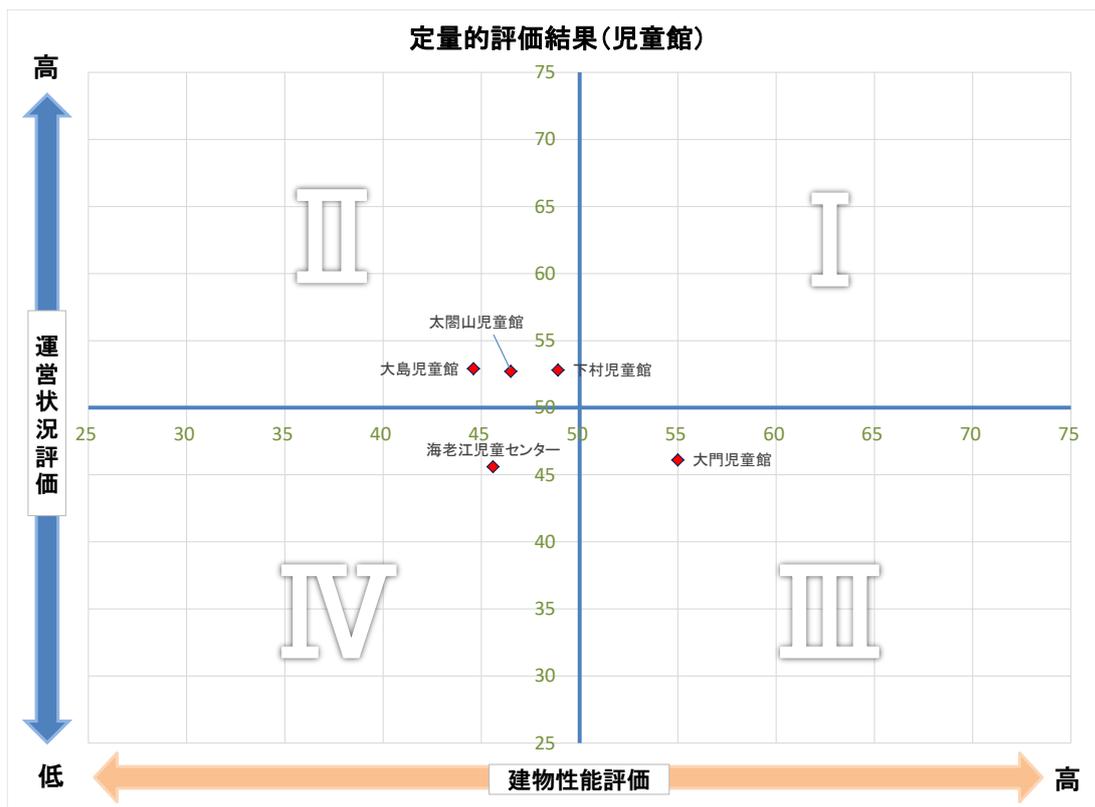
※大門児童館は、平成29年度から子ども子育て総合支援センター内の複合施設として移転しています。そのため、大門児童館の定量的評価（建物性能）の偏差値は、子ども子育て総合支援センターの値を用いています。

※下村児童館は、下村図書館との複合施設（下村交流センター）であることから、下村児童館の定量的評価（建物性能）の偏差値は、下村図書館と同じ値となっています。

※子ども子育て総合支援センターは平成29年度から供用を開始したため施設評価の対象外とします。

## 2) 定量的評価（1次評価）の分布図





### 3) 施設評価（総合評価）結果

番号	施設名	定量的評価 (1次評価結果)		建物性能 偏差値		運営状況 偏差値		総合評価（施設の今後の方向性）				
		定量的評価 (2次評価結果)	サービスの提供	サービス の提供	建物	サービス提供主 体の方向性	建物の方向性			実施時期		
							施設機能	整備手法	短期	中期	長期	
89	放生津保育園	1次評価	II	42.6	50.4	市(直営)	在り方検討	在り方検討	○			
		2次評価		統合連携 して継続	集約化							
90	八幡保育園	1次評価	IV	40.6	35.8	市(直営)	在り方検討	在り方検討	○			
		2次評価		統合連携 して継続	集約化							
91	新湊保育園	1次評価	—	—	—	民間事業者	廃止・休止	解体	○			
		2次評価		—	—							
92	新湊西部保育園	1次評価	—	—	—	民間事業者	廃止・休止	解体	○			
		2次評価		—	—							
93	片口保育園	1次評価	I	52.3	50.6	市(直営)	在り方検討	在り方検討	○			
		2次評価		統合連携 して継続	集約化							
94	塚原保育園	1次評価	II	46.2	50.6	市(直営)	在り方検討	在り方検討	○			
		2次評価		統合連携 して継続	集約化							
95	金山保育園	1次評価	IV	45.7	46.2	市(直営)	在り方検討	在り方検討	○			
		2次評価		統合連携 して継続	集約化							
96	大江保育園	1次評価	II	48.6	50.8	市(直営)	在り方検討	在り方検討	○			
		2次評価		統合連携 して継続	集約化							
97	千成保育園	1次評価	II	48.3	54.4	市(直営)	在り方検討	在り方検討	○			
		2次評価		統合連携 して継続	集約化							
98	池多保育園	1次評価	II	45.8	50.1	市(直営)	在り方検討	在り方検討	○			
		2次評価		統合連携 して継続	集約化							

番号	施設名	定量的評価 (1次評価結果)		建物性能 偏差値	運営状況 偏差値	総合評価（施設の今後の方向性）					
		定性的評価 (2次評価結果)	サービスの 提供			建物	サービス提供主 体の方向性	建物の方向性		実施時期	
				施設機能	整備手法			短期	中期	長期	
99	大門きらら保育園	1次評価	I	53.5	55.7	市(直営)	在り方検討	在り方検討	○		
		2次評価		統合連携 して継続	集約化						
100	大島南部保育園	1次評価	II	47.0	52.4	市(直営)	在り方検討	在り方検討	○		
		2次評価		統合連携 して継続	集約化						
101	下村保育園	1次評価	II	44.5	55.2	市(直営)	在り方検討	在り方検討	○		
		2次評価		統合連携 して継続	集約化						
102	七美幼稚園	1次評価	II	42.3	50.4	市(直営)	在り方検討	在り方検討	○		
		2次評価		統合連携 して継続	集約化						
103	大門わかば幼稚園	1次評価	I	59.3	50.5	市(直営)	複合化	大規模改修	○		
		2次評価		統合連携 して継続	集約化						
104	海老江児童センター	1次評価	IV	45.6	45.6	市(直営) 市(民間活用) 市(市民協働)	転用 廃止・休止	在り方検討	○	○	
		2次評価		継続	処分						
105	太閤山児童館	1次評価	II	46.5	52.7	市(直営) 市(民間活用) 市(市民協働)	転用 廃止・休止	在り方検討	○	○	
		2次評価		継続	処分						
106	大門児童館	1次評価	III	55.0	46.1	市(直営) 市(民間活用) 市(市民協働)	現状維持	保全			
		2次評価		継続	転用						
107	大島児童館	1次評価	II	44.6	52.9	市(直営) 市(民間活用) 市(市民協働)	転用 廃止・休止	在り方検討	○	○	
		2次評価		継続	処分						
108	下村児童館	1次評価	II	48.9	52.8	市(直営) 市(民間活用) 市(市民協働)	転用 廃止・休止	在り方検討	○	○	
		2次評価		継続	処分						
109	子ども子育て総合支援センター	1次評価	—	—	—	市(直営)	現状維持	保全			
		2次評価		—	—						

【個別の補足事項】  
◎令和2年度（2020年度）に新湊保育園と新湊西部保育園を統合し、旧新湊中学校跡地に民営の認定こども園を新設します。  
◎大門わかば幼稚園は、令和2年度から認定こども園に移行します。

※計画期間について、短期（～2023年度）、中期（2024～2033年度）、長期（2034～2054年度）としています。  
※建物の方向性が「現状維持」かつ「保全」の場合は、実施時期に○印はありません。

## （2）施設分類別の現状分析と課題

### ① 保育園・幼稚園

保育園・幼稚園	
<b>■ 将来のあるべき姿</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育園は、統廃合を含めた民営化が図られ、質の高い保育サービスが提供され、子育てしやすいまちとなっています。</li> <li>・ 幼稚園は、適正な規模に集約され、幼児教育が一層充実しています。</li> </ul>	
<b>■ 現状分析</b>	
<b>保育園・幼稚園</b>	
<b>●サービスの提供</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市の保育園・幼稚園は、市立が15園（保育園13園、幼稚園2園）、私立が15園（保育園10園、認定こども園5園）となっています。</li> </ul>	

- ・本市では、社会情勢の変化により多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの充実とより質の高い保育の提供を図るため、これまでも市立保育園の民営化を進めてきました。その中において、市立保育園は、保育サービスの供給を支え、子育て世帯にとってのセーフティネットの役割を担っています。
- ・保育環境の改善を図る必要があることから、今後も民営化を進めていくこととしています。入園状況や社会情勢、地域のセーフティネットの役割等を踏まえ、将来的には公立保育園は5園となるよう見直しを進めていく方針です。

#### ●施設機能

- ・市立幼稚園（2園）の定員充足率は、市立保育園（13園）に比べて低い水準にあります。また、保育園の中での比較においても、定員充足率がやや低い保育園があることから、子育て世帯のニーズや将来的な入園児数を踏まえた上で、各園の機能整備について検討する必要があります。

#### ●整備手法

- ・令和2年度（2020年度）に新湊保育園と新湊西部保育園を統廃合し、旧新湊中学校跡地に民営の認定こども園を新設します。
- ・大門わかば幼稚園は、令和2年度から、市立の認定こども園に移行します。
- ・入園児数の増加が見込めないため集団保育が困難となる場合や施設の老朽化等、保育環境の改善が必要となる場合には、保育園及び幼稚園の統廃合を検討する必要があります。
- ・幼稚園については、少子化に加えて保護者の就労形態の多様化や女性の就業率の向上などにより、特に入園児数が減少していることから、認定こども園への移行を検討する必要があります。

#### ◎総合評価

保育園・幼稚園は、「市立保育園・幼稚園の今後の民営化方針について」（平成28年度策定）に定める施設の老朽化や入園児童数による判断基準に基づき、在り方を検討していきます。

## ② 幼児・児童施設

### 幼児・児童施設

#### ■ 将来のあるべき姿

- ・児童館は、コミュニティセンター内児童室としてその機能を確保し、地域に根差した児童の遊び場の提供、多世代交流の機会づくりといった、地域振興との相乗効果が生まれています。
- ・放課後児童クラブは、保護者・学校・地域と連携を深めながら、小学校の空きスペースを活用するなど、適正な規模で運営を行い、子どもの健全な育成を図り子育てしやすいまちとなっています。

#### ■ 現状分析

##### 児童館

#### ●サービスの提供

- ・本市の児童館等は、市立が5館、私立が2館、コミュニティセンターにおいて地域振興会が運営する児童室が3施設となっています。

#### ●施設機能

- ・児童館の年間利用者数は、少子化の影響により減少傾向にあります。
- ・大門児童館は、地域の児童館としてのみならず、子ども子育て総合支援センターの施

設内施設として子育て家庭に幅広く利用されています。

#### ●整備手法

- ・海老江児童センターは、開館から 38 年が経過し、建物、設備ともに老朽化が進んでおり、今後の対応を検討する時期にあります。
- ・太閤山児童館は、開館から 35 年が経過し、建物、設備ともに老朽化が進んでおり、今後の対応を検討する時期にあります。
- ・大島児童館は、開館から 27 年が経過し、設備の老朽化が進んでおり、今後の対応を検討する時期にあります。
- ・下村児童館は、下村図書館との複合施設である下村交流センター内の施設であることから、両施設の今後の方針と一体的に考える必要があります。

#### ◎総合評価

児童館は、児童館又は地域のコミュニティセンターの大規模改修が必要となった際には、「将来のあるべき姿」において示しているとおり、児童館機能をコミュニティセンター内へ移転することを基本に検討します。

大門児童館については、子ども子育て総合支援センターの施設内施設であることから、引き続き市直営とし、適切に維持保全します。

#### 子ども子育て総合支援センター

- ・子ども子育て総合支援センターは、平成 29 年度に旧大門庁舎を改修・転用し設置しています。母子総合相談室、子どもの悩み総合相談室、子育て支援センター、幼児ことばの教室及び子ども発達相談室を集約しています。
- ・施設内施設として、大門地区センター及び大門児童館を配置し、相互に利便性の向上につなげています。

#### ◎総合評価

妊娠、出産、子育て期にわたり切れ目ない相談・支援を行い、子どもを産み育てやすい環境の整備につながる事業の拠点として維持保全します。

## 7 保健福祉施設

### (1) 本方針の対象となる施設の概要

保健福祉施設は、高齢者福祉施設、保健施設、その他社会福祉施設からなります。

本方針の対象とする高齢者福祉施設は、足洗老人福祉センター、小杉ふれあいセンター及びいきいき長寿館の3施設です。また、保健施設は、射水市保健センター、その他社会福祉施設は、小杉社会福祉会館（現いみず市民交流プラザ）及び新湊交流会館です。

その概要は、以下のとおりです。

#### 1) 対象施設一覧

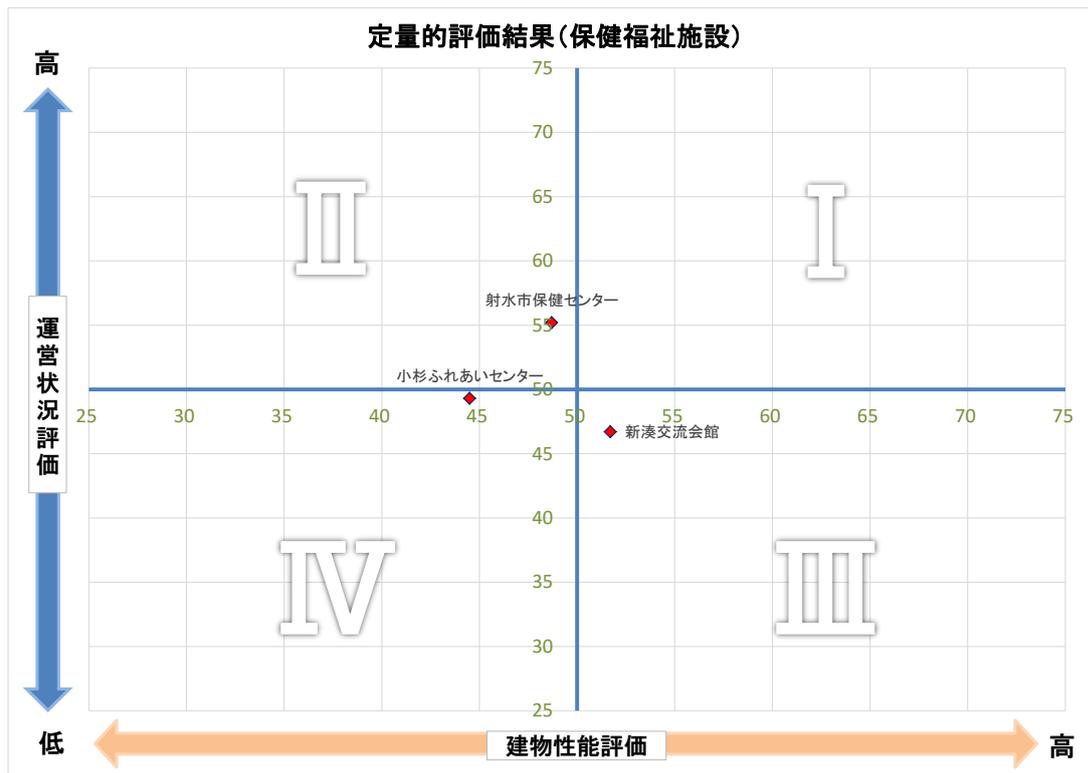
施設分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	経過 年数	管理 形態 (H30)	【参考】平成28年度運営状況			定量的評価 (1次評価結果)		
							利用者数 (人)	稼働率 (%)	フルコスト (千円)	偏差値		
										建物 性能	運営 状況	
高齢者福祉施設	足洗老人福祉センター	1,406	昭和54 平成19改修	47	39	指定管理	40,646	—	6,879	—	—	—
高齢者福祉施設	小杉ふれあいセンター	1,028	昭和62	34	31	市直営	14,919	—	15,566	IV	44.5	49.3
高齢者福祉施設	いきいき長寿館 ※旧新湊中学校の武道館を 転用(H29～)	524	昭和63 平成28改修	22	30	市直営	—	—	—	—	—	—
保健施設	射水市保健センター	1,045	平成7	50	23	市直営	35,650	—	13,576	II	48.7	55.2
その他 社会福祉施設	小杉社会福祉会館	2,727	昭和53 平成32 改修予定	50	40	改修中の ため休止	34,003	—	30,310	—	—	—
その他 社会福祉施設	新湊交流会館	745	平成7 平成22改修	50	23	指定管理	8,456	8.4%	14,873	III	51.7	46.7

※足洗老人福祉センターは、令和元年度(2019年度)中に民間譲渡しているため、施設評価の対象外とします。

※いきいき長寿館は、平成29年度から開館したため、施設評価の対象外とします。

※小杉社会福祉会館（現いみず市民交流プラザ）は、リニューアルに向けて改修工事期間中であったため、施設評価の対象外とします。

## 2) 定量的評価（1次評価）の分布図



## 3) 施設評価（総合評価）結果

番号	施設名	定量的評価 (1次評価結果)		建物性能 偏差値	運営状況 偏差値	総合評価（施設の今後の方向性）					
		1次評価	2次評価	サービスの 提供	建物	サービス提供主 体の方向性	建物の方向性		実施時期		
							施設機能	整備手法	短期	中期	長期
110	足洗老人福祉センター	1次評価	—	—	—	民間事業者	廃止・休止	譲渡・貸付	○		
		2次評価		—	—						
111	小杉ふれあいセンター	1次評価	IV	44.5	49.3	民間事業者 廃止・休止	転用 廃止・休止	譲渡・貸付 解体	○		
		2次評価		非継続	処分						
112	いきいき長寿館	1次評価	—	—	—	市(直営) 市(民間活用)	現状維持	保全			
		2次評価		—	—						
113	射水市保健センター	1次評価	II	48.7	55.2	市(直営)	現状維持	保全 大規模改修	○		
		2次評価		継続	存続 (当面)						
114	小杉社会福祉会館	1次評価	—	—	—	市(民間活用)	複合化	大規模改修	○		
		2次評価		—	—						
115	新湊交流会館	1次評価	III	51.7	46.7	市(民間活用) 民間事業者	現状維持 転用	保全 大規模改修 譲渡・貸付	○		
		2次評価		統合連携 して継続	転用						

※計画期間について、短期（～2023年度）、中期（2024～2033年度）、長期（2034～2054年度）としています。  
 ※建物の方向性が「現状維持」かつ「保全」の場合は、実施時期に○印はありません。

## (2) 施設分類別の現状分析と課題

### ① 高齢者福祉施設

<b>高齢福祉施設</b>	
<b>■ 将来のあるべき姿</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者福祉施設は、老年人口の動態を見据えた統廃合が進んでおり、民間の専門性やノウハウを活用し、多様な市民ニーズに沿った柔軟で効率的・効果的な運営が行われています。</li> <li>・また、新規の施設を整備することなく、コミュニティセンター等の既存施設を活用したソフト事業が充実し、地域に密着した福祉サービスが提供されています。</li> </ul>
<b>■ 現状分析</b>	
<b>● サービスの提供</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・足洗老人福祉センターは、指定管理者制度を導入していますが、施設の老朽化に加え、利用者数が年々減少傾向にあります。</li> <li>・小杉ふれあいセンターは、平成 27 年度から施設の一部を介護予防型施設（拠点型ふれあいサロン）としましたが、利用者数が伸び悩んだことなどから、平成 29 年度に拠点型ふれあいサロンを廃止しています。現状としては、施設を無料開放し、高齢者を中心に囲碁・将棋やサロン活動、会合等に利用されています。</li> </ul>
<b>● 施設機能</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小杉ふれあいセンターは、現在の利用状況を踏まえ、交流機能の確保に配慮しつつ、他の集会・交流機能を有する施設との均衡の観点から、民間事業者のノウハウを生かした活用方法を含め、施設機能を見直す必要があります。</li> </ul>
<b>● 整備手法</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・足洗老人福祉センターは、令和元年度（2019 年度）中に、その敷地及び温泉資源を活用した事業を展開できる民間事業者へ譲渡しています。</li> <li>・小杉ふれあいセンターは、民間事業者のノウハウを生かした活用方法に併せ、整備手法を検討する必要があります。</li> <li>・いきいき長寿館は、旧新湊中学校の武道館を改装し、高齢者が気軽に集い、活動できる介護予防施設として、平成 29 年度に開館した施設です。</li> </ul>
<b>◎ 総合評価</b>	<p><b>足洗老人福祉センターは、令和元年度（2019 年度）に、民間事業者へ譲渡しています。</b></p> <p><b>小杉ふれあいセンターは、交流機能の確保に配慮しつつ、民間事業者への貸付けや譲渡の可能性を検討します。困難な場合は、交流機能の提供が可能な他施設への集約化を図り、廃止・解体を検討します。</b></p> <p><b>いきいき長寿館は、介護予防施設として維持保全します。</b></p>

### ② 保健施設

<b>保健施設</b>	
<b>■ 将来のあるべき姿</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健センターは、安心して子どもを生み、ゆとりをもって健やかに育てるため、また健康で、質の高い充実した生涯を送るため、市民の総合的な保健サービスを行う拠点として効率的な運営が行われています。</li> </ul>

## ■ 現状分析

### ●サービスの提供

- ・保健センターは、地域保健法において設置が定められており、母子保健、成人保健及び健康づくりの拠点として引き続き維持します。

### ●施設機能

- ・乳幼児健診等の会場となっていますが、洋式トイレが1か所のみであったり、幼児用便器が設置されていないなど、保健事業を実施する上で、施設環境面の改善の余地があります。

### ●整備手法

- ・建築から23年が経過しており、今後は老朽化に対応して必要な修繕を行いながら維持するとともに、施設機能の向上を含めた整備手法を検討する必要があります。

### ◎総合評価

**保健センターは、設置義務のある施設であり、必要な事業を実施していくため必要な修繕を行いながら維持します。**

## ③ その他社会福祉施設

### その他社会福祉施設

## ■ 将来のあるべき姿

- ・その他社会福祉施設は、他の施設との複合化によって機能の充実及び利便性の向上が図られた上で、社会福祉の拠点としての運営が行われています。

## ■ 現状分析

### ●サービスの提供

- ・新湊交流会館は、指定管理者制度を導入していますが、利用状況が低調であり、稼働率の改善に向けてニーズを捉えた柔軟な施設運営について検討する必要があります。

### ●施設機能

- ・新湊交流会館は、新湊地区における福祉活動の場としての役割も担っていることから、福祉機能に配慮しつつ、民間事業者のノウハウを生かした活用方法を含め、施設機能を検討する必要があります。

### ●整備手法

- ・小杉社会福祉会館は、改修・改築工事を行い、生涯学習センターなど周辺施設の機能を複合化し、令和2年(2020年)2月にいみず市民交流プラザとしてリニューアルオープンしています。

### ◎総合評価

**新湊交流会館は、当面は、交流機能の充実に向けて改善を図ることとしますが、中期的には、周辺の公共施設を含めた在り方の検討の中で、新湊地区における福祉活動の場としての機能に配慮しつつ、民間事業者の活用を含めた整備手法を検討する必要があります。**

## 8 行政系施設

### (1) 本方針の対象となる施設の概要

行政系施設は、庁舎、消防施設、その他行政系施設からなります。

本方針の対象とする庁舎は、市庁舎、大島分庁舎及び布目分庁舎別館の3施設です。

また、消防施設は、市内全ての消防署所4施設及び消防分団屯所26施設です。その他行政系施設は、各地区センター4施設です。

その概要は、以下のとおりです。

#### 1) 対象施設一覧

施設分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	経過 年数	管理 形態 (H30)	【参考】平成28年度運営状況			定量的評価 (1次評価結果)		
							利用者数 (人)	稼働率 (%)	フルコスト (千円)	偏差値		
										建物 性能	運営 状況	
庁舎	市庁舎	15,435	平成28	50	2	市直営	—	—	—	I	62.4	—
庁舎	大島分庁舎	4,040	平成元	50	29	市直営	—	—	—	I	51.9	—
庁舎	布目分庁舎別館	1,319	平成9	38	21	市直営	—	—	39,439	I	50.7	—
消防施設	射水消防署	3,460	平成16	38	14	市直営	—	—	—	I	57.9	—
消防施設	新湊消防署	2,488	平成20	38	10	市直営	—	—	—	I	59.0	—
消防施設	射水消防署大門出張所	576	平成18	38	12	市直営	—	—	—	I	57.4	—
消防施設	新湊消防署東部出張所	587	昭和54 平成30改修	50	39	市直営	—	—	—	—	—	—
消防施設	消防団戸破分団屯所	139	平成2	31	28	市直営	—	—	3,021	IV	46.3	45.7
消防施設	消防団三ヶ分分団屯所	140	平成5	31	25	市直営	—	—	2,463	II	47.6	50.2
消防施設	消防団橋下条分団屯所	140	平成16	31	14	市直営	—	—	2,610	III	57.3	49.0
消防施設	消防団金山分団屯所	140	昭和62	41	31	市直営	—	—	2,980	IV	45.5	46.1
消防施設	消防団大江分団屯所	143	平成18	31	12	市直営	—	—	2,766	III	58.2	48.0
消防施設	消防団黒河分団屯所	145	平成10	31	20	市直営	—	—	2,875	III	54.8	47.3
消防施設	消防団池多分団屯所	97	昭和59	31	34	市直営	—	—	2,084	IV	44.5	49.7
消防施設	消防団太閤山分団屯所	143	平成27	31	3	市直営	—	—	4,262	III	61.9	36.3
消防施設	消防団中・南太閤山分団屯所	139	平成9	31	21	市直営	—	—	2,589	III	54.4	49.1
消防施設	消防団大門分団屯所	270	昭和59	41	34	市直営	—	—	4,051	IV	47.0	45.0
消防施設	消防団櫛田分団屯所	113	平成2	31	28	市直営	—	—	2,859	III	51.4	44.4
消防施設	消防団浅井分団屯所	125	平成元	31	29	市直営	—	—	3,544	III	51.0	40.0
消防施設	消防団水戸田分団屯所	108	平成3	31	27	市直営	—	—	3,379	IV	49.3	39.1

施設分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	経過 年数	管理 形態 (H30)	【参考】平成28年度運営状況			定量的評価 (1次評価結果)		
							利用者数 (人)	稼働率 (%)	フルコスト (千円)	偏差値		
										建物 性能	運営 状況	
消防施設	消防団二口分団屯所	131	昭和63	31	30	市直営	—	—	2,920	Ⅳ	48.6	45.8
消防施設	消防団大島分団屯所	136	平成元	31	29	市直営	—	—	314	Ⅱ	45.9	67.2
消防施設	消防団下分団屯所	191	平成6	31	24	市直営	—	—	426	Ⅰ	53.8	66.8
消防施設	消防団放生津分団屯所	143	平成28	31	2	市直営	—	—	1,703	Ⅰ	62.4	56.4
消防施設	消防団新湊分団屯所	106	昭和56	41	37	市直営	—	—	410	Ⅱ	48.6	66.0
消防施設	消防団庄西分団屯所 ※運営状況は建替前のものです	117	平成30	31	0	市直営	—	—	3,068	—	—	—
消防施設	消防団塚原分団屯所	143	平成21	31	9	市直営	—	—	1,137	Ⅰ	59.1	60.8
消防施設	消防団作道分団屯所	114	昭和53	41	40	市直営	—	—	441	Ⅱ	33.4	65.9
消防施設	消防団片口分団屯所	106	昭和51	41	42	市直営	—	—	409	Ⅱ	44.5	66.0
消防施設	消防団七美分団屯所	84	昭和54	41	39	市直営	—	—	2,813	Ⅳ	45.4	40.4
消防施設	消防団堀岡分団屯所	150	昭和55	41	38	市直営	—	—	3,736	Ⅳ	45.8	41.1
消防施設	消防団海老江分団屯所	143	平成24	31	6	市直営	—	—	3,901	Ⅲ	60.5	39.2
消防施設	消防団本江分団屯所	114	昭和53	41	40	市直営	—	—	2,819	Ⅳ	28.3	44.9
その他 行政系施設	新湊地区センター	188	平成20	38	10	市直営	—	—	—	Ⅰ	59.0	—
その他 行政系施設	小杉地区センター	228	昭和59	50	34	市直営	—	—	—	Ⅰ	50.7	—
その他 行政系施設	大門地区センター	101	昭和57 平成28改修	50	36	市直営	—	—	—	Ⅰ	55.0	—
その他 行政系施設	下地区センター	127	昭和56	50	37	市直営	—	—	—	Ⅱ	37.3	—

※行政系施設は、定性的評価（1次評価）の運営状況の対象外とします。（消防分団屯所を除く。）

※市庁舎、大島分庁舎及び各地区センターは、平成28年10月から現在の用途で供用開始しているため、平成28年度は通年のフルコストはありません。

※消防署所はフルコストを一括で計上しているため、施設ごとのフルコストはありません。

※新湊消防署東部出張所は、平成30年度に大規模改修を行っているため、施設評価の対象外とします。

※消防団庄西分団屯所は、平成30年度に建替を行っているため、施設評価の対象外とします。

なお、表中の延床面積は建替後のものです。

## 2) 施設評価（総合評価）結果

番号	施設名	定量的評価 (1次評価結果)		建物性能 偏差値	運営状況 偏差値	総合評価（施設の今後の方向性）					
		定量的評価 (2次評価結果)	サービスの 提供			建物	サービス提供主 体の方向性	施設機能	整備手法	実施時期	
				短期	中期					長期	
116	市庁舎	1次評価	I	62.4	—	市（直営）	現状維持 集約化	保全			
		2次評価		継続	存続 (当面)						
117	大島分庁舎	1次評価	I	51.9	—	市（直営）	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
118	布目分庁舎別館	1次評価	I	50.7	—	市（直営）	現状維持	保全			
		2次評価		—	—						
119	射水消防署	1次評価	I	57.9	—	市（直営）	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
120	新湊消防署	1次評価	I	59.0	—	市（直営）	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
121	射水消防署大門出張所	1次評価	I	57.4	—	市（直営）	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
122	新湊消防署東部出張所	1次評価	—	—	—	市（直営）	現状維持	大規模改修	○		
		2次評価		—	—						
123	消防団戸破分団屯所	1次評価	IV	46.3	45.7	市（直営）	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
124	消防団三ヶ分団屯所	1次評価	II	47.6	50.2	市（直営）	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
125	消防団橋下条分団屯所	1次評価	III	57.3	49.0	市（直営）	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
126	消防団金山分団屯所	1次評価	IV	45.5	46.1	市（直営）	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
127	消防団大江分団屯所	1次評価	III	58.2	48.0	市（直営）	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
128	消防団黒河分団屯所	1次評価	III	54.8	47.3	市（直営）	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
129	消防団池多分団屯所	1次評価	IV	44.5	49.7	市（直営）	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
130	消防団太閤山分団屯所	1次評価	III	61.9	36.3	市（直営）	現状維持	保全			
		2次評価		継続	存続 (当面)						
131	消防団中・南太閤山分団屯所	1次評価	III	54.4	49.1	市（直営）	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
132	消防団大門分団屯所	1次評価	IV	47.0	45.0	市（直営）	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
133	消防団榎田分団屯所	1次評価	III	51.4	44.4	市（直営）	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
134	消防団浅井分団屯所	1次評価	III	51.0	40.0	市（直営）	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
135	消防団水戸田分団屯所	1次評価	IV	49.3	39.1	市（直営）	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
136	消防団二口分団屯所	1次評価	IV	48.6	45.8	市（直営）	現状維持	建替			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						

番号	施設名	定量的評価 (1次評価結果)		建物性能 偏差値	運営状況 偏差値	総合評価（施設の今後の方向性）					
		定性的評価 (2次評価結果)	サービスの提供			建物	サービス提供主体の方向性	建物の方向性		実施時期	
				施設機能	整備手法			短期	中期	長期	
137	消防団大島分団屯所	1次評価	Ⅱ	45.9	67.2	市（直営）	現状維持	保全 大規模改修	○		
		2次評価		継続	存続 (当面)						
138	消防団下分団屯所	1次評価	Ⅰ	53.8	66.8	市（直営）	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
139	消防団放生津分団屯所	1次評価	Ⅰ	62.4	56.4	市（直営）	現状維持	保全			
		2次評価		継続	存続 (当面)						
140	消防団新湊分団屯所	1次評価	Ⅱ	48.6	66.0	市（直営）	現状維持	建替	○		
		2次評価		継続	存続 (当面)						
141	消防団庄西分団屯所	1次評価	—	—	—	市（直営）	現状維持	建替	○		
		2次評価		—	—						
142	消防団塚原分団屯所	1次評価	Ⅰ	59.1	60.8	市（直営）	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
143	消防団作道分団屯所	1次評価	Ⅱ	33.4	65.9	市（直営）	現状維持	建替	○		
		2次評価		継続	存続 (当面)						
144	消防団片口分団屯所	1次評価	Ⅱ	44.5	66.0	市（直営）	現状維持	保全 大規模改修	○		
		2次評価		継続	存続 (当面)						
145	消防団七美分団屯所	1次評価	Ⅳ	45.4	40.4	市（直営）	現状維持	保全 大規模改修	○		
		2次評価		継続	存続 (当面)						
146	消防団堀岡分団屯所	1次評価	Ⅳ	45.8	41.1	市（直営）	現状維持	保全 大規模改修	○		
		2次評価		継続	存続 (当面)						
147	消防団海老江分団屯所	1次評価	Ⅲ	60.5	39.2	市（直営）	現状維持	保全 大規模改修			○
		2次評価		継続	存続 (当面)						
148	消防団本江分団屯所	1次評価	Ⅳ	28.3	44.9	市（直営）	現状維持	大規模改修	○		
		2次評価		継続	存続 (当面)						
149	新湊地区センター	1次評価	Ⅰ	59.0	—	市（直営）	現状維持	保全 在り方検討			
		2次評価		継続	存続 (当面)						
150	小杉地区センター	1次評価	Ⅰ	50.7	—	市（直営）	現状維持	保全 在り方検討			
		2次評価		継続	存続 (当面)						
151	大門地区センター	1次評価	Ⅰ	55.0	—	市（直営）	現状維持	保全 在り方検討			
		2次評価		継続	存続 (当面)						
152	下地区センター	1次評価	Ⅱ	37.3	—	市（直営）	廃止・休止	解体	○		
		2次評価		継続	存続 (当面)						

## 【個別の補足事項】

◎地区センターは、現時点では行政窓口としての機能を維持することとし、利用状況等を踏まえ適切な時期に在り方を検討します。  
 なお、下地区センターは、令和元年度（2019年度）に下村交流センター内へ移転し、現在の建物は下村コミュニティセンターの建替後に解体します。

※計画期間について、短期（～2023年度）、中期（2024～2033年度）、長期（2034～2054年度）としています。  
 ※建物の方向性が「現状維持」かつ「保全」の場合は、実施時期に○印はありません。

## (2) 施設分類別の現状分析と課題

### ① 庁舎

庁舎	
<b>■ 将来のあるべき姿</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策拠点機能を有する新庁舎を維持しているとともに、その他庁舎については「各庁舎建物及び跡地の利活用の方向性」に基づき、民間活力を導入し適切に利活用されています。</li> </ul>
<b>■ 現状分析</b>	
◎総合評価	<p>市庁舎は、平成 28 年度に供用開始したものであり、引き続き行政サービスの拠点として適時適切な修繕を実施し、行政運営に支障がないよう維持保全していきます。</p> <p>大島分庁舎は、将来における職員数の削減に併せて庁舎の廃止を検討していくこととしていますが、それまでの間は適切に維持保全していきます。</p>

### ② 消防施設

消防施設	
<b>■ 将来のあるべき姿</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の体制を維持することで、安定した消防力で市民の生命・身体・財産の安全を守ることができています。</li> </ul>
<b>■ 現状分析</b>	
●サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防署所は、火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命救助、災害応急対策その他の消防業務を確実に遂行するため、市が直接サービスを提供する必要があります。</li> <li>・消防分団屯所は、市消防団の指揮の下、地域（管轄区域内）の防災活動拠点として現行を維持する必要があります。</li> </ul>
●整備手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防署所は、平成 30 年度に新湊消防署東部出張所の大規模改修が完了したことから、当面は必要な施設機能を維持しながら適切な管理に努め、長期的には、耐用年数到来時を踏まえ、大規模改修計画をまとめる必要があります。</li> <li>・消防分団屯所については、老朽化の状況に応じて、計画的に大規模改修、建替を進める必要があります。建替の場合は、従来どおり、原則として延床面積は約 150 ㎡を上限とします。</li> </ul>
◎総合評価	<p>消防施設は、引き続き安定した消防力を維持するため、必要な改修を行いながら適切に維持していきます。</p>

### ③ その他行政系施設

その他行政系施設	
<b>■ 将来のあるべき姿</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・真に必要な施設のみを所有することとし、その用途に応じて適正に管理運営されています。</li> </ul>
<b>■ 現状分析</b>	
●サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区センターは、各地区での証明書の発行業務、各種申請書の受付のほか、関係担当</li> </ul>

課への引継業務など、地区の身近な行政窓口として、当面維持していきます。

●施設機能

・引き続き、業務を遂行するために必要なスペースを確保していきます。

●整備手法

・下地区センターは、令和元年度（2019年度）に下村交流センター内へ移転しています。

◎総合評価

地区センターは、当面維持しますが、利用状況等を踏まえ、適切な時期に在り方を検討します。

## 9 公営住宅

### (1) 本方針の対象となる施設の概要

本方針の対象とする公営住宅は、市内全ての市営住宅（11 施設）、特定公共賃貸住宅（3 施設）及び都市再生住宅（2 施設）です。

その概要は、以下のとおりです。

#### 1) 対象施設一覧

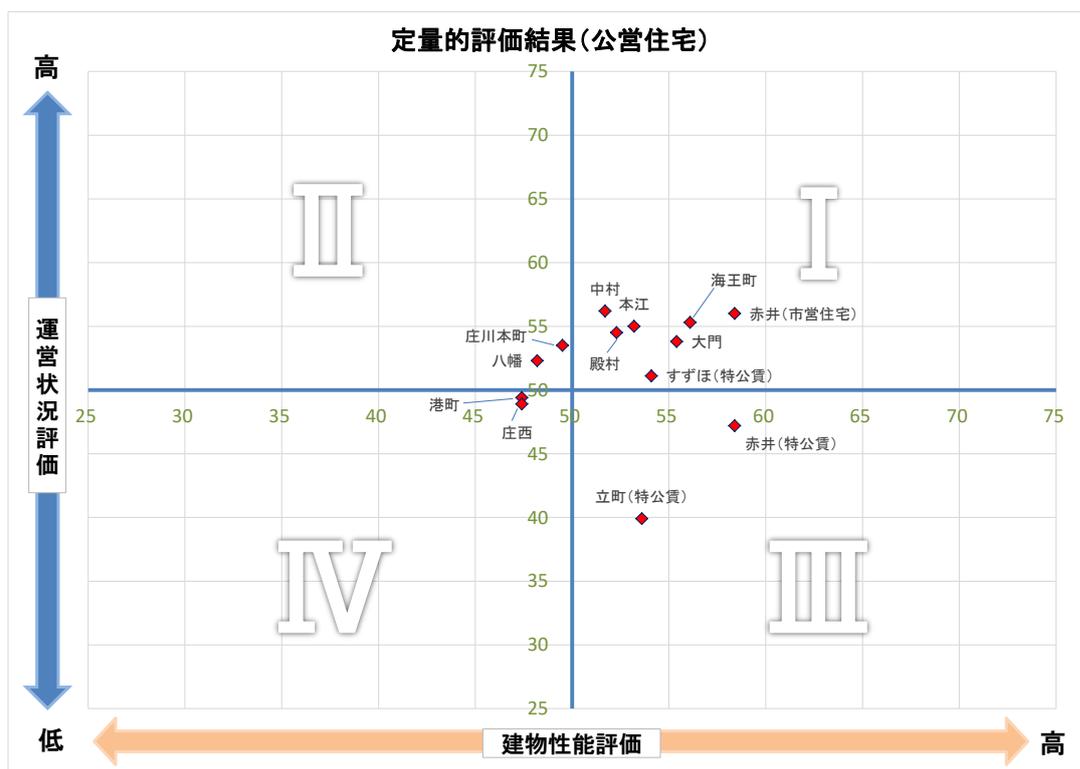
施設分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	経過 年数	管理 形態 (H30)	【参考】平成28年度運営状況			定量的評価 (1次評価結果)		
							利用者数 (人)	稼働率 (%)	フルコスト (千円)	偏差値		
										建物 性能	運営 状況	
公営住宅	庄川本町市営住宅	1,302	昭和58	47	35	指定管理	入居戸数 14戸	入居率 87.5%	5,818	Ⅱ	49.5	53.5
公営住宅	港町市営住宅	1,038	昭和48	47	45	指定管理	入居戸数 10戸	入居率 83.3%	6,358	Ⅳ	47.4	49.4
公営住宅	八幡市営住宅	7,309	昭和46	47	47	指定管理	入居戸数 81戸	入居率 84.4%	33,084	Ⅱ	48.2	52.3
公営住宅	庄西市営住宅	3,545	昭和61	47	32	指定管理	入居戸数 30戸	入居率 71.4%	15,186	Ⅳ	47.4	48.9
公営住宅	殿村市営住宅	3,275	平成4	47	26	指定管理	入居戸数 39戸	入居率 97.5%	18,499	Ⅰ	52.3	54.5
公営住宅	本江市営住宅	4,811	平成7	47	23	指定管理	入居戸数 41戸	入居率 93.2%	21,485	Ⅰ	53.2	55.0
公営住宅	海王町市営住宅	6,560	平成9	47	21	指定管理	入居戸数 65戸	入居率 98.5%	33,929	Ⅰ	56.1	55.3
公営住宅	大門市営住宅	752	平成16	22	14	指定管理	入居戸数 12戸	入居率 100%	4,827	Ⅰ	55.4	53.8
公営住宅	中村市営住宅	432	平成10	22	20	指定管理	入居戸数 6戸	入居率 100%	2,141	Ⅰ	51.7	56.2
公営住宅	赤井市営住宅	1,210	平成14	47	16	指定管理	入居戸数 16戸	入居率 100%	6,131	Ⅰ	58.4	56.0
公営住宅	すずほ市営住宅	98	平成14	22	16	指定管理	入居戸数 1戸	入居率 50%	1,643	Ⅲ	54.1	22.6
公営住宅	立町特定公共賃貸住宅	1,474	平成9	47	21	指定管理	入居戸数 8戸	入居率 44.4%	7,396	Ⅲ	53.6	39.9
公営住宅	赤井特定公共賃貸住宅	1,775	平成14	47	16	指定管理	入居戸数 15戸	入居率 62.5%	6,931	Ⅲ	58.4	47.2
公営住宅	すずほ特定公共賃貸住宅	584	平成14	22	16	指定管理	入居戸数 7戸	入居率 87.5%	3,491	Ⅰ	54.1	51.1
公営住宅	リアン放生津 ※土地・建物ともに賃貸	981	賃貸	—	5	指定管理	入居戸数 17戸	入居率 94.4%	14,803	—	—	—
公営住宅	ラ・メール放生津 ※土地・建物ともに賃貸	1,218	賃貸	—	3	指定管理	入居戸数 20戸	入居率 90.9%	18,077	—	—	—

※赤井特定公共賃貸住宅は、赤井市営住宅の施設内施設であることから、赤井特定公共賃貸住宅の定量的評価（建物性能）の偏差値は、赤井市営住宅と同じ値となっています。

※すずほ特定公共賃貸住宅は、すずほ市営住宅の施設内施設であることから、すずほ特定公共賃貸住宅の定量的評価（建物性能）の偏差値は、すずほ市営住宅と同じ値となっています。

※リアン放生津及びラ・メール放生津は、民間施設を賃借して設置しているため、施設評価の対象外とします。

## 2) 定量的評価（1次評価）の分布図



## 3) 施設評価（総合評価）結果

番号	施設名	定量的評価 (1次評価結果)		建物性能 偏差値	運営状況 偏差値	総合評価（施設の今後の方向性）					
		定量的評価 (2次評価結果)	サービスの 提供			建物	サービス提供主 体の方向性	建物の方向性		実施時期	
				施設機能	整備手法			短期	中期	長期	
153	庄川本町市営住宅	1次評価	Ⅱ	49.5	53.5	市(民間活用)	在り方検討	在り方検討	○		
		2次評価		継続	存続 (当面)						
154	港町市営住宅	1次評価	Ⅳ	47.4	49.4	市(民間活用)	在り方検討	在り方検討	○		
		2次評価		継続	存続 (当面)						
155	八幡市営住宅	1次評価	Ⅱ	48.2	52.3	市(民間活用)	在り方検討	在り方検討	○		
		2次評価		継続	存続 (当面)						
156	庄西市営住宅	1次評価	Ⅳ	47.4	48.9	市(民間活用)	在り方検討	在り方検討	○		
		2次評価		継続	存続 (当面)						
157	殿村市営住宅	1次評価	Ⅰ	52.3	54.5	市(民間活用)	在り方検討	在り方検討	○		
		2次評価		継続	存続 (当面)						
158	本江市営住宅	1次評価	Ⅰ	53.2	55.0	市(民間活用)	在り方検討	在り方検討	○		
		2次評価		継続	存続 (当面)						
159	海王町市営住宅	1次評価	Ⅰ	56.1	55.3	市(民間活用)	在り方検討	在り方検討	○		
		2次評価		継続	存続 (当面)						
160	大門市営住宅	1次評価	Ⅰ	55.4	53.8	市(民間活用)	在り方検討	在り方検討	○		
		2次評価		継続	存続 (当面)						
161	中村市営住宅	1次評価	Ⅰ	51.7	56.2	市(民間活用)	在り方検討	在り方検討	○		
		2次評価		継続	存続 (当面)						
162	赤井市営住宅	1次評価	Ⅰ	58.4	56.0	市(民間活用)	在り方検討	在り方検討	○		
		2次評価		継続	存続 (当面)						
163	すずほ市営住宅	1次評価	Ⅲ	54.1	22.6	市(民間活用)	在り方検討	在り方検討	○		
		2次評価		継続	存続 (当面)						
164	立町特定公共賃貸住宅	1次評価	Ⅲ	53.6	39.9	市(民間活用)	在り方検討	在り方検討	○		
		2次評価		継続	存続 (当面)						
165	赤井特定公共賃貸住宅	1次評価	Ⅲ	58.4	47.2	市(民間活用)	在り方検討	在り方検討	○		
		2次評価		継続	存続 (当面)						
166	すずほ特定公共賃貸住宅	1次評価	Ⅰ	54.1	51.1	市(民間活用)	在り方検討	在り方検討	○		
		2次評価		継続	存続 (当面)						
167	リアン放生津	1次評価	—	—	—	市(民間活用)	在り方検討	—	○		
		2次評価		—	—						
168	ラ・メール放生津	1次評価	—	—	—	市(民間活用)	在り方検討	—	○		
		2次評価		—	—						

※計画期間について、短期（～2023年度）、中期（2024～2033年度）、長期（2034～2054年度）としています。  
 ※建物の方向性が「現状維持」かつ「保全」の場合は、実施時期に○印はありません。

## (2) 施設分類別の現状分析と課題

### ① 公営住宅

<b>公営住宅</b>	
<b>■ 将来のあるべき姿</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ PPP・PFIの導入や民間施設の借上げ等の民間活用が行われているとともに、必要最小限の管理戸数となっています。</li> </ul>
<b>■ 現状分析</b>	<p><b>● サービスの提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市営住宅は、住居困窮者に対するセーフティネットとして維持していく必要があります。</li> <li>・ 特定公共賃貸住宅についても、中堅所得者の需要に応えるため良質な住宅を供給しているものであり、セーフティネットの役割を担っています。</li> <li>・ 都市再生住宅は、重点密集市街地整備事業の施行に伴い、住宅に困窮する者に対して、事業の円滑化を図るために供給するものであり、セーフティネットとしても維持していく必要があります。</li> <li>・ 公営住宅については、一括して指定管理者制度を導入しており、民間の専門性やノウハウを活用し、効率的・効果的な運営に努めています。</li> </ul> <p><b>● 施設機能</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定公共賃貸住宅の平均入居率は、市営住宅と比較して低いことから、特定公共賃貸住宅の入居率の改善について検討する必要があります。</li> </ul> <p><b>● 整備手法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市営住宅は、将来にわたって住宅に困窮する低額所得者のために良質で低廉な住宅を供給していく必要がある趣旨を踏まえ、民間活用も含めた整備手法について検討する必要があります。</li> </ul> <p><b>◎ 総合評価</b></p> <p>公営住宅については、民間の住宅ストックの状況等も踏まえて検討することが適切であることから、令和2年度(2020年度)に策定予定の「射水市住生活基本計画」の中で、詳細について検討することとします。</p>

## 10 供給処理施設

### (1) 本方針の対象となる施設の概要

本方針の対象とする供給処理施設は、クリーンピア射水、ミライクル館、野手埋立処分所、衛生センター及びクリーンピア射水温浴施設の5施設です。

その概要は、以下のとおりです。

#### 1) 対象施設一覧

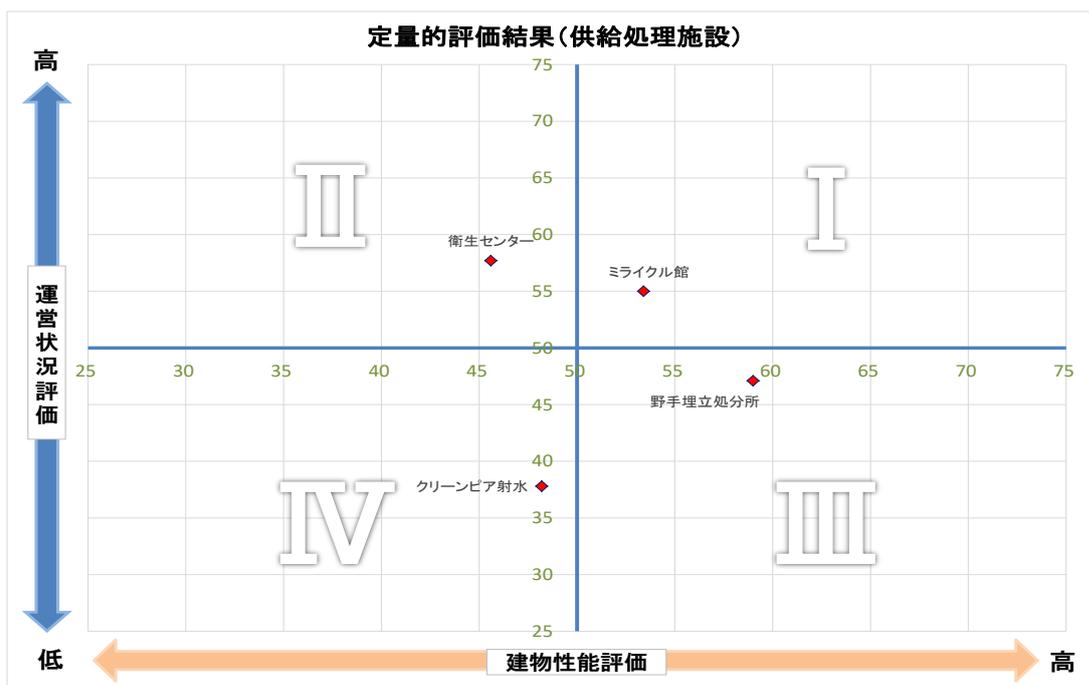
施設分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	耐用年数	経過年数	管理形態 (H30)	【参考】平成28年度運営状況			定量的評価 (1次評価結果)		
							利用者数 (人)	稼働率 (%)	フルコスト (千円)	偏差値		
										建物性能	運営状況	
供給処理施設	クリーンピア射水	11,124	平成14	31	16	包括運営業務委託	—	—	904,624	IV	48.2	37.8
供給処理施設	ミライクル館	3,566	平成23	38	7	市直営・包括運営業務委託	—	—	114,416	I	53.4	55.0
供給処理施設	野手埋立処分所	873	平成21	38	9	包括運営業務委託	—	—	84,713	III	59.0	47.1
供給処理施設	衛生センター	3,698	昭和62	50	31	市直営	—	—	120,196	II	45.6	57.7
供給処理施設	クリーンピア射水温浴施設	211	平成14	31	16	包括運営業務委託	16,690	—	—	II	48.2	50.0

※クリーンピア射水温浴施設のフルコストは、クリーンピア射水に一括計上しています。

※クリーンピア射水温浴施設は、クリーンピア射水の施設内施設であることから、クリーンピア射水温浴施設の定量的評価（建物性能）の偏差値は、クリーンピア射水と同じ値となっています。

※クリーンピア射水温浴施設は、比較対象に適した施設がないことから、定量的評価（運営状況）の偏差値は50.0としています。（また、定量的評価の分布図に表示していません。）

#### 2) 定量的評価（1次評価）の分布図



## 3) 施設評価（総合評価）結果

番号	施設名	定量的評価 (1次評価結果)		建物性能 偏差値	運営状況 偏差値	総合評価（施設の今後の方向性）					
		定量的評価 (2次評価結果)				サービス の提供	建物	サービス提供主 体の方向性	建物の方向性		実施時期
		1次評価	2次評価	施設機能	整備手法				短期	中期	長期
169	クリーンピア射水	1次評価	IV	48.2	37.8	市(民間活用)	現状維持	保全 大規模改修	○	○	
		2次評価									
170	ミライクル館	1次評価	I	53.4	55.0	市(直営) 市(民間活用)	現状維持	保全			
		2次評価									
171	野手埋立処分所	1次評価	III	59.0	47.1	市(民間活用)	現状維持	保全 大規模改修	○	○	
		2次評価									
172	衛生センター	1次評価	II	45.6	57.7	市(直営)	現状維持	保全 大規模改修	○		
		2次評価									
173	クリーンピア射水温浴施設	1次評価	II	48.2	50.0	市(民間活用)	現状維持	保全 大規模改修		○	
		2次評価									

## 【個別の補足事項】

- ◎クリーンピア射水は、短期期間において基幹的設備改良を実施し長寿命化を図り、2031年度までに次期整備計画を決定します。
- ◎野手埋立処分所は、2024年度までに次期整備計画を決定します。

※計画期間について、短期（～2023年度）、中期（2024～2033年度）、長期（2034～2054年度）としています。  
 ※建物の方向性が「現状維持」かつ「保全」の場合は、実施時期に○印はありません。

## (2) 施設分類別の現状分析と課題

## ① 供給処理施設

供給処理施設	
<p><b>■ 将来のあるべき姿</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市域を超えた広域化や民間活力の導入など運営のあり方を含めた検討が行われ、その検討結果に基づいて運営されており、快適な市民生活を維持しています。</li> </ul>	
<p><b>■ 現状分析</b></p> <p>●サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーンピア射水、ミライクル館及び野手埋立処分所は、専門的な技術を有する民間事業者へ包括業務委託することで、従来に比べ低コストで安定的な施設管理・運営に努めています。</li> <li>・衛生センターについては、し尿及び浄化槽汚泥の発生量が減少傾向にありますが、安定的に処理を行うため市直営で運営しています。</li> </ul> <p>●施設機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーンピア射水は、焼却施設に流動床式焼却炉を採用しており、燃焼効率に優れていますが、高度な運転ノウハウが必要な施設となっています。</li> <li>・野手埋立処分所は、平成21年度的设计埋立容量約93,000立方メートルに対し、平成29年度末の埋立残容量は約53,000立方メートルとなっており、今後約10年間で埋立完了となる見込みです。</li> <li>・衛生センターは、設備が老朽化していることから、搬入物の性状や条件の変化に対応した運転管理を行うことにより、円滑な施設運営に努めています。</li> </ul> <p>●整備手法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーンピア射水については、クリーンピア射水長寿命化総合計画（平成29年度策定）</li> </ul>	

に基づき、2036年度の稼働目標まで適正に維持しつつ、稼働目標年度を見据えて、次期の整備方針を検討する必要があります。

- 野手埋立処分所は、約10年後の埋立完了時期を見据え、次期の整備計画を検討する必要があります。
- 衛生センターは、設備の老朽化に加えて、今後もし尿及び浄化槽汚泥の発生量が減少傾向にあることを踏まえ、整備方法について検討する必要があります。
- クリーンピア射水温浴施設は、可燃ごみの焼却により発生した熱を利活用して運営している施設であり、クリーンピア射水の今後の方向性と一体的に考える必要があります。

**◎総合評価**

**供給処理施設は、それぞれの整備計画に基づき、適切に維持保全していきます。**

## 1.1 その他施設

### (1) 本方針の対象となる施設の概要

本方針の対象とするその他施設は、斎場及びサービスセンターです。  
その概要は、以下のとおりです。

#### 1) 対象施設一覧

施設分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	耐用年数	経過年数	管理形態 (H30)	【参考】平成28年度運営状況			定量的評価 (1次評価結果)		
							利用者数 (人)	稼働率 (%)	フルコスト (千円)	偏差値		
										建物性能	運営状況	
その他施設	斎場	288	昭和41	50	52	市直営	火葬件数 1,161件	—	33,703	—	—	—
その他施設	サービスセンター	239	平成8 平成17改修	50	22	市直営	小杉駅南口 利用者数 109,517	—	8,295	I	55.7	50.0

※斎場は、新斎場が令和3年度(2021年度)から供用開始を予定しているため、施設評価の対象外とします。  
※サービスセンターは、比較対象に適した施設がないことから、定量的評価(運営状況)の偏差値は50.0としています。

#### 2) 施設評価(総合評価)結果

番号	施設名	定量的評価 (1次評価結果)		建物性能 偏差値	運営状況 偏差値	総合評価(施設の今後の方向性)					
		定量的評価 (2次評価結果)	サービスの提供			建物	サービス提供主体の方向性	建物の方向性			実施時期
				施設機能	整備手法			短期	中期	長期	
174	斎場	1次評価	—	—	—	市(民間活用)	現状維持	建替	○		
		2次評価		—	—						
175	サービスセンター	1次評価	I	55.7	50.0	民間事業者 廃止・休止	現状維持	保全	○		
		2次評価		非継続	処分						

##### 【個別の補足事項】

◎令和元年度(2019年度)から小杉駅南口改札業務をあいの風とやま鉄道へ移管し、サービスセンターは廃止しています。  
(建物・構築物は引き続き待合室等として市が保有・管理)

※計画期間について、短期(～2023年度)、中期(2024～2033年度)、長期(2034～2054年度)としています。  
※建物の方向性が「現状維持」かつ「保全」の場合は、実施時期に○印はありません。

### (2) 施設分類別の現状分析と課題

#### ① その他の施設

その他の施設	
<b>■ 将来のあるべき姿</b>	本方針の対象施設(斎場、サービスセンター)については、具体的な記述はありません。
<b>■ 現状分析</b>	<p><b>斎場</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・斎場は、供用開始から52年が経過し、建物、設備ともに老朽化が進んでいることから、移転新築します。</li> </ul> <p><b>◎総合評価</b></p> <p>新斎場は令和3年度(2021年度)から供用を開始する予定です。</p>

### サービスセンター

- ・サービスセンターは、あいの風とやま鉄道小杉駅南口の待合室、改札、跨線橋等から構成する施設であり、小杉駅南口利用者の利便性の向上のため、小杉駅南口改札業務等を実施しています。令和元年度（2019年度）から小杉駅南口改札業務をあいの風とやま鉄道へ移管しています。

### ◎総合評価

令和元年度（2019年度）の小杉駅南口改札業務をあいの風とやま鉄道への移管をもって、施設を廃止しています。（なお、施設廃止後も建物等は引き続き市が保有・管理します。）



射水市公共施設再編方針

番号	施設分類	小分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	耐用年数	経過年数	サービス提供主体の方向性				
								市(直営)	市(民間活用)	市(市民協働)	民間事業者	廃止・休止
1	集会施設	コミュニティセンター	放生津コミュニティセンター	1,393	平成9	50	21					
2	集会施設	コミュニティセンター	新湊コミュニティセンター	864	平成5	50	25					
3	集会施設	コミュニティセンター	庄西コミュニティセンター	957	平成24	38	6					
4	集会施設	コミュニティセンター	作道コミュニティセンター	849	平成28	50	2					
5	集会施設	コミュニティセンター	片口コミュニティセンター	846	平成26	38	4					
6	集会施設	コミュニティセンター	堀岡コミュニティセンター	1,062	平成30	38	0					
7	集会施設	コミュニティセンター	海老江コミュニティセンター	653	平成13	50	17					
8	集会施設	コミュニティセンター	七美コミュニティセンター	493	昭和54	50	39					
9	集会施設	コミュニティセンター	本江コミュニティセンター	371	昭和52	50	41					
10	集会施設	コミュニティセンター	塚原コミュニティセンター	671	平成21	38	9					
11	集会施設	コミュニティセンター	三ヶコミュニティセンター	757	昭和61	50	32					
12	集会施設	コミュニティセンター	戸破コミュニティセンター	740	昭和63	50	30					
13	集会施設	コミュニティセンター	橋下条コミュニティセンター	984	平成15	24	15					
14	集会施設	コミュニティセンター	金山コミュニティセンター	638	昭和62	50	31					
15	集会施設	コミュニティセンター	大江コミュニティセンター	1,057	平成17	24	13					
16	集会施設	コミュニティセンター	黒河コミュニティセンター	1,100	平成17	50	13					

計画期間について 短期(～2023年度) 中期(2024～2033年度) 長期(2034～2054年度)

建物の方向性													説明		
施設機能						整備手法					実施時期				
現状維持	複合化	集約化	転用	廃止・休止	在り方検討	保全	建替	大規模改修	譲渡・貸付	解体	在り方検討	短期		中期	長期
															施設の老朽化の状況によっては大規模改修を検討
															施設の老朽化の状況によっては大規模改修を検討
															施設の老朽化の状況によっては大規模改修を検討
															施設の老朽化の状況によっては大規模改修を検討
															移転新築を行い平成30年4月から供用開始
															施設の老朽化の状況によっては大規模改修を検討
															耐震基準を満たしていない施設 令和2年度(2020年度)に建替工事予定
															耐震基準を満たしていない施設 建替を行い、令和2年度(2020年度)に供用開始予定
															施設の老朽化の状況によっては大規模改修を検討
															施設の老朽化の状況によっては大規模改修を検討
															施設の老朽化の状況によっては大規模改修を検討
															施設の老朽化の状況によっては大規模改修を検討
															施設の老朽化の状況によっては大規模改修を検討
															施設の老朽化の状況によっては大規模改修を検討
															施設の老朽化の状況によっては大規模改修を検討
															施設の老朽化の状況によっては大規模改修を検討

:選択の可能性がある手法

:採用が決定している手法

(「現状維持」かつ「保全」の場合は、実施時期に 印は付きません)

射水市公共施設再編方針

番号	施設分類	小分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	経過 年数	サービス提供主体の方向性					
								市 (直営)	市 (民間活用)	市 (市民協働)	民間 事業者	廃止・ 休止	
17	集会施設	コミュニティセンター	池多コミュニティセンター	812	昭和57	50	36						
18	集会施設	コミュニティセンター	太閤山コミュニティセンター	1,048	平成23	34	7						
19	集会施設	コミュニティセンター	中太閤山コミュニティセンター	731	昭和57	50	36						
20	集会施設	コミュニティセンター	南太閤山コミュニティセンター	942	平成2	50	28						
21	集会施設	コミュニティセンター	浅井コミュニティセンター	1,838	平成18	38	12						
22	集会施設	コミュニティセンター	櫛田コミュニティセンター	1,787	平成17	38	13						
23	集会施設	コミュニティセンター	水戸田コミュニティセンター	931	昭和54 平成25改修	50	39						
24	集会施設	コミュニティセンター	二口コミュニティセンター	762	昭和55 平成22改修	50	38						
25	集会施設	コミュニティセンター	大門コミュニティセンター	446	平成13	47	17						
26	集会施設	コミュニティセンター	大島コミュニティセンター	1,139	昭和44	50	49						
27	集会施設	コミュニティセンター	下村コミュニティセンター	1,462	昭和56	50	37						
28	集会施設	公民館	中央公民館	2,089	昭和56 平成20改修	50	37						
29	集会施設	生涯学習	生涯学習センター	647	昭和58	47	35						
30	集会施設	その他集会施設	庄川水辺の交流館	236	平成19	38	11						
31	文化施設	ホール	新湊中央文化会館	7,869	昭和56 平成20改修	50	37						
32	文化施設	ホール	小杉文化ホール	5,714	平成5	50	25						

計画期間について 短期(～2023年度) 中期(2024～2033年度) 長期(2034～2054年度)

建物の方向性													説明		
施設機能						整備手法						実施時期			
現状維持	複合化	集約化	転用	廃止・休止	在り方検討	保全	建替	大規模改修	譲渡・貸付	解体	在り方検討	短期		中期	長期
															施設の老朽化の状況によっては大規模改修を検討
															施設の老朽化の状況によっては大規模改修を検討
															施設の老朽化の状況によっては大規模改修を検討
															施設の老朽化の状況によっては大規模改修を検討
															施設の老朽化の状況によっては大規模改修を検討
															施設の老朽化の状況によっては大規模改修を検討
															施設の老朽化の状況によっては大規模改修を検討
															施設の老朽化の状況によっては大規模改修を検討
															施設の老朽化の状況によっては大規模改修を検討
															平成29年7月に旧大門児童館を転用し、大門総合会館内から移転 施設の老朽化の状況によっては大規模改修を検討
															耐震基準を満たしていない施設 令和2年度(2020年度)に大島社会福祉センターを改修し移転予定
															耐震基準を満たしていない施設 建替を行い、令和2年度(2020年度)に供用開始予定
															公民館としては廃止。令和2年度(2020年度)から新湊中央文化会館の貸室に転用
															生涯学習拠点機能は令和2年度(2020年度)に小杉社会福祉会館へ移転(複合化)。令和2年度から文化財保管施設に転用を検討
															施設の老朽化に伴う大規模改修等が必要となった場合に、施設の存廃を含めた在り方を検討
															令和5年(2023年)までにホール施設の在り方を一体的に検討。検討結果に従い統廃合(存続の場合は中期期間以降に大規模改修を実施)
															令和5年(2023年)までにホール施設の在り方を一体的に検討。検討結果に従い統廃合(存続の場合は中期期間以降に大規模改修を実施)

:選択の可能性がある手法

:採用が決定している手法

(「現状維持」かつ「保全」の場合は、実施時期に 印は付きません)

射水市公共施設再編方針

番号	施設分類	小分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	耐用年数	経過年数	サービス提供主体の方向性					
								市(直営)	市(民間活用)	市(市民協働)	民間事業者	廃止・休止	
33	文化施設	ホール	大門総合会館	5,654	昭和62	47	31						
34	図書館	図書館	中央図書館	2,346	平成12	50	18						
35	図書館	図書館	新湊図書館	2,003	昭和56 平成20改修	50	37						
36	図書館	図書館	正力図書館	373	昭和62	47	31						
37	図書館	図書館	下村図書館	366	平成14	15	16						
38	博物館等	博物館等	新湊博物館	1,994	平成10	50	20						
39	博物館等	博物館等	小杉展示館	287	明治44	24	107						
40	博物館等	博物館等	竹内源造記念館	595	昭和9 平成25改修	24	84						
41	博物館等	博物館等	陶房「匠の里」	1,190	平成元	24	29						
42	博物館等	博物館等	大島絵本館	2,406	平成6	50	24						
43	博物館等	博物館等	下村民俗資料館	113	昭和63	24	30						
44	スポーツ施設	主要体育館	新湊総合体育館	8,846	昭和61	47	32						
45	スポーツ施設	主要体育館	小杉総合体育センター	6,762	平成4	47	26						
46	スポーツ施設	主要体育館	小杉体育館	4,290	昭和56	47	37						
47	スポーツ施設	主要体育館	大門総合体育館	3,214	昭和57	47	36						
48	スポーツ施設	主要体育館	大島体育館	3,966	平成12	47	18						

計画期間について 短期(～2023年度) 中期(2024～2033年度) 長期(2034～2054年度)

建物の方向性													説明		
施設機能						整備手法						実施時期			
現状維持	複合化	集約化	転用	廃止・休止	在り方検討	保全	建替	大規模改修	譲渡・貸付	解体	在り方検討	短期		中期	長期
															令和5年(2023年)までにホール施設の在り方を一体的に検討。検討結果に基づき統廃合(存続の場合は中期期間以降に大規模改修を実施)
															本施設と新湊図書館による1本館1分館体制とする
															今後も新湊図書館として存続するが、ハードの整備は新湊中央文化会館の在り方検討の結果を踏まえる
															施設廃止を検討
															施設廃止を検討
															短期期間において展示室のリニューアル改修 中期・長期期間において大規模改修を検討
															国登録有形文化財であることから適正に保存管理
															国登録有形文化財であることから適正に保存管理
															令和5年(2023年)までに在り方を検討
															令和5年(2023年)までに在り方を検討
															本施設と小杉総合体育センターを市営施設として存続 新湊テニスコートについては、新湊総合体育館の在り方に沿って検討
															本施設と新湊総合体育館を市営施設として存続 他の主要体育館を廃止・解体する場合には本施設を増築し、武道館、トレーニングルーム等の機能移転を検討
															耐震基準を満たしていない施設 民間事業者への譲渡を目指し、譲渡が困難な場合は解体を検討
															民間事業者への譲渡を目指し、譲渡が困難な場合は解体を検討
															民間事業者への譲渡を目指し、譲渡が困難な場合は解体を検討

:選択の可能性がある手法

:採用が決定している手法

(「現状維持」かつ「保全」の場合は、実施時期に 印は付きません)

射水市公共施設再編方針

番号	施設分類	小分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	耐用年数	経過年数	サービス提供主体の方向性					
								市 (直営)	市 (民間活用)	市 (市民協働)	民間事業者	廃止・休止	
49	スポーツ施設	主要体育館	下村体育館	1,225	昭和60	47	33						
50	スポーツ施設	地区体育館	大島中央公園コミュニティ体育館	404	昭和63 平成30改修	22	30						
51	スポーツ施設	地区体育館	七美体育館	500	昭和57	34	36						
52	スポーツ施設	地区体育館	本江体育館	496	昭和55	34	38						
53	スポーツ施設	主要グラウンド	サン・ビレッジ新湊(管理棟)	300	平成8	50	22						
54	スポーツ施設	野球場	歌の森運動公園野球場	823	平成8	50	22						
55	スポーツ施設	弓道場	大島弓道場	801	平成5	34	25						
56	スポーツ施設	プール	海竜スポーツランド	3,397	平成10	38	20						
57	スポーツ施設	パークゴルフ場	パークゴルフ南郷	250	平成19	15	11						
58	スポーツ施設	パークゴルフ場	下村パークゴルフ場	529	平成11	38	19						
59	スポーツ施設	その他スポーツ施設	下村馬事公園	767	平成7	17	23						
60	産業系施設	農村環境施設	新湊農村環境改善センター	952	平成8	47	22						
61	産業系施設	農村環境施設	大門農村環境改善センター	1,163	平成元	47	29						
62	産業系施設	農村環境施設	大島農村環境改善センター	1,039	平成10	47	20						
63	産業系施設	地域振興・休憩施設	川の駅新湊	559	平成20	50	10						
64	産業系施設	地域振興・休憩施設	道の駅新湊	979	平成10	38	20						

計画期間について 短期(～2023年度) 中期(2024～2033年度) 長期(2034～2054年度)

建物の方向性													説明		
施設機能						整備手法						実施時期			
現状維持	複合化	集約化	転用	廃止・休止	在り方検討	保全	建替	大規模改修	譲渡・貸付	解体	在り方検討	短期		中期	長期
															民間事業者への譲渡を目指し、譲渡が困難な場合は解体を検討 下村テニスコートについては、下村体育館の在り方に沿って検討
															平成30年度に公園の屋内遊具場として大規模改修
															新コミュニティセンター整備時に廃止し、機能はコミュニティセンター内の集会室に位置付けることを検討
															耐震基準を満たしていない施設 新コミュニティセンター整備時に廃止し、機能はコミュニティセンター内の集会室に位置付ける
															管理棟内のトレーニング室の機能は近隣の海竜スポーツランドに存在することから、令和5年度(2023年度)までに管理棟を含めて廃止することを検討
															老朽化が進んでいること、また全国の自治体には体育館に併設している弓道場もあることから、競技専用施設の必要性を踏まえ、存廃を含めた在り方を検討
															公共がサービスを提供していくことの必要性について見直しの余地があることから、存廃を含めた在り方を検討
															農業者団体による利用が減少し、主に一般利用者が貸館施設として利用している現状を踏まえ、同様の貸室機能を有している他の施設との統廃合を含めた在り方について検討
															農業者団体による利用が減少し、主に一般利用者が貸館施設として利用している現状を踏まえ、同様の貸室機能を有している他の施設との統廃合を含めた在り方について検討
															農業者団体による利用が減少し、主に一般利用者が貸館施設として利用している現状を踏まえ、同様の貸室機能を有している他の施設との統廃合を含めた在り方について検討

: 選択の可能性がある手法

: 採用が決定している手法

(「現状維持」かつ「保全」の場合は、実施時期に 印は付きません)

射水市公共施設再編方針

番号	施設分類	小分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	耐用年数	経過年数	サービス提供主体の方向性					
								市 (直営)	市 (民間活用)	市 (市民協働)	民間事業者	廃止・休止	
65	産業系施設	地域振興・休憩施設	いみず観光情報館	168	平成16	38	14						
66	産業系施設	浴場施設	大門コミュニティセンター	1,122	昭和62	47	31						
67	学校教育系施設	小学校	放生津小学校	6,314	平成元	47	29						
68	学校教育系施設	小学校	新湊小学校	7,238	平成3	47	27						
69	学校教育系施設	小学校	作道小学校	5,412	昭和56 平成24改修	47	37						
70	学校教育系施設	小学校	片口小学校	5,516	昭和59	47	34						
71	学校教育系施設	小学校	堀岡小学校	4,968	平成14	47	16						
72	学校教育系施設	小学校	東明小学校	6,283	昭和47 平成19改修	47	46						
73	学校教育系施設	小学校	塚原小学校	5,013	昭和55 平成24改修	47	38						
74	学校教育系施設	小学校	小杉小学校	8,537	昭和45 平成21改修	47	48						
75	学校教育系施設	小学校	金山小学校	3,101	昭和50 平成13改修	47	43						
76	学校教育系施設	小学校	歌の森小学校	6,081	昭和57 平成29改修	47	36						
77	学校教育系施設	小学校	太閤山小学校	9,069	平成17	47	13						
78	学校教育系施設	小学校	中太閤山小学校	8,271	昭和52 平成18改修	47	41						
79	学校教育系施設	小学校	大門小学校	11,136	平成17	47	13						
80	学校教育系施設	小学校	下村小学校	4,908	昭和45 平成23改修	47	48						

計画期間について 短期(～2023年度) 中期(2024～2033年度) 長期(2034～2054年度)

建物の方向性													説明			
施設機能						整備手法						実施時期				
現状維持	複合化	集約化	転用	廃止・休止	在り方検討	保全	建替	大規模改修	譲渡・貸付	解体	在り方検討	短期		中期	長期	
																老朽化が進んでおり、廃止も含めて在り方検討
																学校の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき、放生津小学校・新湊小学校の在り方検討
																学校の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき、放生津小学校・新湊小学校の在り方検討
																学校の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき、将来的に再編等の検討は必要だが、現時点では現状維持とし、適時に大規模改修を実施
																学校の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき、将来的に再編等の検討は必要だが、現時点では現状維持とし、適時に大規模改修を実施
																学校の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき、将来的に再編等の検討は必要だが、現時点では現状維持とし、適時に大規模改修を実施
																学校の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき、将来的に再編等の検討は必要だが、現時点では現状維持とし、適時に大規模改修を実施
																学校の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき、小杉地区全体の小学校の在り方(学校数及び通学区の見直し)を検討
																学校の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき、小杉地区全体の小学校の在り方(学校数及び通学区の見直し)を検討
																学校の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき、小杉地区全体の小学校の在り方(学校数及び通学区の見直し)を検討 平成29年度から大規模改修工事(令和2年度(2020年度)中に完了予定)
																学校の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき、小杉地区全体の小学校の在り方(学校数及び通学区の見直し)を検討
																学校の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき、小杉地区全体の小学校の在り方(学校数及び通学区の見直し)を検討
																学校の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき、将来的に再編等の検討は必要だが、現時点では現状維持とし、適時に大規模改修を実施

: 選択の可能性がある手法

: 採用が決定している手法

(「現状維持」かつ「保全」の場合は、実施時期に 印は付きません)

射水市公共施設再編方針

番号	施設分類	小分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	経過 年数	サービス提供主体の方向性					
								市 (直営)	市 (民間活用)	市 (市民協働)	民間 事業者	廃止・ 休止	
81	学校教育系施設	小学校	大島小学校	10,318	昭和51 平成25改修	47	42						
82	学校教育系施設	中学校	新湊中学校	8,009	平成26	47	4						
83	学校教育系施設	中学校	新湊南部中学校	7,509	平成20	47	10						
84	学校教育系施設	中学校	射北中学校	8,845	昭和53 平成24改修	47	40						
85	学校教育系施設	中学校	小杉中学校	11,760	昭和54 平成25改修	47	39						
86	学校教育系施設	中学校	小杉南中学校	8,946	昭和58 平成29改修	47	35						
87	学校教育系施設	中学校	大門中学校	10,645	昭和47 平成9改修	47	46						
88	学校教育系施設	その他教育施設	学校給食センター	2,181	平成22	31	8						
89	保育園・幼稚園	保育園	放生津保育園	899	昭和57	47	36						
90	保育園・幼稚園	保育園	八幡保育園	794	昭和50	47	43						
91	保育園・幼稚園	保育園	新湊保育園	1,007	昭和54	47	39						
92	保育園・幼稚園	保育園	新湊西部保育園	586	昭和52	47	41						
93	保育園・幼稚園	保育園	片口保育園	1,513	昭和51 平成28改修	47	42						
94	保育園・幼稚園	保育園	塚原保育園	898	昭和51 平成27改修	47	42						
95	保育園・幼稚園	保育園	金山保育園	458	昭和59 平成17改修	47	34						
96	保育園・幼稚園	保育園	大江保育園	578	昭和60 平成16改修	47	33						

計画期間について 短期(～2023年度) 中期(2024～2033年度) 長期(2034～2054年度)

建物の方向性													説 明			
施設機能						整備手法					実施時期					
現状維持	複合化	集約化	転用	廃止・休止	在り方検討	保全	建替	大規模改修	譲渡・貸付	解体	在り方検討	短期		中期	長期	
																平成29年度から大規模改修工事(令和元年度(2019年度)完了)
																平成30年度から大規模改修工事(令和4年度(2022年度)完了予定)
																「市立保育園・幼稚園の今後の民営化方針」に定める施設の老朽化や入園児童数による判断基準に基づき、在り方等を検討
																「市立保育園・幼稚園の今後の民営化方針」に定める施設の老朽化や入園児童数による判断基準に基づき、在り方等を検討
																令和2年度(2020年度)に新湊保育園と新湊西部保育園を統合し、旧新湊中学校跡地に民営の認定こども園を新設
																令和2年度(2020年度)に新湊保育園と新湊西部保育園を統合し、旧新湊中学校跡地に民営の認定こども園を新設
																「市立保育園・幼稚園の今後の民営化方針」に定める施設の老朽化や入園児童数による判断基準に基づき、在り方等を検討
																「市立保育園・幼稚園の今後の民営化方針」に定める施設の老朽化や入園児童数による判断基準に基づき、在り方等を検討
																「市立保育園・幼稚園の今後の民営化方針」に定める施設の老朽化や入園児童数による判断基準に基づき、在り方等を検討
																「市立保育園・幼稚園の今後の民営化方針」に定める施設の老朽化や入園児童数による判断基準に基づき、在り方等を検討

:選択の可能性がある手法      :採用が決定している手法      (「現状維持」かつ「保全」の場合は、実施時期に 印は付きません)

射水市公共施設再編方針

番号	施設分類	小分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	経過 年数	サービス提供主体の方向性					
								市 (直営)	市 (民間活用)	市 (市民協働)	民間 事業者	廃止・ 休止	
97	保育園・幼稚園	保育園	千成保育園	1,070	昭和48 平成26改修	47	45						
98	保育園・幼稚園	保育園	池多保育園	365	昭和52 平成15改修	47	41						
99	保育園・幼稚園	保育園	大門きらら保育園	2,080	平成11	22	19						
100	保育園・幼稚園	保育園	大島南部保育園	636	平成8 平成30改修	22	22						
101	保育園・幼稚園	保育園	下村保育園	781	平成6	22	24						
102	保育園・幼稚園	幼稚園	七美幼稚園	455	昭和54	47	39						
103	保育園・幼稚園	幼稚園	大門わかば幼稚園	1,550	平成17	47	13						
104	幼児・児童施設	児童館	海老江児童センター	322	昭和55	47	38						
105	幼児・児童施設	児童館	太閤山児童館	196	昭和58 平成14改修	47	35						
106	幼児・児童施設	児童館	大門児童館	258	昭和57 平成28改修	50	36						
107	幼児・児童施設	児童館	大島児童館	542	平成3	22	27						
108	幼児・児童施設	児童館	下村児童館	631	平成14	15	16						
109	幼児・児童施設	その他子育て支援施設	子ども子育て総合支援センター	4,330	昭和57 平成28改修	50	36						
110	高齢者福祉施設	その他高齢福祉施設	足洗老人福祉センター	1,406	昭和54 平成19改修	47	39						
111	高齢者福祉施設	その他高齢福祉施設	小杉ふれあいセンター	1,028	昭和62	34	31						
112	高齢者福祉施設	その他高齢福祉施設	いきいき長寿館	524	昭和63 平成28改修	22	30						

計画期間について 短期(～2023年度) 中期(2024～2033年度) 長期(2034～2054年度)

建物の方向性														説明	
施設機能						整備手法					実施時期				
現状維持	複合化	集約化	転用	廃止・休止	在り方検討	保全	建替	大規模改修	譲渡・貸付	解体	在り方検討	短期	中期		長期
															「市立保育園・幼稚園の今後の民営化方針」に定める施設の老朽化や入園児童数による判断基準に基づき、在り方等を検討
															「市立保育園・幼稚園の今後の民営化方針」に定める施設の老朽化や入園児童数による判断基準に基づき、在り方等を検討
															「市立保育園・幼稚園の今後の民営化方針」に定める施設の老朽化や入園児童数による判断基準に基づき、在り方等を検討
															「市立保育園・幼稚園の今後の民営化方針」に定める施設の老朽化や入園児童数による判断基準に基づき、在り方等を検討
															「市立保育園・幼稚園の今後の民営化方針」に定める施設の老朽化や入園児童数による判断基準に基づき、在り方等を検討
															「市立保育園・幼稚園の今後の民営化方針」に定める施設の老朽化や入園児童数による判断基準に基づき、在り方等を検討
															「市立保育園・幼稚園の今後の民営化方針」に定める施設の老朽化や入園児童数による判断基準に基づき、在り方等を検討 令和2年度(2020年度)から認定こども園
															本施設又はコミュニティセンターの大規模改修が必要となった際に、児童館機能のコミュニティセンター内への移転について検討
															本施設又はコミュニティセンターの大規模改修が必要となった際に、児童館機能のコミュニティセンター内への移転について検討
															子ども子育て総合支援センター内の施設として市直営で運営し、相互に利便性を高める
															本施設又はコミュニティセンターの大規模改修が必要となった際に、児童館機能のコミュニティセンター内への移転について検討
															本施設の大規模改修が必要となった際に、児童館機能のコミュニティセンター内への移転について検討
															旧大門庁舎を転用し、平成29年度から供用開始
															令和元年度(2019年度)に民間譲渡
															交流機能に配慮しつつ、民間事業者への貸付や譲渡の可能性を検討。困難な場合は、他施設への集約化を図り、廃止・解体を検討
															旧新湊中学校の武道館を転用し、平成29年度から供用開始

: 選択の可能性がある手法

: 採用が決定している手法

(「現状維持」かつ「保全」の場合は、実施時期に 印は付きません)

射水市公共施設再編方針

番号	施設分類	小分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	耐用年数	経過年数	サービス提供主体の方向性					
								市(直営)	市(民間活用)	市(市民協働)	民間事業者	廃止・休止	
113	保健施設	保健センター	射水市保健センター	1,045	平成7	50	23						
114	その他 社会福祉施設	福祉会館等	小杉社会福祉会館	2,727	昭和53 令和2 改修予定	50	40						
115	その他 社会福祉施設	福祉会館等	新湊交流会館	745	平成7 平成22改修	50	23						
116	庁舎	庁舎	市庁舎	15,435	平成28	50	2						
117	庁舎	庁舎	大島分庁舎	4,040	平成元	50	29						
118	庁舎	庁舎	布目分庁舎別館	1,319	平成9	38	21						
119	消防施設	消防署	射水消防署	3,460	平成16	38	14						
120	消防施設	消防署	新湊消防署	2,488	平成20	38	10						
121	消防施設	消防署	射水消防署大門出張所	576	平成18	38	12						
122	消防施設	消防署	新湊消防署東部出張所	587	昭和54 平成30改修	50	39						
123	消防施設	消防分団屯所	消防団戸破分団屯所	139	平成2	31	28						
124	消防施設	消防分団屯所	消防団三ヶ分団屯所	140	平成5	31	25						
125	消防施設	消防分団屯所	消防団橋下条分団屯所	140	平成16	31	14						
126	消防施設	消防分団屯所	消防団金山分団屯所	140	昭和62	41	31						
127	消防施設	消防分団屯所	消防団大江分団屯所	143	平成18	31	12						
128	消防施設	消防分団屯所	消防団黒河分団屯所	145	平成10	31	20						

計画期間について 短期(～2023年度) 中期(2024～2033年度) 長期(2034～2054年度)

建物の方向性													説 明		
施設機能						整備手法						実施時期			
現状維持	複合化	集約化	転用	廃止・休止	在り方検討	保全	建替	大規模改修	譲渡・貸付	解体	在り方検討	短期		中期	長期
															改修・改築工事を行い令和2年(2020年)2月に生涯学習センターなど周辺施設の機能を複合化しリニューアル(改築後の延床面積3,093㎡)
															地域の福祉機能に配慮しつつ、民間事業者の活用を含めた整備手法を検討
															現状においては分庁舎を維持とするが、職員数の削減に伴う将来的な庁舎の廃止を検討
															平成30年度に大規模改修工事完了

:選択の可能性がある手法      :採用が決定している手法      (「現状維持」かつ「保全」の場合は、実施時期に 印は付きません)

射水市公共施設再編方針

番号	施設分類	小分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	耐用年数	経過年数	サービス提供主体の方向性				
								市(直営)	市(民間活用)	市(市民協働)	民間事業者	廃止・休止
129	消防施設	消防分団屯所	消防団池多分団屯所	97	昭和59	31	34					
130	消防施設	消防分団屯所	消防団太閤山分団屯所	143	平成27	31	3					
131	消防施設	消防分団屯所	消防団中・南太閤山分団屯所	139	平成9	31	21					
132	消防施設	消防分団屯所	消防団大門分団屯所	270	昭和59	41	34					
133	消防施設	消防分団屯所	消防団櫛田分団屯所	113	平成2	31	28					
134	消防施設	消防分団屯所	消防団浅井分団屯所	125	平成元	31	29					
135	消防施設	消防分団屯所	消防団水戸田分団屯所	108	平成3	31	27					
136	消防施設	消防分団屯所	消防団二口分団屯所	131	昭和63	31	30					
137	消防施設	消防分団屯所	消防団大島分団屯所	136	平成元	31	29					
138	消防施設	消防分団屯所	消防団下分団屯所	191	平成6	31	24					
139	消防施設	消防分団屯所	消防団放生津分団屯所	143	平成28	31	2					
140	消防施設	消防分団屯所	消防団新湊分団屯所	106	昭和56	41	37					
141	消防施設	消防分団屯所	消防団庄西分団屯所	117	平成30	31	0					
142	消防施設	消防分団屯所	消防団塚原分団屯所	143	平成21	31	9					
143	消防施設	消防分団屯所	消防団作道分団屯所	114	昭和53	41	40					
144	消防施設	消防分団屯所	消防団片口分団屯所	106	昭和51	41	42					

計画期間について 短期(～2023年度) 中期(2024～2033年度) 長期(2034～2054年度)

建物の方向性													説 明			
施設機能						整備手法						実施時期				
現状維持	複合化	集約化	転用	廃止・休止	在り方検討	保全	建替	大規模改修	譲渡・貸付	解体	在り方検討	短期		中期	長期	
																中期期間において建替を検討
																中期期間において建替を検討
																平成30年度に移転新築
																令和2年度(2020年度)中に移転新築予定

:選択の可能性がある手法      :採用が決定している手法      (「現状維持」かつ「保全」の場合は、実施時期に 印は付きません)

射水市公共施設再編方針

番号	施設分類	小分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	耐用年数	経過年数	サービス提供主体の方向性					
								市(直営)	市(民間活用)	市(市民協働)	民間事業者	廃止・休止	
145	消防施設	消防分団屯所	消防団七美分団屯所	84	昭和54	41	39						
146	消防施設	消防分団屯所	消防団堀岡分団屯所	150	昭和55	41	38						
147	消防施設	消防分団屯所	消防団海老江分団屯所	143	平成24	31	6						
148	消防施設	消防分団屯所	消防団本江分団屯所	114	昭和53	41	40						
149	その他行政系施設	その他行政系施設	新湊地区センター	188	平成20	38	10						
150	その他行政系施設	その他行政系施設	小杉地区センター	228	昭和59	50	34						
151	その他行政系施設	その他行政系施設	大門地区センター	101	昭和57 平成28改修	50	36						
152	その他行政系施設	その他行政系施設	下地区センター	127	昭和56	50	37						
153	公営住宅	市営住宅	庄川本町市営住宅	1,302	昭和58	47	35						
154	公営住宅	市営住宅	港町市営住宅	1,038	昭和48	47	45						
155	公営住宅	市営住宅	八幡市営住宅	7,309	昭和46	47	47						
156	公営住宅	市営住宅	庄西市営住宅	3,545	昭和61	47	32						
157	公営住宅	市営住宅	殿村市営住宅	3,275	平成4	47	26						
158	公営住宅	市営住宅	本江市営住宅	4,811	平成7	47	23						
159	公営住宅	市営住宅	海王町市営住宅	6,560	平成9	47	21						
160	公営住宅	市営住宅	大門市営住宅	752	平成16	22	14						

計画期間について 短期(～2023年度) 中期(2024～2033年度) 長期(2034～2054年度)

建物の方向性													説明			
施設機能						整備手法						実施時期				
現状維持	複合化	集約化	転用	廃止・休止	在り方検討	保全	建替	大規模改修	譲渡・貸付	解体	在り方検討	短期		中期	長期	
																令和元年度(2019年度)に大規模改修工事完了
																現時点では行政窓口としての機能を維持することとし、利用状況等を踏まえ適切な時期に在り方を検討
																現時点では行政窓口としての機能を維持することとし、利用状況等を踏まえ適切な時期に在り方を検討
																現時点では行政窓口としての機能を維持することとし、利用状況等を踏まえ適切な時期に在り方を検討
																現時点では行政窓口としての機能を維持することとし、利用状況等を踏まえ適切な時期に在り方を検討 (注) 下地区センターは令和元年度(2019年度)に下村交流センター内へ移転し、現在の建物は解体
																令和2年度(2020年度)に策定予定の「射水市住生活基本計画」の中で、詳細を検討
																令和2年度(2020年度)に策定予定の「射水市住生活基本計画」の中で、詳細を検討
																令和2年度(2020年度)に策定予定の「射水市住生活基本計画」の中で、詳細を検討
																令和2年度(2020年度)に策定予定の「射水市住生活基本計画」の中で、詳細を検討
																令和2年度(2020年度)に策定予定の「射水市住生活基本計画」の中で、詳細を検討
																令和2年度(2020年度)に策定予定の「射水市住生活基本計画」の中で、詳細を検討
																令和2年度(2020年度)に策定予定の「射水市住生活基本計画」の中で、詳細を検討
																令和2年度(2020年度)に策定予定の「射水市住生活基本計画」の中で、詳細を検討

:選択の可能性がある手法      :採用が決定している手法      (「現状維持」かつ「保全」の場合は、実施時期に 印は付きません)

射水市公共施設再編方針

番号	施設分類	小分類	施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	耐用年数	経過年数	サービス提供主体の方向性				
								市 (直営)	市 (民間活用)	市 (市民協働)	民間事業者	廃止・休止
161	公営住宅	市営住宅	中村市営住宅	432	平成10	22	20					
162	公営住宅	市営住宅	赤井市営住宅	1,210	平成14	47	16					
163	公営住宅	市営住宅	すずほ市営住宅	98	平成14	22	16					
164	公営住宅	特定公共賃貸住宅	立町特定公共賃貸住宅	1,474	平成9	47	21					
165	公営住宅	特定公共賃貸住宅	赤井特定公共賃貸住宅	1,775	平成14	47	16					
166	公営住宅	特定公共賃貸住宅	すずほ特定公共賃貸住宅	584	平成14	22	16					
167	公営住宅	都市再生住宅	リアン放生津 土地・建物ともに賃貸	981	賃貸		5					
168	公営住宅	都市再生住宅	ラ・メール放生津 土地・建物ともに賃貸	1,218	賃貸		3					
169	供給処理施設	ごみ処理施設	クリーンピア射水	11,124	平成14	31	16					
170	供給処理施設	ごみ処理施設	ミライクル館	3,566	平成23	38	7					
171	供給処理施設	ごみ処理施設	野手埋立処分所	873	平成21	38	9					
172	供給処理施設	し尿処理施設	衛生センター	3,698	昭和62	50	31					
173	供給処理施設	浴場施設	クリーンピア射水温浴施設	211	平成14	31	16					
174	その他施設	斎場	斎場	288	昭和41	50	52					
175	その他施設	その他施設	サービスセンター	239	平成8 平成17改修	50	22					

建物の方向性													説明		
施設機能						整備手法						実施時期			
現状維持	複合化	集約化	転用	廃止・休止	在り方検討	保全	建替	大規模改修	譲渡・貸付	解体	在り方検討	短期		中期	長期
															令和2年度(2020年度)に策定予定の「射水市住生活基本計画」の中で、詳細を検討
															令和2年度(2020年度)に策定予定の「射水市住生活基本計画」の中で、詳細を検討
															令和2年度(2020年度)に策定予定の「射水市住生活基本計画」の中で、詳細を検討
															令和2年度(2020年度)に策定予定の「射水市住生活基本計画」の中で、詳細を検討
															令和2年度(2020年度)に策定予定の「射水市住生活基本計画」の中で、詳細を検討
															令和2年度(2020年度)に策定予定の「射水市住生活基本計画」の中で、詳細を検討(なお、建物は民間からの賃貸借物件のため、整備手法の記載はありません。)
															令和2年度(2020年度)に策定予定の「射水市住生活基本計画」の中で、詳細を検討(なお、建物は民間からの賃貸借物件のため、整備手法の記載はありません。)
															短期期間において基幹的設備改良 2031年度までに次期整備計画を決定
															2024年度までに次期整備計画を決定
															令和3年度(2021年度)から新斎場が供用開始予定(延床面積4,080㎡予定)
															令和元年度(2019年度)から小杉駅南口改札業務をあいの風とやま鉄道へ移管し、サービスセンターは廃止(建物・構築物は引き続き待合室等として市が保有・管理)

:選択の可能性がある手法

:採用が決定している手法

(「現状維持」かつ「保全」の場合は、実施時期に 印は付きません)

## 第6章 今後の取組について

### 1 今後検討すべき課題について

本方針で示した取組をより具体化し実効性を高めるため、今後は以下の課題について検討する必要があります。

#### (1) 短期再編スケジュールの具体化

短期（2023年度まで）の期間内で再編又は大規模改修を実施することとした施設においては、速やかに取組の実施に向けた計画策定に取り組み、具体的な手法、工程（スケジュール）及び必要な費用を整理します。

#### (2) 保全・長寿命化の検討

将来にわたって継続して維持する施設においては、長期的な視点に立って計画的な予防保全に努め、建物の適切な維持管理とLCC（ライフサイクルコスト）の削減につなげることが求められます。

そのため、保全・長寿命化の手法、対策に係る整備の水準や対策の優先順位を整理した保全・長寿命化に関する基本方針を定め、この方針を基に、施設ごとの保全・長寿命化に関するスケジュールを検討します。

また、施設の長寿命化を検討する場合には、必要に応じて専門事業者による劣化度診断調査を実施し、適時適切な対策を検討します。

※LCC（ライフサイクルコスト）とは、建設・整備の計画段階から維持管理、運営、修繕、除却までのトータルコストのことを指します。

#### (3) 対策費用の整理

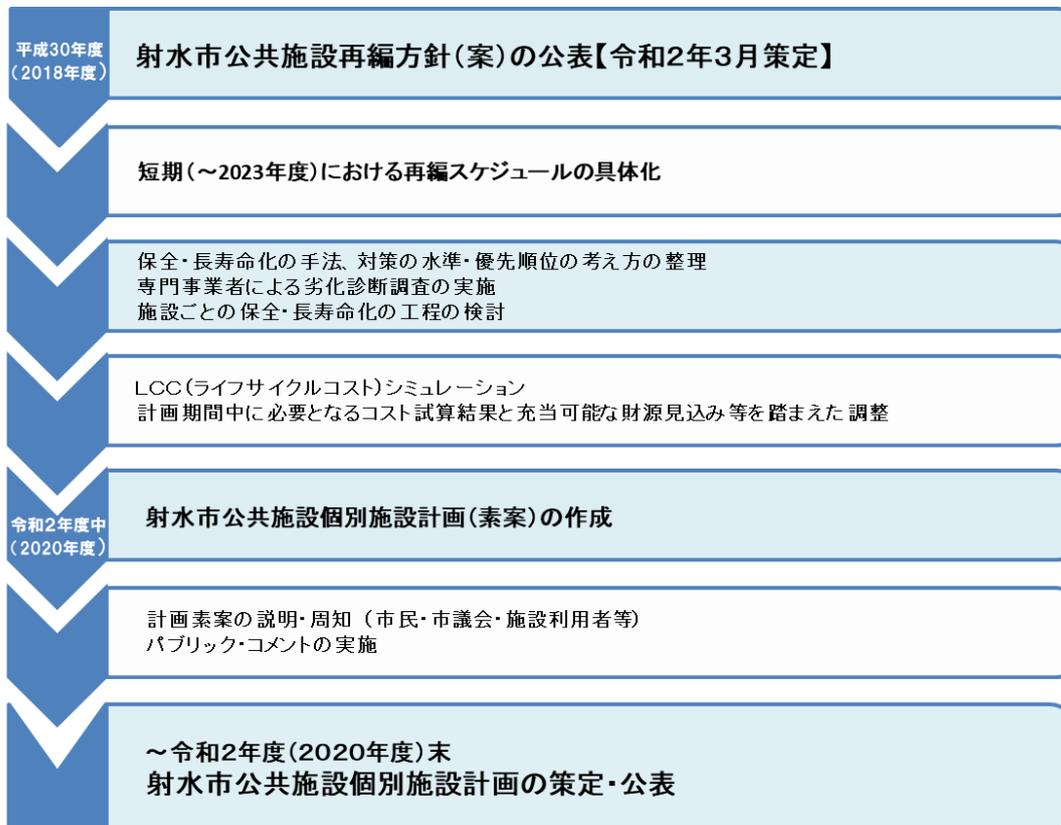
継続して維持する施設については、保全・長寿命化の工程（スケジュール）及び建物の使用期間を設定し、その計画期間内に要するLCC（ライフサイクルコスト）を試算します。

その上で、試算結果と充当可能な財源見込みを踏まえて、必要な見直し・調整を行います。

## 2 個別施設計画の策定

前ページで示した検討課題等について以下のとおり検討を進め、令和2年度（2020年度）末までに個別施設計画を策定します。

### 個別施設計画策定までに検討すべき課題と検討の進め方



## 3 推進体制

本方針を含めた公共施設マネジメント全般の進行管理は、射水市行財政改革推進本部において行うこととします。また、学識経験者及び市民の代表者等から構成する射水市行財政改革推進会議において、幅広く意見を聴取していくこととします。

個別施設計画の策定後は、基本的には5年ごとの定期的な更新・見直しを行うこととします。あわせて、各年度において進捗状況を確認するとともに、計画の前提条件とした本市を取り巻く状況に変化が生じた場合には、必要に応じて随時見直し作業を行うこととします。

## RPAを活用した実証事業の結果について

### 1 自治体行政スマートプロジェクト事業

#### (1) 概要

総務省の委託事業の採択を受け、自治体クラウド構成団体（9市町村）において、福祉、税業務を対象に、業務手順等の団体間比較を行い、高い効果が期待される業務を選定し、標準的な業務手順の策定とRPAの活用による業務効率化の効果について検証を行った。

#### (2) 対象業務と削減効果（年間）

業務名	現行業務時間	RPA導入後	削減効果	削減率
1 軽自動車税車両異動入力事務	1,095時間	176時間	919時間	83.9%
2 税収納データ日次消込事務	393時間	40時間	353時間	89.8%
3 予防接種結果入力事務	846時間	460時間	386時間	45.6%
4 精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療判定結果入力事務	223時間	112時間	111時間	49.8%
5 保育認定・契約情報変更入力事務	183時間	72時間	111時間	60.7%
合計（A）	2,740時間	860時間	1,880時間	68.6%

### 2 市単独事業

#### (1) 概要

自治体行政スマートプロジェクト事業の対象外業務について、RPAの活用による業務効率化の効果について検証を行った。

#### (2) 対象業務と削減効果（年間）

業務名	現行業務時間	RPA導入後	削減効果	削減率
1 施設稼働状況入力事務	1,317時間	898時間	419時間	31.8%
2 国保高齢証発行処理事務	55時間	3時間	52時間	94.5%
3 国保月末集計処理事務	36時間	4時間	32時間	88.9%
4 要介護認定一次判定結果更新事務	45時間	12時間	33時間	73.3%
5 介護収納データ日次消込事務	212時間	53時間	159時間	75.0%
合計（B）	1,665時間	970時間	695時間	41.7%

### 3 検証結果

今回実証を行った10業務において、RPAの活用により、年間2,575時間（58.5%）の業務時間の削減が見込まれる結果となった。

## 令和2年度地方税制改正(案)の要旨について(市町村関係部分)

### 1 個人住民税

未婚のひとり親に対する税制上の措置(令和3年度分以後の個人住民税について適用)

- ・ 未婚のひとり親について寡婦(寡夫)控除を適用する。(控除額30万円)

寡婦(寡夫)控除の見直し(令和3年度分以後の個人住民税について適用)

- ・ 寡婦に寡夫と同じ所得制限(前年の合計所得金額500万円)を設ける。
- ・ 子ありの寡夫の控除額(現行:26万円)について、子ありの寡婦の控除額(30万円)と同額とする。

### 2 固定資産税

現に所有している者の申告の制度化

- ・ 登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者(相続人等)に対し、条例で定めることにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとする。

(令和2年4月1日以後の条例施行の日以後に現に所有している者であることを知った者について適用)

使用者を所有者とみなす制度の拡大(令和3年度分以後の固定資産税について適用)

- ・ 調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとする。

特例措置の延長等

- ・ 新築の住宅・認定長期優良住宅、耐震改修等を行った住宅に係る税額の減額措置の適用期限を2年延長する。

(令和2年4月1日から令和4年3月31日まで延長)

## 電子マネーを利用した市税のスマホ決済の拡充について

### 1 スマホ決済（電子マネー）の概要

市税の納付書に印刷されたコンビニ納付用のバーコードをスマートフォンで読み取り、スマートフォンでご利用の電子マネーで納付ができます。

### 2 スマホ決済（電子マネー）のメリット

納税者は、金融機関やコンビニに出向くことなく、ご自宅や外出先からスマートフォンを使ってキャッシュレスで市税が納付できます。

市は、市税の納付書に印刷されているCNSコンビニ決済用のバーコードをそのまま活用できるので、初期費用を抑えて納付チャネルを追加することができます。※射水市は、CNSコンビニ収納に対応するため、収納代行業者をNTTデータ(株)からCNS（地銀ネットワークサービス(株)）に変更します。

### 3 対象となる電子マネー及びユーザー登録数

- ①ラインペイ 約300万人（2019年11月現在）
- ②ペイペイ 約230万人（2020年1月現在）
- ③支払秘書（ウエルネット） 約1万人（2019年11月現在）

### 4 スマホ決済（電子マネー）の対象となる税目

- ①市県民税（普通徴収）
- ②固定資産税
- ③軽自動車税
- ④国民健康保険税

※コンビニ決済用のバーコードがある納付書  
（督促状、再発行納付書を含む）

## 小・中学校ICT教育環境整備事業について

### 1 概要

文部科学省は、平成29年12月に新学習指導要領の実施を見据え「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」（以下「5か年計画」という。）を示し、昨年12月には新たな施策として「GIGAスクール構想<sup>\*</sup>」を示した。

主な内容は、児童生徒への1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワーク等を一体的に整備することで令和時代のスタンダードとしての学校ICT環境を構築し、情報活用能力の確実な育成を進めるものである。本市では、これまで整備してきた小・中学校の無線LAN環境やタブレット端末等の整備を更に拡充し、国が掲げるICT教育環境の実現に向けた整備を進める。

※ GIGAスクール構想：子どものころからICT環境になじみ、将来の社会で生き抜く力を育むために、1人1台端末環境を備えた学校のあり方を政府が推進していくもの。  
（GIGA：Global and Innovation Gateway for ALLの略）

### 2 本市の整備状況と目標

本市の小・中学校では、これまで「5か年計画」に基づき、無線LAN環境整備と計画的に児童生徒用端末（タブレット端末）等の教育用ICT機器を整備している。

整備内容	本市の整備状況 (令和元年度現在)	目標(国の方針)	
		5か年計画	GIGAスクール構想
無線LAN通信環境	3人に1台程度の端末が円滑に通信できる環境を全校で整備済	3人に1台程度の端末が円滑に通信できる環境の整備	① 高速大容量通信ネットワークの整備 ② 電源キャビネットの整備
児童生徒用端末	全校計 1,535台整備済 (6人に1台程度分)	3人に1台端末の整備	③ 1人1台端末の整備

### 3 今後の整備計画（GIGAスクール構想の実現に向けた整備計画）

#### ① 高速大容量通信ネットワークの整備【10ギガ対応（事業完了：令和2年度）】

全児童生徒1人1台端末で一斉に、大容量の動画視聴やデジタルコンテンツを円滑に使用でき、今後、国のクラウドサーバーとのデータ通信を前提とした通信ネットワークの整備を図る。

#### ② 電源キャビネットの整備【約240台（事業完了：令和2年度）】

全端末を充電・保管するための電源キャビネットを設置する。（配線・電源工事含む）

#### ③ 児童生徒1人1台端末の整備【約7,400台（事業完了：令和5年度）】

国の財源を活用しながら、これまでの「5か年計画」である児童生徒3人に1台端末の整備（地方財政措置）に加え、今回のGIGAスクール構想で示された1人に1台端末の実現に向け、3人に2台端末の整備（国庫補助金）を進める。

## 射水市小杉体育館ネーミングライツパートナーについて

### 1 命名権の応募のあった施設の概要

施設名	射水市小杉体育館
所在地	射水市黒河712番地
施設規模	地上2階建 敷地面積 9,528 m <sup>2</sup> 建築面積 4,290.70 m <sup>2</sup>
施設の内容	【アリーナ】 バスケットボールコート2面、バレーボールコート3面 バドミントンコート6面 ランニングコース1周170m、観客席200席 柔剣道場、卓球場、多目的（トレーニング室）

### 2 優先交渉提案者

事業者名	株式会社 ビルト・プレイズ
所在地	射水市戸破1721番地
代表者	代表取締役 山道 樹里

### 3 提案内容

契約金額	1年当たり110万円（消費税等別）
契約期間	令和2年5月1日から令和3年3月31日まで
愛称	ビルト・プレイズ 歌の森体育館
命名理由	当施設（小杉体育館）は「歌の森運動公園」と隣接していることから、このエリアを「歌の森」の名称とすることで、この一帯の魅力を高め、多くの親子連れや若者など、幅広い世代の市民が活発に世代間交流してもらえるよう希望し、命名したものである。

### 4 応募の経過

市ホームページで募集を行っていたところ、1者から提案書の提出があった。